

長崎県

対馬歴史研究センター所報

Bulletin of Nagasaki Prefectural Research Center for History of Tsushima

No.1
2021.3

あらためまして、

「対馬歴史研究センター」です。

収蔵資料目録

小野家文書

史料紹介

宗義成・義質口宣案について
天保期における対馬藩府中の役所と役職

研究論文

対馬宗家の家督相続と朝鮮通交（外交・貿易）

表紙写真

木村考一様よりご提供いただきました。

撮影地:対馬市上県町女連海岸

長崎県

対馬歴史研究センター

所報

創刊号



「元禄対馬国絵図」(宗家文庫史料 国指定重要文化財)

対馬宗家が元禄期(一六八八〜一七〇四年)に作成した国絵図の控。本図は江戸幕府によって提出が命ぜられ、その後「日本総図」として集成がなされた。提出に際して幕府役人から「かようにも詳細な絵図は見ることがない」と称賛されており、また二九世紀初頭に測量のため対馬を訪れた伊能忠敬も同様の感想をもちましたという。その技術水準の高さは今なお不明な点が多い。

江戸時代(元禄十三年・一七〇〇年)作成縦二七・八センチ×横一七・九センチ

創刊にあたって

長崎県対馬歴史研究センター
所長 外園 利之



このたび『長崎県対馬歴史研究センター所報』を創刊する運びとなりました。

対馬歴史研究センターは、対馬の文化財を保存・活用する目的で、昭和52年(1977)に開設された長崎県立対馬歴史民俗資料館の機能を引き継ぐ施設として、令和2年(2020)4月に開所した機関であります。

当センターは、現存する大名家文書の中でも国内最大級の資料数を有し、平成24年(2012)と平成27年(2015)に国の重要文化財にも指定された「対馬宗家関係資料」をはじめとする国際性豊かで貴重な資料を数多く収蔵しております。

これらの資料を次の世代に継承していくために、当センターは、修理事業等を行いながら、適正に保存管理するとともに、資料の価値をさらに顕在化させるために、資料を活用した調査研究の推進に努めているところであります。

このたび発刊します『長崎県対馬歴史研究センター所報』は、当センターの活動を多くの方に理解していただけるよう、施設概要や沿革、収蔵品の紹介等に加え、修理作業状況や本センター職員の調査研究の成果についても掲載をしています。

また、当センターのスタッフの紹介なども掲載しておりますので、多くの皆様に読んでいただき、親しみを感じていただけたら幸いに存じます。

最後になりましたが、対馬歴史民俗資料館時代を含め、当センターの活動に御理解、御協力いただいている皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも当センターの様々な活動について、御指導、御支援をいただきますようお願いいたします。

目次

概要

基本理念と主要事業・概念図	6
沿革	8
施設紹介	16
フロア図	17
調査研究室・資料閲覧室	18
資料閲覧室の利用について	19
保存修復室	21
見学デッキ・事務室・会議室	22
収蔵庫	23
収蔵品について	25
スタッフ紹介	28

I 調査研究

研究入館者・資料貸出/返却・寄託/寄贈/購入・資料調査・レファレンス	30
収蔵品目録 小野家文書	31
史料紹介②「宗義成・義質口宣案について」古川祐貴	37
史料紹介①「天保期における対馬藩府中の役所と役職」丸山大輝	46
研究論文「対馬宗家の家督相続と朝鮮通交(外交・貿易)」古川 祐貴	68
図版	88

II 保存修復

維持管理行為	94
本格修理(対馬宗家関係資料)	96
本格修理(高麗版一切経)	99

III 国内外の研究機関との連携

東京大学史料編纂所との共同研究	102
-----------------	-----

IV 情報発信

ホームページ・リーフレット紹介	106
視察・見学	108
出前講座	110
取材協力	111
寄贈・購入図書	112

概要

基本理念と主要事業

・概念図

沿革

施設紹介

フロア図

調査研究室・資料閲覧室

資料閲覧室の利用について

保存修復室

見学デッキ・事務室・会議室

収蔵庫

収蔵品紹介

スタッフ紹介

基本理念と主要事業

1 調査研究

「対馬宗家関係資料」など、対馬に関する歴史資料の調査研究を推進し、新たな歴史的事実の把握に努める。

2 保存修復

「対馬宗家関係資料」など貴重な歴史資料を安全かつ安定的に保存管理するとともに、修理等を実施し、次世代へ継承していく。

基本理念

地元対馬の宝であり、国の重要文化財でもある「対馬宗家関係資料」を中心とした貴重な歴史資料を適正に保存管理し、人類共有の遺産として次世代に継承するとともに、調査研究を推進することで、資料の価値をさらに顕在化させ、人々に正確な歴史的事実を伝えていく。

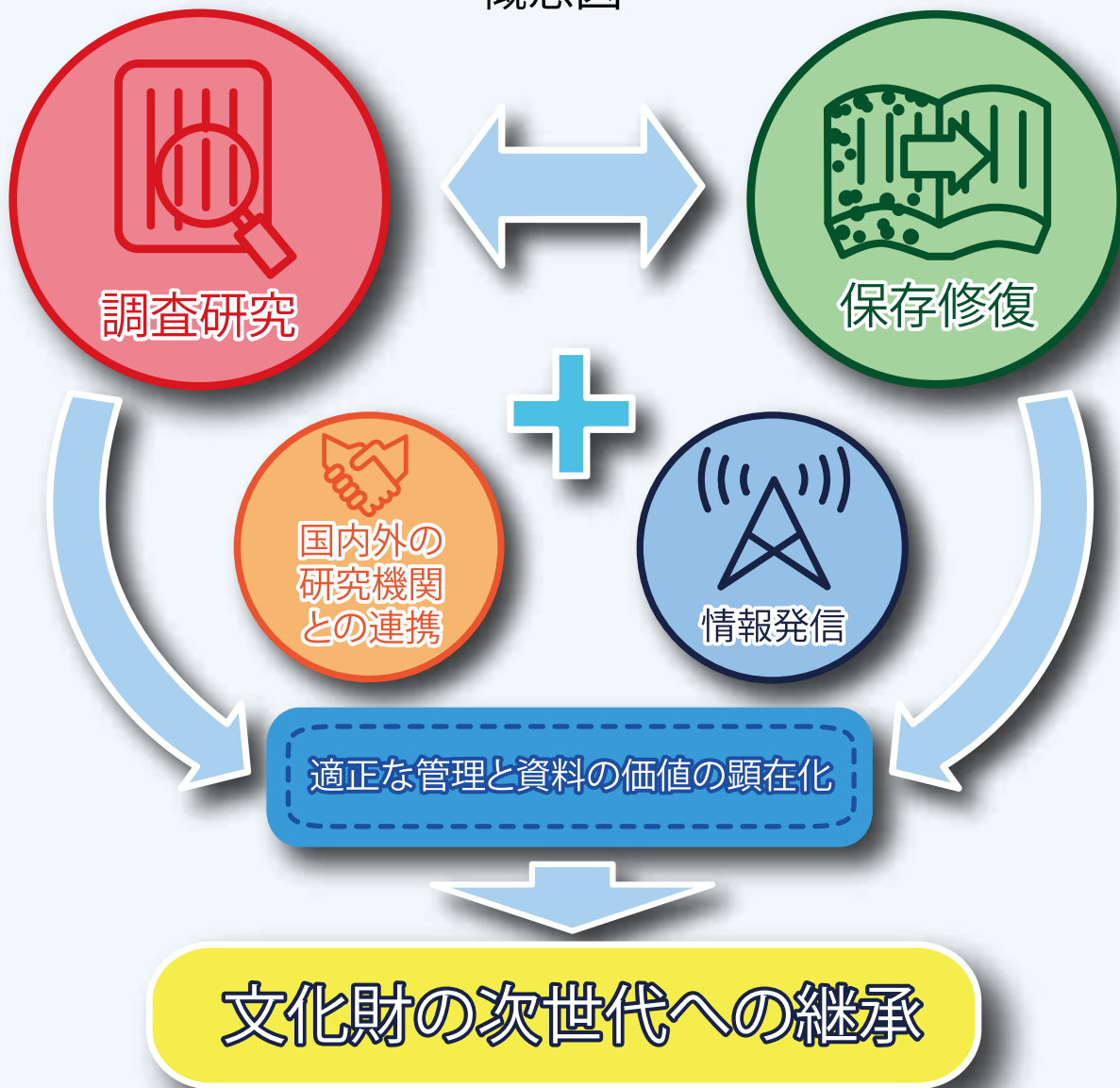
3 国内外の研究機関との連携

国内外の研究機関及び研究者と学術ネットワークを構築し、国内外の研究者が集う研究調査の交流拠点を目指す。

4 情報発信

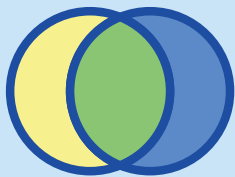
収蔵資料及び研究成果のデータベース化、デジタル画像の公開など、ホームページ等を活用した国内外への情報公開を促進する。

概念図



対馬博物館との合築効果

博物館機能と調査研究機能の一体化



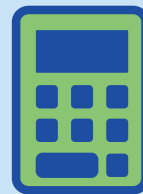
博物館機能と調査研究機能を一体的に運用することで、研究者から一般観光客まで来館者の学習意欲や興味・ニーズに応えることができる。

両施設の学芸員の連携



両施設の学芸員が連携することで、質の高い運営や情報発信が可能となる。

共用部の一体化



収蔵庫や機械室など共用部分を一体化することで、整備・運営コストの軽減を図る。

1972-1976

1972
S47

【陳情】県立博物館(分館)の建設について
(対馬の自然と文化を守る会会長→長崎県知事・県教育長宛て)



「宗家文庫」を視察する文化庁・山本信吉文化財調査官

1973
S48

対馬学術総合調査にて、文化庁より「宗家文庫」の重要性が指摘される

【陳情】県立博物館(分館)の建設について
(対馬町村会長・対馬町村議会議長会長・対馬の自然と文化を守る会会長→長崎県知事・県教育長宛て)

【陳情】県立博物館(分館)の建設について
(対馬地方教育委員会連絡協議会会長・対馬教育長会長→長崎県知事・県教育長宛て)

【陳情】県立博物館(分館)の建設について
(対馬町村組合管理者・対馬町村組合議会議長→長崎県知事・県教育長宛て)

【請願】県立対馬博物館建設に関して
(対馬町村会長・対馬町村議会議長会長・対馬教育長会長・
対馬の自然と文化を守る会会長→長崎県議会議長宛て)

対馬博物館建設促進協議会(期成会)発足

1974
S49

【陳情】対馬歴史民俗資料館建設事業の国庫補助事業採択について
(長崎県知事→文化庁長官宛て)

「宗家文庫史料」予備調査

1975
S50

「宗家文庫史料」第1期調査(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～昭和52年度)

博物館建設に伴う敷地測量

【陳情】博物館設立について
(対馬博物館建設促進協議会会長→長崎県知事宛て)

博物館建設に伴う第1次発掘調査



「宗家文庫史料」日記類・記録類調査(田代和生氏提供)

1976
S51

博物館建設に伴う第2次発掘調査

博物館建設工事着工

対馬歴史民俗資料館竣工
(鉄筋コンクリート2階建、延面積1003.14平方メートル、総工事費1億6600万円)

1977-1983



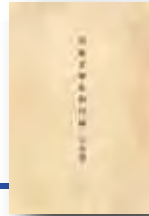
完成当初の対馬歴史民俗資料館

1977
S52

対馬歴史民俗資料館条例施行

宗家より「宗家文庫」寄託の内諾

『宗家文庫史料目録(日記類)』発行



宗家文庫史料目録
(日記類)



開館式典

1978
S53

「宗家文庫史料」第2期調査
(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査
委員会へ委託)(～昭和56年度)

対馬歴史民俗資料館開館

対馬歴史民俗資料館開館式典&「対馬の考古・美術」展



開館式次第

1981
S56

『宗家文庫史料目録(記録類Ⅰ)』発行



宗家文庫史料目録
(記録類Ⅰ)

1982
S57

「宗家文庫史料」第3期調査(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～昭和59年度)

1983
S58

対馬歴史民俗資料館
開館5周年記念式典&「対馬 宗家資料展」



対馬 宗家資料展
(開館5周年記念)



開館5周年記念式典に出席した宗武志氏

1984-1991

1984
S59

『宗家文庫史料目録(記録類Ⅱ)』発行



宗家文庫史料目録
(記録類Ⅱ)

1985
S60

「宗家文庫史料」第4期調査(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～昭和63年度)

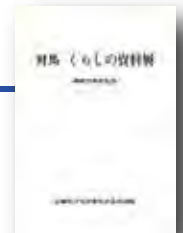
1986
S61

常陸宮様ご来館

1988
S63

「宗家文庫史料」第5期調査
(国庫・県費補助事業、宗家文庫調査委員会へ委託)(～平成元年度)

対馬歴史民俗資料館開館10周年記念「対馬 暮らしの資料展」



対馬 暮らしの資料展
開館10周年記念

1989
H1

『宗家文庫史料目録(記録類Ⅲ)』発行



宗家文庫史料目録
(記録類Ⅲ)

1990
H2

館員による「宗家文庫史料」一紙物調査整理(～平成7年度)

『宗家文庫史料目録(記録類Ⅳ 和書 漢籍)』発行



宗家文庫史料目録
(記録類Ⅳ・和書・漢書)

1992-2003

1992
H4

「宗家文庫史料」の「裏打ち」作業開始



「裏打ち」作業の様子

1995
H7

「裏打ち」作業分のマイクロフィルム化開始

対馬歴史民俗資料館屋上改装工事竣工

1996
H8

関西大学による「宗家文庫史料」一紙物予備調査(～平成9年度)

対馬歴史民俗資料館館内空調設備設置



「対馬と韓国の文化交流史」展

1997
H9

対馬歴史民俗資料館1階展示場改修工事竣工

対馬歴史民俗資料館
開館20周年記念式典
& 「対馬と韓国との文化交流史」展



萬松院境内倉庫時代の「宗家文庫」
(田代和生氏提供)

2000
H12

「宗家文庫史料」一紙物調査(関西大学へ委託)(～平成14年度)

萬松院境内倉庫残存「宗家文庫」の搬入



萬松院境内倉庫より「宗家文庫」搬出

2003
H15

長崎県・対馬6町が宗家より「宗家文庫史料」を購入

2004-2009

2004
H16

「宗家文庫史料」一紙物調査
(国庫補助事業、関西大学へ委託)(～平成20年度)



「宗家文庫史料」一紙物調査風景

2006
H18

秋篠宮様ご来館



秋篠宮様ご来館

2007
H19

「宗家文庫史料」冊子物調査(～平成23年度)

朝鮮通信使400周年記念
対馬歴史民俗資料館開館30周年記念式典
「対馬にのこる日韓交流の礎」展



「対馬にのこる日韓交流の礎」展

2008
H20

対馬歴史民俗資料館出前講座・
田代和生先生(慶應義塾大学教授)講演会
「江戸時代の日本人町・倭館を語る」
李薰先生(韓国国史編纂委員会研究員[当時])特別講演

『対馬宗家文庫史料一紙物目録(1)～(3)』発行



講師の田代和生先生と李薰先生



対馬宗家文庫史料一紙物目録(1)～(3)

2009
H21

「裏打ち」作業の停止
「維持管理行為」の開始

「宗家文庫史料」絵図類等調査
(国庫補助事業、宗家文庫史料絵図類等調査委員会へ委託)
(～平成23年度)



宗家文庫史料絵図類等調査の様子

2010-2013

2010
H22

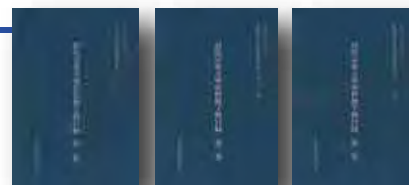
対馬歴史民俗資料館出前講座
田代和生先生(慶應義塾大学教授)講演会
「国書改ざん事件(柳川一件)を語る」



「国書改ざん事件(柳川一件)を語る」

2011
H23

『対馬宗家文庫史料冊子物目録 第1～3巻』発行
『対馬宗家文庫史料絵図類等目録』発行



対馬宗家文庫史料冊子物目録 第1～3巻

2012
H24

対馬市が「対馬博物館基本計画」策定
重要文化財新指定記念
「日朝交流の軌跡～対馬宗家文書8万点の調査を終えて～」展
(於九州国立博物館、対馬歴史民俗資料館)



対馬宗家文庫史料絵図類等目録

「宗家文庫史料」のうち16,667点が重要文化財に指定される

小田家文書(48通)1巻が重要文化財に指定される



文化審議専門委員会委員視察の様子



「日朝交流の軌跡」展 於対馬歴史民俗資料館



2013
H25

ハングル書簡調査(～平成26年度)



ハングル書簡調査の様子



「日朝交流の軌跡」展
関連イベント・パネルディスカッション



2014-2017

2014
H26

対馬歴史民俗資料館出前講座
田代和生先生(慶應義塾大学名誉教授)講演会
『『交隣提醒』に託した雨森芳洲の思い』



『『交隣提醒』に託した雨森芳洲の思い』

『対馬宗家文庫史料朝鮮訳官発給ハングル書簡調査報告書』発行

2015
H27

『宗家文庫史料』第1期修理事業開始(～令和元年度)
『宗家文庫史料』のうち35,279点が重要文化財に追加指定される
朝鮮国信使絵巻が
日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」
の構成文化財となる



対馬宗家文庫史料朝鮮訳官発給ハングル書簡調査報告書

2016
H28

対馬歴史民俗資料館出前講座
田代和生先生(慶應義塾大学名誉教授)講演会「朝鮮通信使が見た庶民芸能」
入館者数最多H28年度112,220人(うち外国人103,741人)を記録



「朝鮮通信使が見た庶民芸能」

2017
H29

対馬歴史民俗資料館一時休館
朝鮮国信使絵巻(上・下巻)
朝鮮国信使絵巻(文化度)
七五三盛付繰出順之絵図が
ユネスコ世界記憶遺産「朝鮮通信使に関する記録」の構成遺産となる



朝鮮国信使絵巻(文化度)



七五三盛付繰出順之絵図



朝鮮国信使絵巻(上下巻)

2018-2020

2018
H30

対馬博物館への移転に伴う燻蒸作業
(窒素ガス燻蒸・炭酸ガス燻蒸)



炭酸ガスの運び入れ



対馬歴史民俗資料館での燻蒸作業



燻蒸効果判定用のコクゾウムシ

2019
R1

対馬博物館への移転に伴う燻蒸作業
(窒素ガス燻蒸・炭酸ガス燻蒸)

対馬博物館完成
対馬博物館への引っ越し作業

対馬歴史民俗資料館閉館



対馬博物館での燻蒸作業及び引越し作業

2020
R2

対馬歴史研究センター開設

「宗家文庫史料」第2期修理事業開始
(～令和6年度)



建設途中の対馬博物館

施設紹介



長崎県対馬歴史研究センターは、対馬市立対馬博物館の2階に併設され、「金石城跡」(国史跡)の指定地に隣接しています。周辺には「旧金石城庭園」(国名勝)や「万松院」、「清水山城跡」(国史跡)など旧跡等のほか、対馬市役所、対馬市交流センターなどの行政施設や商業施設もあり、市の中心市街地に位置することから、市民や観光客にとって便利な場所にあります。

前身の対馬歴史民俗資料館の機能を受け継ぎながら、調査研究機能のさらなる充実を図るとともに、重要文化財「対馬宗家関係資料」などの歴史資料を適正に管理しながら、積極的に国内外に情報発信してまいります。

また、様々な活動を通して市民・県民の方々に、地域の文化財を後世に守り伝えていく意識を高めていただけるように努めてまいります。

【施設概要(博物館棟)】

- 全体建築面積4,097.26㎡
- うち県専用(事務室・研究室等) 324.52㎡ 約8%
- うち共用部(収蔵庫・機械室等) 2,376.60㎡ 約58%
- うち市専用(展示室・事務室等) 1,396.14㎡ 約34%



長崎県対馬歴史研究センター

所在地
長崎県対馬市厳原町
今屋敷668番地2

連絡先
電話：0920-52-3687
ファックス：0920-52-1816
メール：
s40470@pref.nagasaki.lg.jp

休所日

毎週土曜日、日曜日、国民の祝祭日、12月28日～1月3日(年末年始)

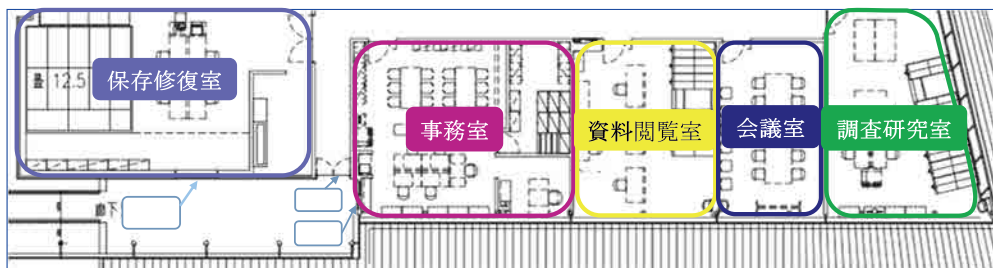
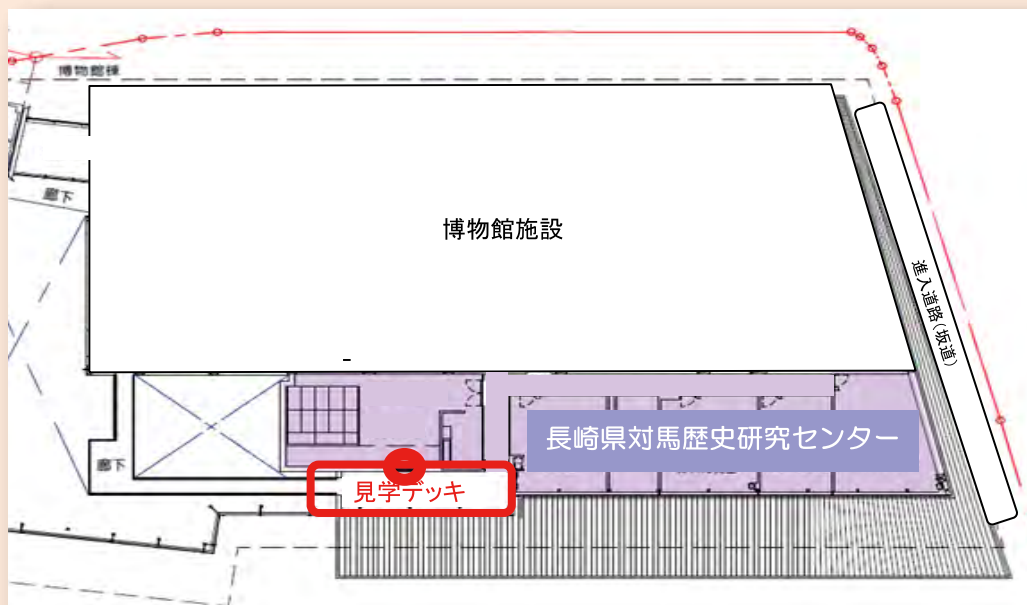
※このほか臨時に休所することがあります。
ホームページの最新情報をご確認ください。

開所時間 午前9時～午後5時45分

対馬歴史研究センターフロア図

2F

- 見学デッキ 資料閲覧室
- 保存修復室 会議室
- 事務室 調査研究室



【研究センター諸室概要】

保存修復室

- 文化庁や修理業者の技術指導を受けながら、維持管理行為を行う部屋。
- 隣接の見学デッキに設置した公開窓により、実際の作業風景を公開。(公開日・時間等限定)

事務室

- 職員が常駐し、外部研究者等の入館受付等を行う部屋。

資料閲覧室

- 外部研究者が所蔵資料等の閲覧を行う部屋。

会議室

- 会議や打ち合わせ等に使用する部屋。

調査研究室

- 学芸員が調査研究を行う部屋。

調査研究室



調査研究室では、「対馬宗家関係資料」など、対馬に関する歴史資料の調査研究を推進し、新たな歴史的
事実の把握に努めています。

資料閲覧室



資料閲覧室では、対馬歴史研究センターが収蔵する「対馬宗家関係資料」などを閲覧する
ことができます。令和4年度からは一日あたり3組、令和3年度は一日あたり1組までの研究入館者を受け入れ
ていく予定です。

資料閲覧室の利用について

長崎県対馬歴史研究センター（以下、「当センター」）所蔵の資料を、資料閲覧室で閲覧できます。
下記事項にご留意の上、ご利用ください。



開室時間

午前9時30分から午後0時まで

午後1時から午後4時30分まで（閲覧資料申請の受付時間は午後4時まで）



閉室日

土日・祝祭日および年末年始（12月29日から1月3日まで）

ただし、業務の都合により閉室する場合があります。

詳しくは、研究センターのホームページ（<https://tsushima-hrc.jp/>）の資料閲覧予約システムにてご確認ください。



利用料

無料（撮影含む）



利用人数

1日あたり最大3組6人まで

ただし、令和3年度は1日あたり1組まで



利用の手続き

- ◆ 閲覧を希望される方（以下、「閲覧者」）は、閲覧希望日の10日前までに資料閲覧予約システムにてご予約ください。予約は閲覧希望日の3ヶ月前から可能です。（先着順）

なお、インターネット予約ができない場合は、当センターに直接電話でお申込みください。
（TEL:0920-52-3687）

- ◆ 閲覧希望日の10日前に、当センターから予約確定メールをお送りします。
なお、資料の状態によっては、閲覧をお断りすることがあります。

- ◆ やむを得ない理由によりキャンセルされる場合は、当センターに電話でご連絡をお願いします。
なお、無断キャンセル及びやむを得ない理由以外のキャンセルについては、次回からの利用をお断りすることがあります。

- ◆ 来所当日は、予約確定メールをプリントアウト、あるいはメール画面表示にて、当センター（対馬博物館2階）までお越しください。
なお、対馬博物館が開館するまでは、職員通路口のインターホンで当センター職員を呼び出し、当センター職員の案内で入室してください。

利用予約カレンダー
はこちらから





利用日数・閲覧資料点数

利用日数は、最長連続する3日間とし、閲覧できる資料数は、1日あたり最大20点とします。ただし、所長が特に認める場合は、この限りではありません。

なお、二次資料(紙焼き)がある場合は、二次資料での閲覧をお願いします。(二次資料の閲覧数は、閲覧資料の点数には含めません。)



利用上の注意事項

閲覧者は、下記のことを遵守してください。従わない場合は、利用を停止することがあります。

- ◆ 体調が悪い場合は、利用しないこと。(37.5度以上の発熱がある方、咳やのどの痛み等がある方等)
- ◆ 入室時の検温、マスクの着用、手指の消毒など新型コロナウイルス感染症対策に協力すること。
- ◆ 入口で渡す来館者用名札を常時着用すること。
- ◆ カードキーは譲渡および紛失しないこと。
- ◆ 許可されたエリア以外には立ち入らないこと。
また、資料閲覧室を離れる場合は当センター職員に連絡すること。
- ◆ 当センター内では、飲食(アメ等も含む)および喫煙は行わないこと。
- ◆ 閲覧室には、カメラ、筆記用具、ノート、定規、パソコン、その他当センターが持ち込みを認めた物以外は持ち込まないこと。
- ◆ 閲覧は手を洗った後、所定の場所で行い、閲覧後は資料を元の場所に返却すること。
- ◆ シャープペンシルやインクの出るボールペン等は使用しないこと。
メモなどをとる際は、鉛筆を使用すること。
- ◆ 撮影は撮影台でカメラを固定して行うこと。
- ◆ 駐車場は対馬博物館の駐車場を利用すること。
なお、駐車台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- ◆ 当センター職員の指示に従うこと。
- ◆ 施設の管理上、対馬博物館に利用日時、所属情報を提供することに了承すること。



汚損・破損等

資料は丁寧にお取り扱いください。万一資料や設置備品等を汚損・破損または紛失した場合は、現品または相当の対価をもって弁償していただくことがあります。



利用の手続き

当センターでは、コピー(複写)サービスは行っておりません。撮影された資料や研究センターが提供した資料画像を、書籍・論文・新聞・雑誌・テレビ、インターネット公開(ホームページやSNS等)等で使用される場合は、別途申請が必要となります。

なお、申請の様式は、当センターのホームページに掲載しています。



保存修復室



維持管理行為



水回り

保存修復室は、文化庁などの指導に基づき、「対馬宗家関係資料」など、古文書の劣化や破損が進行しないよう維持管理行為を施すための部屋です。クリーニング（ほこり落とし）などの作業および修理業者から技術指導を受けるスペース（畳約12畳）や、専用の水回りを備えています。また、保存修復室を独立させることにより、温湿度環境の維持や、防犯管理対策の徹底を図っています。

公開窓からは来館者が作業の様子を通路から見学できるようになっています。（公開日・時間等限定）



選定保存技術保持団体の指導

見学デッキ



見学デッキからは、保存修復室内の作業の様子を見ることができます。また、今後モニターで修復事業を含めたセンターの活動内容等を紹介していく予定です。

作業内容の公開や映像を通して、文化財を守り次世代へ継承することの大切さを伝えていきます。



事務室

事務室では職員が常駐し、センターの管理・運営及び来館者の受付、応接等を行っています。



会議室

会議室では、所内の打ち合わせや会議のほか来館者の対応などを行っています。

大学等の外部研究機関(団体)の研究入館や、研究機関等との会議、共同研究でも利用しています。

収蔵庫(1層目)



「宗家文庫史料」などの文化財は、収蔵庫に保管されています。文化財の材質に応じて、適切な温湿度が異なるため、それぞれの収蔵庫に分けて保管しています。



収蔵状況



対馬歴史民俗資料館時代の収蔵庫

中性紙で作られた専用の収納箱に管理番号順に並べています。対馬歴史民俗資料館時代と比べ、ゆつたりと配置し、取り出しやすいようになっています。

また、文化財にとって最適な保存状態を保つため、温湿度管理には、細心の注意を払っています。



データロガー（温湿度計）

収蔵庫(2層目)



収蔵庫は2層式になっています。これによって、お経などの大部の資料も効率よく収蔵できるようになりました。また、2層目の床をメッシュ構造とすることで、空気が循環し易いよう工夫しています。

各収蔵庫の手前には前室と呼ばれる部屋を用意しています。収蔵庫と同じ温湿度管理をしており、扉の開閉による外気の侵入や収蔵庫内の温湿度変化を防いでいます。



前室

収蔵品について

破



外的な要因によって
ひどく破損しています

変



水染みによって変色しています

喰



表紙虫に食われています



綴じ紐がなくなって、
ページがバラバラです

散

壊れた文化財

当センターが所蔵する「宗家文庫史料」は、その大部分が国の重要文化財に指定され、「日本の宝」になっています。しかし、「日本の宝」だからと言っても、きれいなものばかりではありません。現在に至るまでに様々な理由で壊れてしまったものが多々あります。



虫食いによって、
ページの見境がつかなくなっています

壊

黴



カビによって
汚損されています



皺

経年や閲覧などによって
折れています

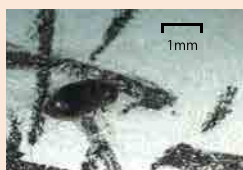


固

固まって開くことができません

代表的な

文化財を傷める犯人たち



シバンムシ…ほとんど全ての動・植物質を食害しますが、特に加工穀類のような乾燥植物質を好みます。暖かい場所が好きです。



シミ…紙や写真に用いられる糊などの多糖類やデンプンを含む物質を好みます。湿気の多い場所が好きです。

写真提供：東京文化財研究所

文化財は何もしなくても自然に劣化していきます。また、虫やカビなどの生物被害に遭ったりすると、より一層壊れてしまい、文化財としての体裁をなさなくなってしまいます。古文書であれば、書いてある文字が読めなくなり、歴史研究ができなくなります。

博物館などでよく見られる文化財害虫には、シバンムシ、カツオブシムシ、ゴキブリ、キクイムシ、シミ、ヒョウホンムシ、チャタテムシなどがいます。またカビのもとになる胞子は空気中に浮遊していて、悪条件が揃ってしまうと容易に発生してしまいます。

このため当センターにおいても、温湿度管理だけでなく、修理業者に委託して、燻蒸(文化財の殺虫・殺卵)を実施しています。またすでに壊れてしまったものは、センター内や専門業者に委託するかたちで修理を行い、文化財を後世に伝えるための努力を行っております。

収蔵品紹介

当センターでは、多くの資料を収蔵しています。カテゴリ別に分類すると、以下のようになります。

宗家文庫史料

対馬宗家が作成・管理した藩政資料群。くずし字で書かれた古文書や、彩色が施された絵図、大名道具などのカテゴリで構成されています。



宗家文庫史料のうち**5万点**余りは、平成24年(2012)と同27年(2015)の2回に分けて、**国の重要文化財**に指定されました。その指定件名が「対馬宗家関係資料」です。

また、朝鮮通信使関係の**繪巻4巻**が**日本遺産、世界の記憶(ユネスコ世界記憶遺産)**に認定されています。

重要文化財「対馬宗家関係資料」

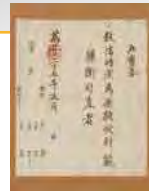
文書・記録類	46,527点
絵図・地図類	1,469点
典籍類	3,338点
印章類	218点
書画・器物類	394点
合計	51,946点

その他の資料

島内の個人や、宗教法人から寄託(所有者が所有権を持ったまま当センターへ預けること)されたものがほとんどです。「古文書」は近世(江戸時代)のものが中心ですが、中世のものが少なからず含まれているのが対馬の古文書の特徴と言えます。また、「美術工芸品」の中には多くの渡来経典が含まれており、「宗家文庫史料」と並ぶ収蔵品の双壁をなしています。

※赤字は指定文化財。「点数」は全てR3.4.1時点のものであり、今後の寄託/寄託解除や、調査の進展によって変化する可能性があります。

古文書
16,807点



中世 39点 【国指定】朝鮮国告身(個人所蔵)3点
【国指定】小田家文書(四十八通)(長崎県所蔵)1点
【国指定】金剛院文書(宗教法人所蔵)31点

近世 14,102点 【国指定】朝鮮国告身(小野家伝来)(長崎県所蔵)2点

近代・現代 2,666点

美術工芸品
4,513点



歴史資料
305点

絵画資料 17点

油絵 30点

掛軸 457点

【県指定】醴泉院の涅槃図(宗教法人所蔵)1点

【県指定】醴泉院の釈迦十六善神図(宗教法人所蔵)1点

甲冑 4点

経典 3,948点

【国指定】高麗版大般若経(宗教法人所蔵)599点

【国指定】高麗版一切経(宗教法人所蔵)1,345点

【国指定】高麗版大般若経(宗教法人所蔵)165点

【県指定】西福寺の元版大般若経(宗教法人所蔵)429点

【県指定】東泉寺の五部大乘経(宗教法人所蔵)211点

【市指定】妙光寺の元版大般若経(宗教法人所蔵)596点

金工 13点

【国指定】金鼓(宗教法人所蔵)1点

銃砲刀剣 10点

陶器・陶磁器 15点

【県指定】青磁陽刻牡丹唐草文(宗教法人所蔵)1点

仏像 19点

【国指定】銅造如来立像(宗教法人所蔵)1点

【市指定】大徳寺の誕生仏(宗教法人所蔵)1点



収納箱
76点

合計
21,701点
うち指定文化財
【国指定】2,146点
【県指定】645点
【市指定】597点

総合計
97,843点

うち指定文化財
55,334点

スタッフ紹介

対馬で好きな場所について聞きました



所長 外園 利之

当センターには、国際色豊かで歴史上大変貴重な資料が数多くあります。これらの資料を初めて見た時の私の驚きと感動を、ぜひ多くの方に伝えていきたいと考えています。

対馬には金田城跡をはじめ風光明媚で歴史を感じる事ができる数多くの場所があり、それらを巡ることを楽しんでいます。



課長 富田 和宏

所の事務事業の総括、予算の管理、執行等のほか出納員としての業務を担当。私は漁港の近くで生まれ、船の音を子守唄に育ったので、対馬の海岸や海、船を見るとすこく落ち着きます。

対馬には神秘的な場所が数多く存在し、その全てを見て回ってはいませんが、それぞれに歴史や文化があり魅力的な佇まいがあると思います。



主任学芸員 古川 祐貴

学芸業務全般を担当。重要文化財指定を受けた対馬宗家文書などの修理事務や、収蔵品の調査・研究、整理を行っています。一方で、宗家文書を用いた研究をライフワークとしています。専門は日本の近世政治・外交史。

韓国展望所(鰐浦)。ヒトツバタゴが咲き誇り、朝鮮半島が望めます。



事務員 秋永 千代子

当センターで事務とそのほか雑事のお手伝いをしています。時々、歴史の本に目を通しています。

対馬は魅力的な場所がたくさんあります。その中でも和多都美神社と霊峰白嶽に惹かれます。



学芸員 丸山 大輝

学芸業務のほか、資料の閲覧・掲載・貸与、レファレンス対応、広報を担当しています。専門分野は日本近世史です。地域史、鷹をめぐる社会と自然環境をテーマに研究を行っています。

漁火公園。たまにここに来て対馬海峡を眺めます。足湯とジャングルジムとゴリラがお気に入りです。



事務補助員 山下 恭子

業務内容は、収蔵品の整理やそれに伴う作業補助、データ入力や環境整備などです。

金田城(城山)からの眺めです。ぼっこりした山々がとてもかわいく大好きです。



史料調査補助員 小島 利恵子

一つ一つの作業を行うことにより、対馬の歴史保存に携われる喜びを常に感じています。

烏帽子岳から見る浅茅湾の雄大な景色と、対馬海峡の水面に映る漁火の灯り。



事務補助員 若松 香織

所報の編集をしています。わからないことばかりであたふたしていますが、楽しく働かせて頂いています。

姫神山砲台跡が好きです。「ラピュタは本当にあったんだ!」と叫びたくなります。



調査研究

研究入館者・資料貸出/返却・
寄託/寄贈/購入・
資料調査・レファレンス

収蔵品目録 小野家文書

史料紹介②

「宗義成・義質口宣案について」

古川 祐貴

史料紹介①

「天保期における
対馬藩府中の役所と役職」

丸山 大輝

研究論文

「対馬宗家の家督相続と
朝鮮外交(外交・貿易)」

古川 祐貴

図版

研究入館者

令和2年度は一般研究者の受け入れを行っていませんでしたが、以下の団体を受け入れました。

受入団体	対馬市教育委員会文化財課	(計6回)
	九州国立博物館	(計1回)

令和3年4月からは一般研究者の受け入れを開始しますので、ぜひご利用ください。

資料貸出/返却

貸出資料 | なし

返却資料 |

- ・元版五部大乘経 (平成29年度貸出分)
- ・元版大般若経 (平成29年度貸出分)
- ・元版大般若経 (平成29年度貸出分)

寄託/寄贈/購入

寄託資料 | なし

寄贈資料 | なし

購入資料 | 宗義成口宣案 1点 (詳しくは本誌p37~p45史料紹介②を
宗義質口宣案 1点 (ご参照ください。)

資料調査

資料所蔵者からの要望で、資料調査を実施しました。



レファレンス

当センター所蔵の資料や対馬の歴史に関する問い合わせにお答えしています。令和2年度に届いた主なレファレンスは以下の通りです。

お問い合わせ 内容	・宗家や宗家文庫史料に関すること:5件
	・家の由緒や人物に関すること:4件
	・対馬の献上蜂蜜について:1件
	・若田硯について:1件
	・江戸時代における対馬の地名について:1件
	・センターの利用(資料の閲覧・撮影)に関すること:3件
	・所蔵資料に関すること:4件

など

管理番号	枚番	名称	作成	宛名	年月日	形態	員数	丁数・紙数	法量	備考
106		絵本大間記 巻之七				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	28丁	24.1×18.9	題箋なし。(朱書)「梅野氏所蔵」。
107		絵本大間記 六篇巻之十				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	29丁	22.5×18.0	題箋なし。(朱文方印)「梅野氏所蔵」。(朱書)「梅野氏所蔵」。
108		礼記				袋綴装冊子	1冊	85丁	27.5×19.5	表紙欠損。
109		集義和書 十五				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	44丁	27.3×18.8	(内扉)「小野」。
110		辺鄙手習草				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	134丁	29.0×16.7	「所有 小野勘十郎」。
111		集義和書 十三				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	33丁	26.9×18.8	
112		集義和書 五				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	13丁	27.0×21.7	「小」(恒信(花押))。
113		惣字大学				袋綴装冊子	1冊	50丁	26.5×19.6	
114		詩経				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	87丁	26.6×19.5	(表紙)「小野氏」。
115		宗氏家譜				堅帳	1冊	42丁	26.1×21.2	
116		褒賞授与之証(稲五等賞)	長崎県対馬島司正六位勲五等原田謙吾(印)	長崎県上県郡伊奈村小野勘十郎	明治38年5月7日	専用紙	1通	1紙	39.5×51.4	
117		褒賞授与之証(大妻一等賞)	長崎県対馬島司從五位勲五等原田謙吾(印)	長崎県上県郡伊奈村小野勘十郎	明治39年8月8日	専用紙	1通	1紙	38.5×51.4	
118		褒賞授与之証(大妻五等賞)	長崎県対馬島司從五位勲五等原田謙吾(印)	長崎県上県郡伊奈村小野熊之允	明治39年8月8日	専用紙	1通	1紙	39.5×51.4	
119		会員証	帝國軍人後援会總裁大勲位功二級載仁親王(印)・帝國軍人後援会長正三位勲二等伯爵松平頼壽(印)	小野勘十郎氏	昭和13年9月18日	専用紙	1通	1紙	26.6×33.8	
120		「褒賞状」(立憲民政党長崎県地方評議会の嘱託尽力に付)	立憲民政党総裁濱口雄幸(印)	小野勘十郎殿	昭和2年7月29日	専用紙	1通	1紙	19.8×27.0	
121		推薦状	立憲民政党長崎県支部(印)支部長則元由庸(印)	小野勘十郎殿	昭和2年7月	専用紙	1通	1紙	19.8×27.3	
122		「委嘱状」(明治神宮奉賛会長馬委員を嘱託)	(印)明治神宮奉賛会会長正二位勲一等公野徳川家運	小野勘十郎氏	大正5年1月28日	専用紙	1通	1紙	26.0×32.3	
123		「委任状」(朝鮮總督府技師に委任)	(印)内閣総理大臣正三位勲一等吉田茂宣	朝鮮總督府忠清北道技手小野高光	昭和21年5月30日	専用紙	1通	1紙	20.8×29.5	
124		株式会社対馬銀行株券	株式会社対馬銀行取締役頭取倉成綱作(印)	株主小野勘十郎殿	大正9年7月1日	専用紙	1通	1紙	20.3×26.5	
125		「通知」(借用史料返却に付)	朝鮮總督府朝鮮史編修会(印)	長崎県対馬島仁田村伊奈小野勘十郎殿	昭和2年6月10日	罫紙	1通	2紙	27.7×19.8	朝鮮總督府朝鮮史編修会罫紙。
126		図書借入方二開又ハ件	対馬島庁(印)	小野勘十郎殿	大正14年9月16日	罫紙	1通	1紙	26.5×17.7	字第一一四五号。長崎県対馬島庁罫紙。
127		覚(銭勘定)	草夫友■(印)	小野熊之允様	午正月4日	切紙	1通	1紙	23.8×11.2	
128		「御書付か」				現状切紙	1通	1紙	26.2×24.9	
129		「漢詩」	獲(印)(印)			罫紙	1通	1紙	28.2×34.6	落款3額あり。まくりか。
130		「断簡」				断簡	1括	5点	—	文書断簡か。
131		「軸箱か」				二方棧蓋式箱	1点	—	縦8.6×横33.3×高5.4	形製。
132		「軸箱か」				二方棧蓋式箱	1点	—	縦6.5×横37.8×高6.0	形製。
133		「木箱」				被せ蓋式箱	1点	—	縦39.4×横27.0×高15.0	形製。
134		下附籠				被せ蓋式箱	1点	—	縦66.8×横43.0×高13.8	杉製。蓋裏に「天保拾壹庚子三月十六日出来 下附籠 小野新十郎書・大工文助」とあり。
135		「信時老果毅校尉龍驤衛司直告身」	(印)	信時老	萬曆25年正月日	軸装	1通	1紙	89.4×74.7	萬曆25年(1597)。「信時老」は保家新十郎に比定される。(朱印)「兵曹之宝」。
136		「平信時修義副尉虎賁副司猛告身」	(印)	平信時	天路9年10月日	軸装	1通	1紙	103.1×74.7	天路3年(1623)。「平信時」は不明。保家新十郎息と考えられる。(朱印)「兵曹之宝」。

管理番号	技番	名称	作成	宛名	年月日	形態	頁数	丁数・紙数	法量	備考
	72	御書付(献金に付奉役隠居席に仰せ付け)	(印)御郡奉行	小野新十郎殿	嘉永3年12月17日	堅紙	1通	1紙	27.1×39.0	(包紙)「御書付 御郡奉行」。
	73	「御郡奉行」(当節の御星打にて衆人よりも成績が良かったことにより褒美を仰せ付け)	(印)御郡奉行	小野縫之輔殿	天保13年壬寅2月12日	堅紙	1通	1紙	31.7×43.2	(包紙)「小野縫之輔殿 御郡奉行」。
	74	1 口上覚(下知役交代の願出) 2 乍恐口上覚(勤勞困難に付伴の八之助を足輕職に就かせたい旨)	小野六郎次 伊奈村足輕兵右衛門(印)	小宮繁之丞殿 小野六郎次様	甲2月 辰11月	切紙 堅紙	1通 1通	1紙 1紙	26.1×56.0 24.6×33.0	74-1~2まで包紙一括。(包紙)「御書付 小野新十郎」。
	75	「御書付」(これまで自作の土地を知りに結ぶ)	(印)御郡奉行	(伊奈)伊奈村給人小野新十郎	安政3年丙辰正月晦日	現状切紙	1通	1紙	27.9×38.8	
	76	「御書付」(献金願出に付、今程は二代奉役隠居席であるのを永々奉役隠居席に仰せ付け、俸代より四代目は上席に仰せ付け)	(印)郡政奉事	小野新十郎殿	明治2年己巳12月29日	継紙	1通	2紙	26.1×65.5	(包紙)「御書付 小野新十郎」。
	77	「覚」(寛永十四年より帆船新十郎より尾野六左衛門へ改被成下)				切紙	1通	1紙	24.4×12.0	前次。
	78	「達写」(新十郎父子不埒に付)	(年番中)	(御郡奉行所)	(正月29日)	現状切紙	1通	1紙	24.5×32.2	前後次。
	79	「達写」(御馬廻格昇進を仰せ付け)	中村細左衛門・小田七左衛門・樋口又左衛門・佐治勝左衛門	小野新左衛門殿	文化10年癸酉■月10日	継紙	1通	2紙	27.1×70.5	
	80	「覚」(朝鮮出兵時、小野家武功居案か)				継紙	1通	3紙	24.2×117.7	
	81	「覚」(小野家由緒案か)				継紙	1通	2紙	25.0×65.0	
	82	「覚」(朝鮮陣圍案か)				継紙	1通	4紙	24.4×108.5	
	83	「願」(士官取立にて裁判のこと)	小野六郎次	小宮繁之丞殿	閏正月4日	継紙	1通	3紙	24.2×99.6	前次。
	84	坪付	(印)民政権大属	小野熊之允殿	明治4年辛亥9月9日	堅紙	1冊	5丁	27.2×19.6	
	85	坪付	(印)御郡奉行	小野新十郎殿	2月9日	堅紙	1冊	4丁	26.6×19.6	(表紙)「小野新十郎」。
	86	坪付	(印)御郡奉行	小野新十郎殿	嘉永4年辛亥10月9日	堅紙	1冊	4丁	26.3×19.8	
	87	御用銀二付被仰出写	(印)御郡奉行	小野新左衛門殿	文化9年壬申4月29日	堅紙	1冊	7丁	25.5×17.7	
	88	「御坪付写」	(御印)御郡奉行	小野新十郎殿	嘉永4年辛亥10月9日	堅紙	1冊	3丁	24.7×16.1	
	89	御判物写 巻冊	小野氏		寛政12庚申年閏4月中旬写之	堅紙	1冊	5丁	25.5×17.6	
	90	御願書之控	小野新左衛門	小宮繁之丞殿	文化8年未/11月9日	堅紙	1冊	10丁	25.5×17.1	(表紙)「伊奈村」。
	91	上使二付御銀被成下割付名前帳	肝煎仙左衛門・頭百姓■	小野六郎次様	寛政元己丙年7月9日	堅紙	1冊	8丁	25.3×16.5	(表紙)「申年・戌年二至」。 (表紙)「財部熊之介写之」。
	92	御用銀上納通帳			安永3甲午年12月9日	堅紙	1冊	7丁	27.8×20.0	
	93	油井根本記	財部氏		嘉永2年丙3月4日	堅紙	1冊	30丁	25.4×18.3	(表紙)「財部熊之介写之」。
	94	豊崎・佐護・伊奈三郷鉄砲六組分帳	伊奈郷		弘化4丁未年5月9日御渡	堅紙	1冊	45丁	25.4×17.2	
	95	下知役中差図方書付				堅紙	1冊	25丁	25.0×19.9	後次。
	96	新今川童子別書	小野			堅紙	1冊	13丁	24.8×16.8	(表紙)「書掛書」。
	97	御書御写	財部金十郎・阿比留四郎左衛門	小野十右衛門殿	3月9日	堅紙	1冊	18丁	25.2×19.4	
	98	陶山先生歌集	小野氏			堅紙	1冊	49丁	28.3×20.2	
	99	天童山慶林禪寺上梁				堅紙	1冊	5丁	27.8×20.2	
	100	小野家往事				堅紙	1冊	18丁	27.9×20.2	挟込文書4通あり。
	101	「覚」(年貢等上納届)				堅紙	1冊	28丁	24.4×17.0	
	102	「覚」(丸橋忠弥召捕之事ほか)				堅紙	1冊	25丁	24.5×17.0	
	103	「達」(伊奈郷伊奈村知行に付取次ぎ)	(印)御郡奉行	小野新十郎殿	6月6日	堅紙	1冊	8丁	21.0×15.0	
	104	絵本太閤記 六篇巻之四				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	29丁	22.5×18.5	題葉欠損。(内扉)「絵本太閤記 小笠原之丞」。 (朱文方印)「梅野氏所蔵」。
	105	絵本太閤記 巻之八				袋綴装冊子(四ツ目)	1冊	28丁	22.7×16.1	題葉なし。(朱文方印)「梅野氏所蔵」。

管理番号	枝番	名称	作成	宛名	年月日	形態	員数	丁数・紙数	質量	備考
36		[達]〔御用〕〔付出頭〕	奉役	佐々木九郎左衛門殿・古藤五郎殿・古藤熊之介殿・伊奈村小野熊之允殿	6月21日	切紙	1通	1紙	14.9×51.0	(端書)「大急御用 佐々木九郎左衛門殿・古藤五郎殿・古藤熊之允殿・伊奈村小野熊之允殿 奉役」。
37		日本帝国明治二十七八年従軍記章之証	貨物局總裁正三位殿一等子爵大給恒(印)・賞勲局書記官正五位勲四等横田香苗(印)・賞勲局書記官正七位藤井善言(印)	陸軍歩兵一等卒小野勘十郎	明治28年11月18日	専用紙	1通	1紙	36.1×44.9	
38		借用証	阿部重安(印)	小田利作殿	明治45年6月1日	竪紙	1通	1紙	24.2×31.5	
39		借用証	阿部重安(印)	小田利作殿	明治29年10月25日	竪紙	1通	1紙	24.2×31.2	
40		「書状」〔金五円出即〕に付御蓋(書被成下)	平間左七郎	小田利作殿	明治29年6月	現状切紙	1通	1紙	19.2×46.5	前後欠。
41		契約証(金借用に付)	小野勘十郎(印)・阿比留甚作(印)・中島静夫(印)		大正13年3月3日	竪紙	1冊	2丁	24.1×17.0	
42	1	委任状(普通恩給年頭奉に對する昭和九年度四月支給分の受け取りを小野勘十郎に委任する旨)	阿比留甚作(印)			切紙	1通	1紙	32.7×24.0	管理番号42-1~2まで一括。
42	2	委任状(普通恩給年頭奉に對する昭和十年度四月支給分の受け取りを小野勘十郎に委任する旨)	阿比留甚作(印)			切紙	1通	1紙	32.6×23.9	
43		売渡証	小宮六助(印)	小野勘十郎様	大正15年4月29日	竪紙	1通	1紙	24.2×33.1	
44		借用証	字志多留阿部熊之允(印)・阿部重安(爪印)	馬田次郎殿	明治44年6月26日	竪紙	1通	1紙	24.1×31.5	
45		「委員委嘱状」	対馬水産組合(印)	小野勘十郎	(明治)39年6月13日	切紙	1通	1紙	19.1×26.0	
46		契約証(金借用に付)	小野勘十郎(印)・阿比留甚作(印)	小野勘十郎殿	昭和6年10月5日	竪紙	1通	1紙	24.4×32.2	
47		借用証	阿比留甚作(印)	小野勘十郎殿	昭和6年10月27日	竪紙	1通	1紙	24.5×33.2	
48		借用証	阿部重安(爪印)	小野勘十郎殿	明治42年10月6日	竪紙	1通	1紙	24.1×31.7	
49		「知行宛行状」	義真(花押)	小野六郎左衛門とのへ	貞享5戊辰年正月元日	折紙	1通	1紙	47.3×66.0	
50		「知行宛行状」	義方(花押)	小野十右衛門とのへ	元禄15壬午年11月9日	折紙	1通	1紙	47.8×66.3	
51		「知行宛行状」	方誠(花押)	小野十右衛門とのへ	享保4己亥年5月朔日	折紙	1通	1紙	52.5×66.0	
52		「知行宛行状」	義如(花押)	小野十右衛門とのへ	享保18癸丑年9月15日	折紙	1通	1紙	52.7×66.0	
53		「知行宛行状」	義善(花押)	小野十右衛門とのへ	宝暦2壬申年11月15日	折紙	1通	1紙	48.5×64.0	
54		「知行宛行状」	義綱(花押)	小野十右衛門とのへ	宝暦12壬午年9月11日	折紙	1通	1紙	53.5×66.6	
55		「知行宛行状」	義功(花押)	小野六郎治とのへ	安永7戊戌年7月9日	折紙	1通	1紙	53.3×66.3	
56		「知行宛行状」	義實(花押)	小野新左衛門とのへ	文化14丁丑年7月18日	折紙	1通	1紙	54.0×66.2	
57		「知行宛行状」	義實(花押)	小野十右衛門とのへ	文政11戊子年11月21日	折紙	1通	1紙	50.7×65.8	
58		「知行宛行状写」	義實(花押)	小野十右衛門とのへ	文政11戊子年11月21日	竪紙	1通	1紙	27.8×38.8	
59		「知行宛行状」	義章(花押)	小野新十郎とのへ	天保10己亥年7月23日	折紙	1通	1紙	52.3×66.5	
60		「知行宛行状」	義和(花押)	小野新十郎とのへ	天保14癸卯年2月15日	折紙	1通	1紙	53.0×66.2	
61		「知行宛行状」	義和(花押)	小野新十郎とのへ	安政5戊午年2月23日	折紙	1通	1紙	52.3×64.2	
62		「知行宛行状」	義達(花押)	小野熊之允とのへ	文久3癸亥年9月15日	折紙	1通	1紙	52.0×64.2	(端書・貼紙)「小野熊之允」。
63		「知行宛行状」	義達(花押)	小野熊之允とのへ	明治2己巳年正月3日	折紙	1通	1紙	49.0×63.0	
64		「訥」〔朝露出兵時、小野家武功届案か〕				軸装	1幅	10紙	32.2×45.8	木軸。
65		「御書付」〔上金に付奉役隠居次席に任命〕	(印)龍田右兵衛・小田豊之介・高崎翼・多田左柄	小野新十郎殿	天保10年己亥4月1日	竪紙	1通	1紙	27.3×38.0	(包紙)「御書付 小野新十郎 江」。
66		「御書付」〔款金に付所持の關所三寸七分八厘を知行に結ぶ〕	(印)寛島部・立花市郎右衛門・河内幸右衛門・犬浦教之助・松本隆左衛門	小野十右衛門殿	文政11年戊子11月22日	竪紙	1通	2紙	27.1×47.3	(包紙)「御書付 小野十右衛門」。
67		「御書付」〔小野六郎治・新左衛門の履歴、このたび馬廻昇進を仰せける旨〕	(印)中村彌左衛門・小田七左衛門・樋口又左衛門・佐治勝左衛門	小野新左衛門殿	文化10年癸酉5月10日	竪紙	1通	4紙	27.0×111.2	(包紙)「御書付 伊奈村給人小野新左衛門」。
68		「御書附」〔款金に付古關の三寸を知行に結ぶ〕	(印)立花市郎右衛門・小田豊之介・高崎翼・多田左柄	小野新十郎殿	天保4年丙申4月1日	竪紙	1通	1紙	27.7×39.0	(包紙)「御書附 小野新十郎」。
69		「御書付」〔款金に付奉役隠居次席に仰せける〕	(印)御郡奉行	小野熊之允殿	慶応2年丙寅6月27日	竪紙	1通	1紙	27.0×37.5	(包紙)「御書付 小野熊之允」。
70		「達」〔勤役中精勤に付公木二疋を褒美として下す〕	(印)佐治勝左衛門・山川與左衛門・平山次郎左衛門	(伊奈郷伊南村給人小野六郎治)	享和2年壬戌4月10日	竪紙	1通	2紙	27.3×64.0	
71		「御書付」〔款金に付奉役隠居席上席に仰せける〕	(印)御郡奉行	小野新十郎殿	安政3年丙辰5月1日	竪紙	1通	2紙	27.0×46.6	(包紙)「御書付」。

小野家文書

管理番号	技番	名称	作成	宛名	年月日	形態	頁数	丁数・紙数	法量	備考
1		[覽]〔御判物書上〕				現状切紙	1通	1紙	28.0×24.3	後次。 〔表紙〕縫之輔信立。
2		御古判書写之			11月吉日	縦帳	1冊	9丁	20.0×28.0	
3		御判物写			明治5癸酉年正月20日改	縦帳	1冊	6丁	17.0×29.0	
4		判物	小野熊之允		(大)永8年霜月15日	切紙	1通	1紙	19.0×33.0	裏打ち。
5		判物	盛次(花押)		天文19年5月3日	切紙	1通	1紙	17.0×29.0	
6		判物	彦熊丸		永禄12(年)正月26日	切紙	1通	1紙	17.0×29.0	
7		判物	調国(花押)		元龜3年4月10日	折紙	1通	1紙	28.0×33.0	
8		判物	調国(花押)		延げ宮二郎殿	切紙	1通	1紙	28.0×31.0	裏打ち。
9		判物	智永(花押)		[]7月吉日	切紙	1通	1紙	17.0×31.0	
10		判物	智永(花押)		天文7月吉日(ㄨㄨ)	切紙	1通	1紙	17.0×31.0	
11		判物	調国(花押)		元龜3年4月11日	縦紙	1通	1紙	28.0×37.0	
12		判物	智(花押)		8月15日	切紙	1通	1紙	17.0×32.0	
13		判物	(義智様御判)		元[]7月[]	縦紙	1通	1紙	14.0×40.0	作成は管理番号3より補う。
14		判物	義成(花押)		寛永14年10月28日	現状切紙	1通	1紙	17.0×24.0	
15		判物	■■■(花押)		[]8月■■■日	切紙	1通	1紙	17.5×29.0	裏打ち。
16		判物	新十郎より御座候御判・義智様御判案]			切紙	1通	1紙	18.0×22.0	
17		判物	小野氏系図	伊奈郷伊奈村下知役小野六郎次(印)		縦紙	1通	2紙	24.6×46.5	
18		判物	小野氏系図	伊奈郷伊奈村下知役小野六郎次(印)	(享保8年卯正月日)	縦紙	1通	1紙	28.8×40.5	〔端書〕「古府三郎左衛門取次二付下野[]差上申候写」。
19		判物	[小野氏系図写]	(袖谷喜助(花押))		切紙	1通	1紙	24.5×31.3	
20		判物	[小野氏系図写]	(相谷喜助清寛(花押))	(享保8年卯正月9日)	切紙	1通	1紙	28.5×40.2	裏打ち。
21		判物	小野氏系図			切紙	1通	1紙	24.0×29.8	
22		判物	小野氏系図			切紙	1通	1紙	29.5×91.0	
23		判物	[口上覽案]〔小野家家譜関係か〕	(小野新左衛門)	((11月17日))	縦帳	1冊	3丁	16.5×25.0	
24		判物	[覽]〔小野家家譜案か〕	(小野六郎左衛門直行(花押))	(巳9月吉日)	縦紙	1通	12紙	16.9×25.1	
25		判物	取録(ㄨㄨ)			横帳	1冊	7丁	13.9×20.0	
26		判物	[兵法流儀巻か]		天保15甲辰年2月20(日)	縦紙	1通	3紙	18.6×93.7	3紙一括。ただし、前後のつながりば不明。
27		判物	揚心■(車十而／大)殺流一家之巻		天保15甲辰年2月	巻紙	1通	4紙	18.5×329.0	木軸。
28		判物	[免許目録]			巻紙	1通	2紙	20.1×168.5	2紙一括か。
29		判物	■(車十而／大)殺流捕手目(録)			巻紙(現状切紙)	1通	1紙	18.1×124.0	後次。裏打ち紙剥離。
30		判物	[武具免許状]		寛文6年霜月吉日(辰か)	巻紙	1通	2紙	17.2×149.2	前次。木軸。
31		判物	■(車十而／大)殺流覚悟巻	中村市右衛門尉・渡辺平太夫貞儀(花押)(印) 辰か 同国住人吉副橋左衛門清廉(花押)(印)	天保3壬辰年4月27日	巻紙(現状切紙)	1通	1紙	18.2×267.6	前次。裏打ち。裏打ち紙剥離。
32		判物	[伊奈郷伊奈村領松崎浜干出島開同村給人小野新十郎]三寸七分八厘之内地位下打渡候絵図面巻分書間ニシテ]	御郡奉行多田左衛門・御郡手代三井田横右衛門・御郡足輕門平・奉役武田吉左衛門・■村下知役佐々木郡兵衛・越高村阿比留伝之允・志多留村肝入蔵八・■村肝入喜兵衛	■■■庚子2月25日	縦紙	1通	1紙	36.6×37.6	上半分次。
33		判物	[伊奈郷伊奈村領松崎浜干出島開同村給人小野新十郎]知行之内三寸四分六厘参毛打渡式分書間ニシテ]	御郡奉行多田左衛門・御郡手代三井田横右衛門・御郡足輕門平・奉役武田吉左衛門・居村下知役佐々木郡兵衛・越高村同阿比留伝之允・志多留村肝入蔵八・居村肝入喜兵衛	嘉永4年辛亥9月	現状切紙	1通	1紙	26.7×56.0	(端裏)「坪付」。
34		判物	[伊奈郷伊奈村領松崎浜干出島開同村給人小野新十郎]古開之分同人知行三寸地位中絵図面巻分書間ニシテ 庚子二月廿五日打渡式]	御郡奉行多田左衛門・御郡手代三井田横右衛門・御郡足輕門平・奉役武田吉左衛門・居村下知役佐々木郡兵衛・越高村同阿比留伝之允・志多留村肝入蔵八・居村肝入喜兵衛	庚子2月25日	縦紙	1通	1紙	26.9×18.4	付箋1点あり。
35		判物	[松崎干出成就]			切紙	1通	1紙	15.7×24.1	

な知行地の増加は開発と献金によるものである。対馬藩は財政の窮乏に伴って、領内から広く献金を求めるようになり、献金した領民（給人・足軽・百姓など）にはその見返りとして家格の上昇や身分の特権を付与した。この時に郡奉行から献金先に発給されるものが「御書付」である*₁。これは、対馬藩の給人家に伝来する史料群によくみられる文書様式であり、家の名譽を示すものとして各家で大切に守られてきたものと考えられる。小野家文書にも「御書付」が一〇点残っており、そのうち天保七年（一八三六）四月付のものを図版七に掲載した。

このように、小野家の近世文書には歴代の宗家当主から小野家当主へ宛てられた知行宛行状や「御書付」のほか、知行地の明細を示す坪付帳、郡奉行からの達類などが含まれている。「朝鮮国告身」といった白眉の史料ばかりが注目されがちであるが、これらの近世文書からは小野家と知行地とのつながり、村役人としての小野家の役割など、対馬藩における給人と村との関わりを明らかにできると考えられる。

*₁ 中村栄孝「受職倭人の告身」（同『日鮮関係史の研究 上』吉川弘文館、一九六五年）。以下、告身については同論文による。

*₂ 「〔覚〕」（小野家文書七五―一二）には、寛永一四年に宗義成の命で「帆開新十郎」が「尾野六左衛門」に改めたことが記されるが、同

史料は後世に小野家が自家の由緒を作成した際のものと考えられるため、その内容については慎重にならざるを得ない。そこで、寛永一四年一〇月付の宗義成が発給した「〔御判物〕」に注目する（「〔御判物〕」小野家文書一二）。ここでは宛所が「尾野新十郎」となっていることから、寛永一四年一〇月時点では「六左衛門」ではなく「新十郎」だったことが分かる。つまり、告身を受けた「信時老」とその子「平信時」はいずれも「新十郎」を名乗り、「〔覚〕」が事実を反映しているとすれば、後者が寛永一四年一〇月以降に「六左衛門」と改めたと推測される。

*₃ 「〔御判物〕」（小野家文書一二）。

*₄ 「〔知行宛行状〕」（小野家文書四九―五六）。対馬藩では村高や給人知行高などを石高（石・斗・升・合・勺）ではなく、間高（間・尺・寸・分・厘）を用いて表した（森山恒雄「対馬藩」長崎県史編集委員会編『長崎県史 藩政編』吉川弘文館、一九七三年）。

*₅ 「〔知行宛行状〕」（小野家文書六一）。

*₆ 「〔知行宛行状〕」（小野家文書六三）。

*₇ 宮本又次「対馬藩村落の身分構成と土地制度」（同『宮本又次著作集 第五巻 九州経済史研究』講談社、一九七八年）。

【収蔵品目録】

小野家文書について

丸山 大輝

小野家文書は、対馬国上県郡伊奈（現対馬市上県町伊奈）に伝来した史料群で、中世から近代にかけて古文書および典籍類計一四〇点からなる。長崎県が平成一六年度に購入し、長崎県立対馬歴史民俗資料館での所蔵を経て、現在は本センターの所蔵となっている。以下、同史料群と小野家についての概説を述べる。なお、同史料群の大半は近世文書であることから、本稿では近世文書を中心に解説を行う。

小野家文書に伝来する由緒書によると、小野氏ははじめ保家を名乗り、大和国保家市を領地としたとされる。その後、周防国大内領、筑前国を経て、対馬宗氏の当主が宗晴康の代に対馬に渡ったという。対馬では当初から伊奈村に居住したようで、小野家文書には伊奈郡主だった宗調国や柳川智永からの「御判物」が伝来する（図版六）。

小野家文書で特筆されるのが、「朝鮮国告身」二点が伝来することである。告身とは朝鮮国王が官職を授ける際に発給した辞令書のこと^{*}で、これを授かった日本居住者は受職倭人として朝鮮との貿易を許された

^{*}。小野家文書に伝わる告身は近世初期のものであり、現存する告身

の中では比較的新しいものである。このうち万曆二五年（慶長二年・一五九七年）正月付けの告身を授かった「信時老」は保家新十郎に比定され、朝鮮出兵に際して小西行長の通訳の手助けをした人物とされている。一方、天啓三年（元和九年・一六二三年）一〇月付けの告身を授かった「平信時」は父の死を理由に朝鮮の官職を襲職したことが記されていることから新十郎の子と考えられ、小野家の系図では「六左衛門」にあたる^{*}（図版五）。保家氏が小野を名乗るようになったのは寛永一四年（一六三七）頃からと考えられる^{*}。小野家は江戸時代になっても伊奈村に居住し続け、給人として代々同村の下知役を務めた。下知役とは各村に置かれた役人のことで、これには給人が任命される。下知役は百姓または足軽から選出される村役人（肝煎・血判・頭百姓）を指揮することで、村の運営や農業に大きく関与した。下知役は一〜三ヶ村に一人置かれるもので、小野家当主は伊奈村のほか、志多留村や越高村など、周辺の村々の下知役を兼帯することもあった。小野家文書には、宗家の代替わりに発給された知行宛行状が残されている。これによると、小野家は代々「九寸九厘八」の知行地を下されていたが^{*}、近世後期よりその知行地は増加し、知行地は最大で「三尺二寸五分四厘五毛四^{*}」（安政五年・一八五八年）、最終的には「二尺一寸七分三厘二毛七^{*}」（明治二年・一八六九年）となった。このよう

質様御任官口宣御使者勤記」。

御口宣入内箱寸法

長壱尺四寸六歩

幅四寸七歩

高三寸式歩

板厚式歩

右いつれ茂金尺身之寸法也

但嶋桐かふせ蓋銀鈬菊

〃紐紫袋打平緒長サ箱ニ応し恰好

〃浅黄羽二重裕和中ニ包 長三尺幅二尺五寸五歩

外箱寸法

長壱尺七寸

幅七寸

高五寸七歩

板厚式歩台さし

但一ト通之桐ニして真田萌黄紐引通」ニシテ

なお、阿部義雄「大名の叙位をめぐる文書」(『古文書研究』二五、

一九八六年) 八七頁には、さらにこれらの収納箱を収める枠長持が

絵入りで紹介されている(南部信順〔八戸藩主〕口宣案のもの)。

*¹⁵ 「対馬宗家文書の世界」(<https://col.lection.kyuhaku.jp/souke/>)。

*¹⁶ 宗家文書が国内外七ヶ所の収蔵施設に分割保管されている事実については、田代和生「国立国会図書館所蔵『宗家文書』の特色」(『参考書誌研究』七六、二〇一五年)などで言及されている。

*¹⁷ 口宣案の受領には、第二章で紹介したような手続きを要することから、従四位下・侍従、対馬守の口宣案を同時に受け取るのが一般的であった(一藩主の口宣案の年月日が同じであるのはこのため)。そう考えると、今回購入した宗義成(二代藩主)口宣案も、宗義質(一二代藩主)口宣案も、元々他の口宣案と一緒に管理されていた可能性が高い。しかし、現状としては一点ずつしか伝来していない。
*¹⁸ 同事件については、古川祐貴「対馬宗家文書の近現代―「宗家文庫」の伝来過程から―」(九州史学会・公益財団法人史学会編『史学会125周年リレーシンポジウム2014 4 過去を伝える、今を遺す―歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか―』(山川出版社、二〇一五年))で取り上げたことがある。

口宣御使者勤記」。

御奉書之写

宗対馬守事、從四位下侍從被 仰付候、口

宣等之儀相調候様、伝

奏衆迄可被申入候、恐々謹言

文化九年十二月十六日 青山下野守忠裕(幕府老中) 判

土井大炊頭利厚(幕府老中) 判

牧野備後守忠精(幕府老中) 判

松平伊豆守信明(幕府老中) 判

酒井讚岐守殿(忠進・京都所司代)

また、京都所司代宛て宗義質書状とは次のようなものであった。

御状之案

一筆致啓上候

公方様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦奉存候、然者

私 儀今度侍從被 仰付候付、御老中 貴 様 迄被遣

候口

宣之御奉書、昨廿三日松平伊豆守殿被相渡候故、使者持參申付候、

懸緒等之儀茂可然様御差図奉頼候、恐惶謹言

文化九年・一八二二年
十二月廿四日

酒井讚岐守様人々御中

*₁ 朝廷内での動きについては、藤田覚「近世武家官位の叙任手続きについて―諸大夫成の場合―」、『日本歴史』五八六、一九九七年）二四～二五頁に詳述されている。

*₂ 中世以来、武家官位の執奏権を將軍が握っていた事実については、藤田前掲「近世武家官位の叙任手続きについて」二〇頁、藤田前掲『近世政治史と天皇』二六九～二七〇頁で指摘されている。

*₃ 掛緒免状に関しては、事前に飛鳥井家より次のようなことを伝達されていた（前掲「義質様御任官口宣御使者勤記」）。

以手紙得御意候、然者 对 馬 守 様御掛緒披露相濟候付、明廿一日酒井讚岐守様御役宅江評状可被差出候間、彼表二をみて御請取可被成候、尤御礼物之儀者

伝奏方相濟候上二而、当家江御持參可被成候、仍而為御案内可得御意被申付如此御座候、以上

正月廿日 岡本掃部

市岡兵部

戸田右門様

*₄ 口宣案等を収めた収納箱は、次のような仕様であった（前掲「義

* 藏人名の最終文字右隣にある「奉」字は、藏人が内容を「奉」うけたまわ

ったことを表している（小島道裕『読めなくても大丈夫！ 中世の古文書入門』〔河出書房新社、二〇一六年〕一九頁）。

* 小島前掲『中世の古文書入門』一八頁、『日本の中世文書―機能と形と国際比較―（展覧会図録）』（国立歴史民俗博物館、二〇一八年）二〇一頁。

* そもそも宿紙自体が、藏人が文書作成のために用いた料紙であった（前掲『日本の中世文書』二〇一頁）。

* 厳密には、宗義質（二二代藩主）口宣案の料紙は、宿紙様の紙（宿紙に似せた紙）とも言うべきものである。見た目こそ宿紙と変わらないが、手触りや風合いは全く異なる。二点の口宣案には二〇〇年ほどの差が存在することから、ある段階で宿紙から宿紙様の紙へと変化した可能性がある。その理由については今のところ分らない。ちなみに小島前掲『中世の古文書入門』一八頁や、前掲『日本の中世文書』二〇一頁には、料紙をより黒っぽく見せるために、時代が下るにつれ、意図的に染められるようになった事実が記されている。

* 以下の文章は概ね、小島前掲『中世の古文書入門』一八〜一九頁、前掲『日本の中世文書』二〇一頁を参照した。

* 本章では特に断らない限り、「義質様御任官口宣御使者勤記」（長崎

県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類Ⅰ/S②(196)による。同史料は表紙に「京都御用場」「御国控」とあることから、京都藩邸で作成されたものの写しであろう。なお宗義倫よしのぶ（四代藩主）および宗義誠よしのぶ（六代藩主）の官位叙任については、すでに鶴田啓「近世大名の官位叙任過程―対馬藩主宗義倫・義誠の事例を中心に―」（『日本歴史』五七七、一九九六年）で取り上げられている。

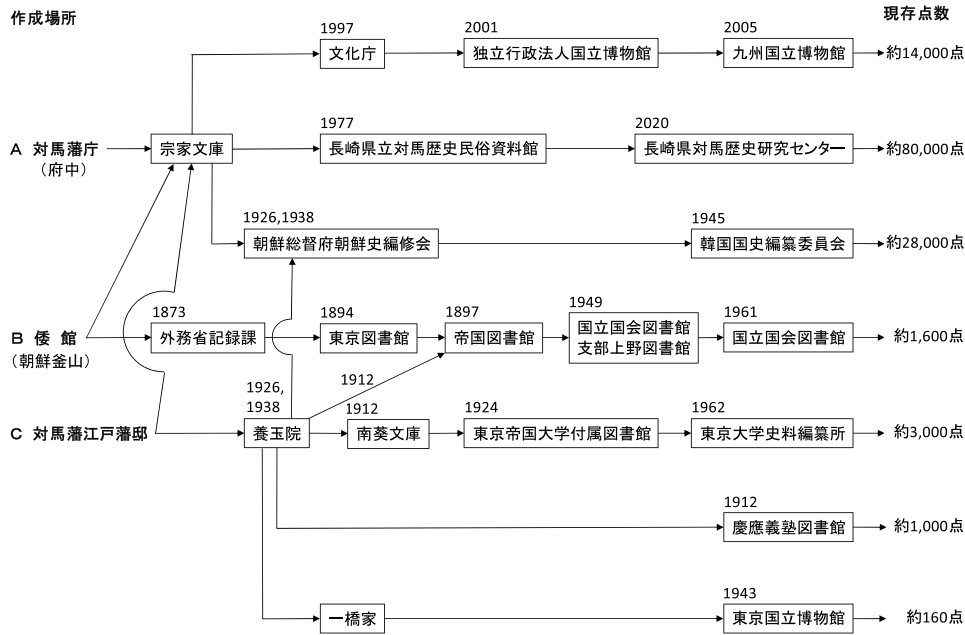
* 江戸藩邸から大坂藩邸、そして京都藩邸へと叙任の事実が伝えられたのは、京都で口宣案等を受領するためであったが、そもそもこれは宗義質が四位以上の武家官位に叙任されたためであった。従五位下・諸大夫成の場合には、恒例の年賀使として上京した高家が一括して口宣案等を朝廷から受領した。詳細については、藤田覚『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九九年）二六九頁を参照のこと。

* 侍従成の場合には、飛鳥井家から「懸緒の免許」を受けることになっていた（藤田前掲『近世政治史と天皇』三〇〇頁）。

* 朝廷へ納めるべき「官物」が官物屋によって代行されていた事実は、鶴田前掲「近世大名の官位叙任過程」でも指摘されている。また「官物」などの実態については、藤田前掲『近世政治史と天皇』二九八〜三〇一頁に詳しい。

* 口宣頂戴奉書とは次のようなものであった（前掲「義質様御任官

いないことから、様々な方々のご協力を仰ぐ必要がある。もし宗家文書と思しき資料を見かけたら、当センターへご一報いただきたい。



【図表③】対馬宗家文書保管所の変遷

田代和生「国立国会図書館所蔵『宗家文書』の特色」(『参考書誌研究』76、2015年)5頁より引用したものに一部加筆。

1	宗義智					0	
2	宗義成					0	
3	宗義真	従四位下 (明暦元年6月21日、P13406)	侍従 (明暦3年12月27日、P13413)	対馬守 (明暦3年12月27日、P13414)	従五位下 (承応3年12月28日、P13405)	播磨守 (明暦元年6月21日、P13407)	5
4	宗義能 (義倫)	従四位下 (貞享元年12月15日、P13419)	侍従 (元禄5年12月18日、P13423)		従五位下 (天和3年12月4日、P13417)	右京大夫 (天和3年12月4日、P13418)	4
5	宗義方	従四位下 (元禄9年12月22日、P13440)	侍従 (元禄9年12月22日、P13441)	対馬守 (元禄8年12月28日、P13437)	従五位下 (元禄8年12月28日、P13436)		4
6	宗方誠 (義誠)	従四位下 (享保3年12月1日、P13463)	侍従 (享保3年12月1日、P13464)	対馬守 (享保3年12月1日、P13323)	従五位下 (享保3年12月1日、P13322)		4
7	宗方照	従四位下 (享保16年4月29日、P13459)	侍従 (享保16年4月29日、P13460)	対馬守 (享保16年4月29日、P13456)	従五位下 (享保16年4月29日、P13455)		4
8	宗義如		侍従 (享保7年12月16日、P13317)				1
9	宗義善	従四位下 (宝暦2年4月26日、P13328)	侍従 (宝暦2年4月26日、P13333)	対馬守 (宝暦2年4月26日、P13329)	従五位下 (宝暦2年4月26日、P13334)		4
10	宗義暢	従四位下 (宝暦12年5月21日、P13451)	侍従 (宝暦12年5月21日、P13450)	対馬守 (宝暦12年5月21日、P13446)	従五位下 (宝暦12年5月21日、P13445)		4
11	宗義功	従四位下 (寛政2年11月27日、P13468)	侍従 (寛政2年11月27日、P13470)	対馬守 (寛政2年11月27日、P13339)	従五位下 (寛政2年11月27日、P13338)		4
12	宗義賢						0
13	宗義肇	従四位下 (天保3年12月16日、P13347)	侍従 (天保10年2月29日、P13354)		従五位下 (天保3年12月16日、P13349)	右京大夫 (天保3年12月16日、P13348)	4
14	宗義和	従四位下 (天保13年10月26日、P13312)	侍従 (天保13年10月26日、P13313)	対馬守 (天保13年10月26日、P13308)	従五位下 (天保13年10月26日、P13307)		4
15	宗義達	従四位下 (文久3年3月8日、P13318) 従四位下 (文久3年3月8日、P13473)	侍従 (文久3年3月8日、P13426) 侍従 (文久3年3月8日、P13474)	対馬守 (文久3年3月8日、P13480)	従五位下 (文久3年3月8日、P13479)		6
計							48

【図表④】対馬宗家口宣案一覧

和暦は口宣案に示された年月日、Pを含めたアラビア数字は九州国立博物館の収蔵品番号、網掛けは口宣案が見つからない、あるいは存在しないことを表す。また、宗義達(15代藩主)の従四位下・侍従の口宣案が2点ずつ存在する理由については今のところ分かっていない。

三、伝来

九州国立博物館が運営する「対馬宗家文書データベース」で^{＊55}、対馬宗家が受領した口宣案を検索すると、四八点がヒットする。分割保管される宗家文書^{＊56}の中でも口宣案を有するのは同館だけであることから【図表③】、この四八点が宗家文書として伝来する口宣案の全てとすることができるとのことは【図表④】に示す通りである。

ここから各代の藩主の口宣案が、ある程度満遍なく伝来していることが分かる。しかし、宗義成（二代藩主）、宗義質（一二代藩主）のもとは一点も伝来していない。対馬藩主として幕府から認められるたびに、従四位下・侍従、対馬守、それぞれの口宣案が朝廷から発給されていたことを考えれば、豊臣秀吉期にその地位に達した宗義智（初代藩主）を除いて、一点も伝来していないのは奇異に映る。【図表④】の傾向から、各代の藩主の口宣案は最低でも一点は伝来しているようだからである。その理由は定かではないものの、このたびの購入によってその空白の一端を埋めることができたことは事実であろう^{＊57}。では二点の口宣案はどのようなかたちで伝来したと考えられるであろうか。

「対馬宗家文書データベース」に掲載される宗家文書は、平成九年（一九九七）に文化庁が民間業者から購入したものである。購入後文化庁は、それを独立行政法人国立博物館（現・独立行政法人国立文化

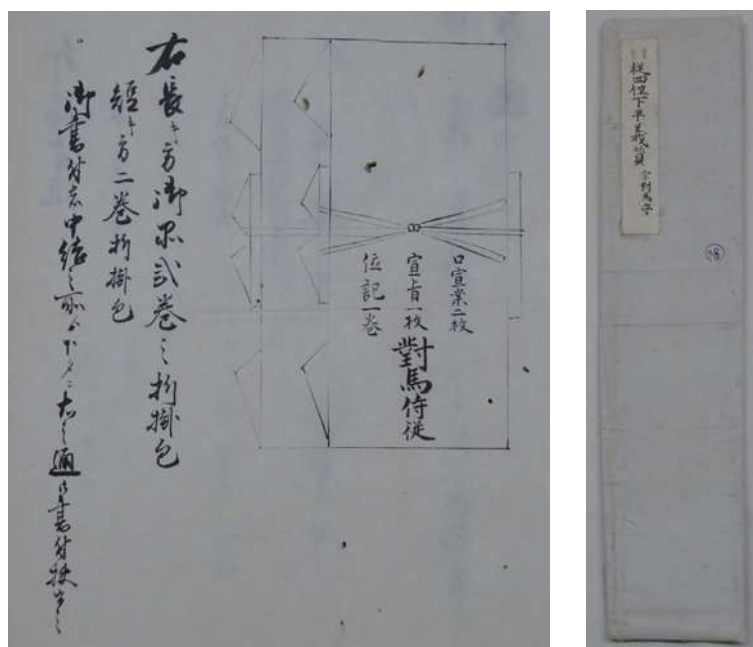
財機構）へと移管し、平成一七年（二〇〇五）に開館した九州国立博物館の収蔵品の一つとした。そもそも民間業者が宗家文書を有していたのは、平成五年（一九九三）に起きた島外流出事件のためである^{＊58}。事件によって宗家文書は、一万四〇〇〇点余りが島外へ流出したと言われている。その解決の糸口とされたのが文化庁による購入であった。しかし、文化庁が購入した宗家文書は流出した全てではない。現に同時期に流出した宗家文書の一部が、九州国立博物館以外の場所に保管されている。つまり文化庁は全てを購入できたわけではなかったためあり、流出した全貌は分からないままなのである。そのような意味で島外流出事件は未だ解決していないと断言することができるかもしれない。

今回購入した二点は、事件によって流出した宗家文書の一部と考えられる。より厳密には、文化庁購入分以外の宗家文書の一部である。残念ながら購入元（古書店）が入手する以前の状況を窺い知ることができない。しかし、事件によって一度は島を出てしまった宗家文書が再び同地に戻ってきたことの意義は大きい。先にも触れたように、文化庁購入分以外の宗家文書はほとんど所在が分かっていないからである。私たちにできることは、行方知れずとなった宗家文書を追い続けることであり、購入なども含めて、適切に保管されるよう見届けることである。ただどのような資料がどのくらい流出したのかも分かって

②) から、「藏人頭」が「藤原隆純」であり、「上卿」が「花山院右(近衛)大将(愛徳)」であったという事実が知られるくらいのものである。一方で口宣案には、「文化九年十二月十六日」に侍従へ任じられたことが記されていた。この「文化九年十二月十六日」は、将軍が宗義質に従四位下・侍従、対馬守を命じた年月日であり、実際に天皇が命じた年月日ではない。口宣案の発給は依然として朝廷が行っていたことから、将軍が命じた年月日そのまま天皇が命じた年月日として採録されたのである。このあたりの事情は、江戸時代の口宣案を見る上で留意すべき事項の一つと言える^{*)}。

さて、文化一〇年(一八一三)一月二一日、春日亀は大坂藩邸から上京していた幾度九左衛門、口宣頂戴奉書などを大坂藩邸から持参した戸田右門などを伴って、六条邸を訪れると、六条有庸(武家伝奏(月番))から「位記・宣旨・口宣案等」を受け取った。後に三人はもう一人の広橋伊光(武家伝奏(非番))や、掛緒免状に係る飛鳥井家を訪れ、お礼を済ませるとともに、京都所司代から口宣頂戴奉書請取書状(返書)、宗義質宛て書状(返書)、掛緒免状を受け取っている。これらは江戸藩邸からもたらされた口宣頂戴奉書などに対応するものであり(掛緒免状を除く)^{*)}、使者に託すかたちで京都から江戸まで運ばれた。受領された口宣案の詳細は、「義質様御任官口宣御使者勤記」から

は窺い知れないものの、ここで受け取った口宣案こそが宗義質口宣案そのものであったろう。受け取りに際して収納箱に収められたことが分かっているが^{*)}、現状においては包紙が一点付属する以外、何も伝来していない(【図表②】)。



【図表②】口宣案受領時の折掛包(左)と実際に付属した包紙(右)

「義質様御任官口宣御使者勤記」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/1/S②/196)。

二、受領―宗義質の事例から

文化九年（一八一二）一〇月二日、宗義功（一代藩主）は、対馬に在国したまま江戸幕府から隠居が認められた[＊]。その理由は以前から続く病のためで、義功は長らく江戸参勤も猶予されていた。家督を相続したのは宗義質であり、彼はその年の四月に嫡子成（次の家督相続者として幕府から正式に認められること）を果たしたばかりであった。義質は義功が隠居した一〇月二日に家督相続と朝鮮通交（外交・貿易）が幕府から認められると、一二月一六日には従四位下・侍従、対馬守となる。従四位下・侍従、対馬守は、宗義智（初代藩主）以来の地位であり、これによつて義質は、歴代対馬藩主の地位に就くことができた、と言うことができる。

義質が従四位下・侍従、対馬守となったことは、まもなく対馬藩江戸藩邸から大坂藩邸へと伝えられる（二月二日）。そして、大坂藩邸（幾度九左衛門〔大坂藩邸留守居〕から京都藩邸〔春日龜弥太郎〔京都藩邸御用達〕へと共有されると（二月二六日）、春日龜によつて京都所在の幕府役人（京都所司代・西町奉行・東町奉行・伏見奉行）へと報告される[＊]。この後春日龜は、六条有庸（大納言・武家伝奏〔月番〕）、広橋伊光（大納言・武家伝奏〔非番〕）のもとを訪れ、「口宣（案頂戴）」のことをお願いするとともに、飛鳥井家を訪れ、「御掛緒頂戴」

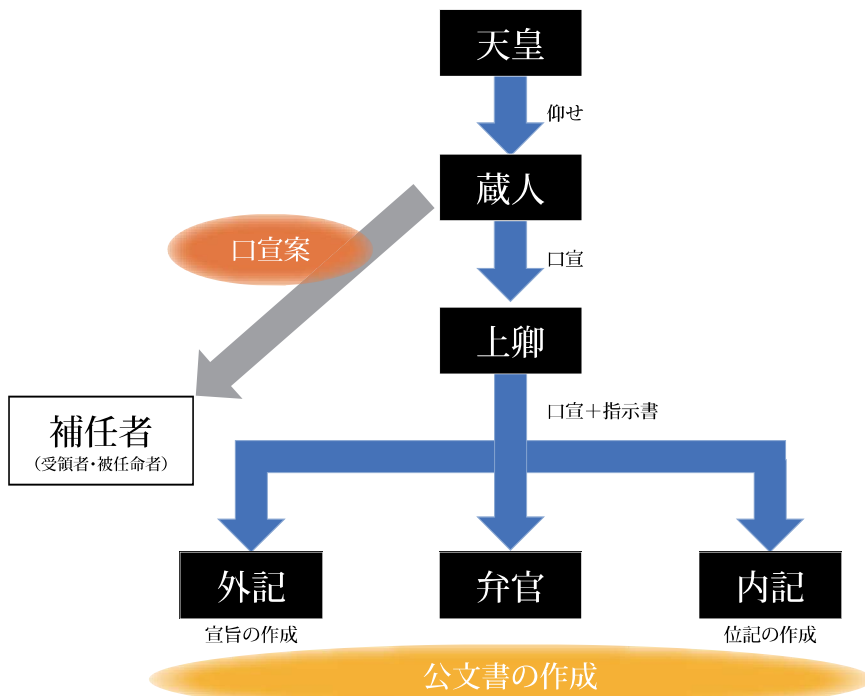
のことを[＊]、横田兵之助（出入与力）を訪れて、受領に係る「心得書」などを相談している。春日龜はこのほか、「口宣（案頂戴）」に際して納めるべき「御官物」「御官銀」についても調整していることから[＊]、「口宣（案頂戴）」前に様々な根回しを行っていたことが分かる。「口宣（案頂戴）」に関して、より本格的な動き出しが見られるのは、文化一〇年（一八一三）一月二日のことである。

この春日龜（京都藩邸）は、大坂藩邸より口宣頂戴奉書と京都所司代宛て宗義質書状が江戸藩邸から届けられたことを知らされる。前者の口宣頂戴奉書とは、幕府老中が京都所司代宛てに口宣案を發行する権限を有する朝廷への働きかけを指示したものであり、また後者の宗義質書状は、同じく京都所司代宛てに口宣頂戴奉書を届ける旨を報告したものである[＊]。京都所司代は春日龜の根回しによつて、すでに宗義質が、従四位下・侍従、対馬守となっていたことを知っていたが、奉書や書状が届けられたことで、正式に朝廷への働きかけを開始することになる。ちなみに奉書や書状は、即日大坂藩邸から京都藩邸へともたらされ、翌二三日には京都所司代宛てに提出されている。

奉書や書状が京都所司代に届けられた後の朝廷への働きかけの内実は対馬宗家側も分かり得ない。ために「義質様御任官口宣御使者勤記」にも、このあたりの事情は記されない[＊]。宗義質口宣案自体（史料

家が受領した口宣案の原本と考えてよい[＊]。

そもそも「口宣案」とは、天皇の仰せを口頭で受けた蔵人（天皇の秘書官）が、補任者（受領者・被任命者）に対して交付した文書のことである（【図表①】）[＊]。朝廷による叙位や官職の任命等のいわゆる人事に関する命令は、この「口宣案」が多く用いられた。本来蔵人は天皇の仰せを「口宣」という文書に書き留め、それを上卿（朝廷の諸行事・会議の責任者）に伝えることで、種々の公文書が作成されていた。しかし、これでは多分に時間がかかったことから、蔵人が先に「口宣」の内容を写して、補任者（受領者・被任命者）に交付したのである。それが「口宣案」であり、本来的な流れとは「別の」流れで作成されたことから、「案」の文字が付されたと考えられる。「口宣案」は鎌倉中期頃より見られるが、後に律令官制に基づく仰々しい手続きは見直されていき、この「口宣案」そのものが朝廷発給の公文書と見做されるようになる。江戸時代の大名家も叙位・任官がなされるたびに、こうした「口宣案」などの朝廷文書を受け取っていたのであり、対馬宗家もこうした慣例の中で、宗義成（二代藩主）口宣案、宗義質（一二代藩主）口宣案を受領していたのであろう。次に対馬宗家が宗義質（一二代藩主）口宣案を受領したときの様子が知られるので、その様子について確認しておこう。



【図表①】 朝廷発給の文書（公文書）作成の流れ

小島道裕『読めなくても大丈夫！ 中世の古文書入門』（河出書房新社、2016年）19頁をもとに作成。

【史料紹介②】

宗義成・宗義質口宣案について

古川 祐貴

一、内容

長崎県対馬歴史研究センターでは、令和二年（二〇二〇）度に対馬
宗家文書を購入した。宗義成（よしなり）（二代藩主）口宣案と、宗義質（よしかた）（二代
藩主）口宣案の二点である。まずはその内容について確認しておこう。

【史料①】

（端裏銘）
「口 宣案」

上卿 三條中納言（実右）

元和三年三月廿二日 宣旨（二六七年）

正五位下平義成（宗・二代藩主）

宜叙従四位下

奉

藏人右中辨藤原光賢

【史料②】

（端裏銘）
「口 宣案」

上卿 花山院右大将（愛徳）

（二八二年）
文化九年十二月十六日 宣旨

従四位下平義質朝臣（宗・二代藩主）

宜任侍従

奉

藏人頭右近衛権中将兼春宮亮藤原隆純

【史料①】は、「正五位下」の「平（宗）義成」が元和三年（一六一七）三月二二日に「従四位下」へ叙されることを示した文書である。

文書を作成した「藏人」は「藤原光賢」、このときの「上卿」は「三條中納言（実右）」が務めた。同じく【史料②】は、「従四位下」の「平（宗）義質」が文化九年（一八一二）一月一六日に「侍従」の官職へ任じられたことを示す文書である。文書を作成した「藏人頭」は「藤原隆純」、「上卿」は「花山院右（近衛）大将（愛徳）」が務めている。

ともに文書奥から巻き込み式で折り畳まれ、文書袖裏端裏書（端裏銘）には、「口宣案」と大書される。【史料①】は縦三六・一センチ×横四七・七センチ、【史料②】は縦三三・四センチ×横五一・六センチであり、ともに宿紙が用いられる。宿紙とは、一度文書として使用された料紙を砕いて新たな料紙として漉き直したものであり、現代風に言えば再生紙ということになるだろう。口宣案の料紙には一般的にこうした宿紙が用いられたことから、両文書は江戸時代に対馬宗

魚問屋統領

豆腐屋統領

蕎麥屋統領／

飴屋統領

商人統取直立

板屋統領

蠟燭屋統領

魚中買統領

髮結統領

旅漁船釣揚之烏賊式割買取○方統取

年行司 兩人

八人役

商人統領

町銀掛

町乙名

以酩庵町用達

大通詞

通詞之統取ニ而朝鮮御通交ニ付御用

之輕重ニ依懸合被 仰付

四代官

朝鮮御取引筋相勤候役目ニ御座候ノ

町代官

右同断

通詞

朝鮮勤番ニ被 召仕、御通交之御用向

無輕重懸合方通弁申付候事

稽古通詞

通詞ニ準、朝鮮勤番ニも被召仕候事

五人通詞

漂民迎送等ニ召仕候事

詞稽古御免札

細物代官

町奉行所書手

窮民差引役

町足輕

町会所書手

同所肝煎ノ

酒屋統領

糶屋統領

質屋統領

薬店統領

緝屋統領

古手屋統領

醬油屋統領

干菓子屋統領

綿屋統領

鍛冶統領

桶屋統領

御匙医

御馬廻・大小姓医方被 仰付

御側御目付

大小姓勤、間々欠役有之

御目付

大小姓勤、定人数十三人

御膳番 三人

大小姓勤

案書役

大小姓勤、間々欠役御座候

御佑筆

大小姓勤、定人数壹人

日帳付

御徒士勤、定人数式人

御側徒士

右同断、定人数四人

御茶道

定人数式人

坊主

定人数五人

御子様方附御目付 三人

大小姓勤、以下同断

左膳殿附御目付 式人

お蔵殿附御目付 壹人

お寿殿附御目付 壹人

お益殿附御目付 壹人

奥御番頭

式百石以上、御馬廻且物頭・大目付方茂

被 仰付

中奥御番

御留守中者大小姓方被 仰付、

御在国中者御側徒士相勤

仮御納戸掛

御留守中大小姓方被 仰付

御台所御番

右同断

町役之事

諸組中之事

七五三方御料理人

坊主

御料理人

御弓之者

御持筒之者

御鉄砲之者

御旗之者

足輕

下目付

御道具之者／

御草履取

御厩之者

飼口之者

御駕籠之者

御霊屋番

同下番

東照宮下番

奥役所

御腰物方

御納戸方

書札方

御膳方

茶道方

中奥御番所／

奥附御役々

御腰物掛

御馬廻勤、大小姓方茂被 仰付

御小姓

大小姓勤、御馬廻方も被 仰付、定人数七人

御児小姓

右同断、当時欠役

御鬢掛 忝人

右同断

御納戸掛 三人

大小姓勤

大小姓勤、壹ヶ年代

道川役 貳人

大小姓勤、六ヶ月代／

御弓方手代 貳人

御徒士勤、壹ヶ年代

御簀方手代 貳人

御徒士勤、壹ヶ年代

御鎗方手代 貳人

御徒士勤、壹ヶ年代

御屏風掛 貳人

御徒士勤、壹ヶ年代

御供徒士 拾貳人

御徒士勤、三ヶ月代

神物掛 壹人

御徒士勤

御霊屋番人 貳人

御徒士勤

宗旨大改人 拾壹人

御徒士勤／

漂民宿番人 四人

御徒士勤

御寄附帳付 貳人

御徒士勤

後山々廻役 三人

御徒士勤

香具平山廻役 貳人

御徒士勤

西山御締役 三人

御徒士勤

旅海人座方御目付 壹人

大小姓勤

鯨奉行

大小姓勤

鯨場御目付

大小姓勤／

書院小姓

大小姓・御徒士養育之人被召出

持役所無之役々

表御目付

大小姓勤

御徒士目付

御徒士勤、定人数十三人、尤御国居合之

人方老人ハ毎日大目付方江相詰

御文庫／

真文役

御馬廻・大小姓儒学家業之人江被 仰付

水元立木仕立頭役 壹人

御馬廻勤、当時欠役

同佐役 貳人

大小姓勤

御城番

大小姓勤

银山御目付 貳人

大小姓勤

御山預役 七人

大小姓勤

別夜廻役 九人

大小姓勤

別々夜廻役

大小姓勤、定人数無御座候／

三組夜廻役 拾貳人

大小姓勤、一組四人充相勤申候

以酌庵御使者番 六人

但、御留守居中者三人

御馬廻勤、六ヶ月代り

同御使 三人

大小姓勤、六ヶ月代

御供頭 六人

御馬廻勤、三ヶ月代

御供番 四人

大小姓勤、三ヶ月代

新渡物掛 貳人

大小姓勤、一ヶ年代

御掛物掛 貳人

読書指南役被 仰付／

小学校師 壹人

大小姓方被 仰付

手習師 壹人

大小姓方御目付兼帯二而被 仰付

講学方

講師

御馬廻・大小姓方被 仰付

素読師

右同断

御書物掛

右同断

海漁方

御勘定奉行・御郡奉行加役被 仰付置

御浦目付 四人

大小姓勤

足軽

下代／

御能衣装方

衣装掛御徒土方被 仰付、一ケ年勤

御寄附

御馬廻・大小姓方御番相勤

一ノ御門番所

御徒土方御番相勤、下番者御持筒組二

御座候

裏御門番所

右同断、下番者御道具組方相勤

御簀番所

御簀組方御番相勤

御城大手番人

平常御鉄砲組之者相勤

遠見番所

御徒土方二ケ月代り相勤、下番者株立之者／

有之相勤

町奉行所

役名末二記

町会所

右同断

御徒士勤 壹ヶ年代

下代

俵物方

俵物方頭役 貳人

大小姓勤、当時御浦目付方兼勤

俵物掛 貳人

御徒士勤、当時出運掛方兼勤

下代／

御送使方

御送使掛 三人

御徒士勤 一ヶ年代

下代

御銀掛所

御銀掛 貳人

御徒士勤 壹ヶ年代

但、器物方兼帯

御庭方

御庭掛 壹人

御茶道方被 仰付

但、御茶道方御徒士立身被 仰付、

御花掛之被 仰付候事も御座候

御庭小頭

御庭夫

茶道方／

茶道掛 貳人

大小姓勤 壹ヶ年代

表茶道

十徳御免坊主

平坊主

掃除坊主

麩細工方

麩細工

家業人之内御用二付日勤被 仰付

番手麩細工

当時御弓格被下置

小学校

学頭 壹人

御馬廻方被 仰付、学頭無之節者大小姓方

佐役 貳人

大小姓勤 一ヶ年代／

手代 四人

御徒士勤

御鉄砲方

差引役 貳人

大小姓勤 一ヶ年代

手代 貳人

御徒士勤 一ヶ年代

賄方 自定藏御結

賄頭 貳人

大小姓勤 貳ヶ年代

賄掛 六人

御徒士勤 一ヶ年代

下代

下モ男／

竈之者

作事方

仕立物方御結

作事掛 壹人

大小姓勤 貳ヶ年代

同手代 三人

御徒士勤 一ヶ年代

大工頭

大工小頭

番手小頭

仕立物方足輕

道具掛

山口屋敷番

御使者屋番

火見番手／

当時番手

仕立物方夫

大部屋夫

出運上方

出運上頭 貳人

大小姓勤 壹ヶ年代

出運上掛 貳人

御座候処、当時御儉約ニ付被廢、作事方江

被相結、御勘定奉行・御郡奉行内方加役

被 仰付置

屋敷方

屋敷奉行 壹人

御馬廻勤

同佐役 壹人

大小姓勤

同手代 貳人

御徒士勤ノ

打廻番所

打廻頭 壹人

御馬廻勤、当時町奉行方兼勤被 仰付置

同手代 十四人

御徒士勤、三ヶ月代

仲間

牢守

船改所

船改頭 貳人

御馬廻勤

同佐役 貳人

大小姓勤

同手代 拾九人

御徒士勤

旅人問屋ノ

下代

御米蔵

頭役 壹人

御馬廻勤 一ヶ年代

佐役 壹人

大小姓勤 一ヶ年代り

手代 五人

御徒士勤 一ヶ年代

升取

馬方統領

同手伝

走番

御陣道具方

御徒士勤、定人数五人

御勘定奉行所

御勘定調役

大小姓勤／

御勘定手代

御徒士勤、定人数御勘定調役共廿七人

書手

買物番

帳面掛

下代

御郡奉行所

御郡手代

御徒士勤、定人数五人

筆耕

御郡足輕

草使

走番

鉄砲鍛冶／

同台師

御船奉行所

手代

御徒士勤、定人数三人

上八乗

御船手

御船添

船大工

下代

御馬方

御馬役 壹人

御馬廻勤

乗り方

当時大小姓・御徒士二家業御座候／

馬医

当時御徒士二家業御座候

加番

御徒士勤

仕立物方

頭役者御馬廻勤、手代役者御徒士勤

勤向筆頭同様ニ御座候事

表書札方

案書役

大小姓勤、定人数五人

公義御用向其外御附届且御政事

筋之取調仕候事

御佑筆

大小姓勤、定人数拾人

公義御勤向御連状其外御書物執筆ノ

仕候事

日帳付

御徒士勤、定人数十人

書札方ニ預り候御用之書物執筆仕候

役目ニ而、都而御佑筆ニ準相勤候事

朝鮮方

案書役

大小姓勤、定人数壹人

朝鮮和館御用之往復并賞罰等之

取調仕候事

御佑筆

大小姓勤、定人数壹人

朝鮮方ニ預候御用書物執筆、案書役

年替相勤候事

紀事大綱執筆

大小姓勤、定人数壹人ノ

朝鮮国御通交ニ預候御用向記録

執筆仕候事

日帳付

御徒士勤、定人数壹人

朝鮮方御用之書物執筆仕候事

与頭方

与頭手代

大小姓勤、定人数貳人

同書手

御徒士勤、定人数八人

大目付方

大目付書手

御勘定奉行

式百石以下御馬廻方被 仰付、人数之

御定無御座候

御身代并財利出入差配仕、御算用所之

小役方をも差配仕候御役目二而、御勘定

奉行所江日勤仕候事

御郡奉行

右同断

御郡中之仕置差配仕候御役目二而、

御郡奉行所江日勤仕候事

御船奉行 忝人

右同断

都而御船方之差配仕候御役目二而、

御船奉行所江日勤仕候事／

朝鮮方頭役

右同断、人数之御定無御座候

朝鮮国御通信之御用相勤候

御役目二而、朝鮮方江日勤、通詞中江之

差配仕候事

筆頭

右同断

//但、式百石以上之人者相応之御役席

被成下、人数之御定無御座候

公義御勤向且御政事筋重立

候儀取調候御役目二而、表書札方江

日勤仕候事

添勘定

大小姓方被 仰付、人数之御定無御座候、

以下同断

御勝手方之御用向、御勘定奉行

申談同様相勤候事／

御郡佐役

御郡中二預候儀御郡奉行申談同様

相勤候事

朝鮮方添役

朝鮮国御通信之御用向、朝鮮方

頭役申談同様相勤候事

筆頭添役

御鎗奉行 壹人

右同断／

御陣道具奉行 壹人

右同断

大目付

大小身ニ不限御馬廻人才を以被 仰付、

人数之御定無御座候

御政道善悪・御法度之守否・御国内

邪正曲直を糺 御目代ニ被召仕、尤宗門

改・旅人吟味御委任、異国船漂着等之節

問情ニ被差越候御役目ニ而、表御目付・

御山預役・御徒士目付、且小普請請入之面々

并下目付之差配仕、大目付方江日勤仕候事

真文御用人

式百五十石以下御馬廻方被 仰付、当時

欠役

真文御往復之御用者勿論、朝鮮

御通信之御用相勤候御役目御座

候事／

大勘定

右同断、人数之御定無御座候

御勝手方之取締・御身代之出入差配

仕、御算用所小役方之差配をも仕、御勘定

奉行所江日勤仕候事

御留守居 兩人

右同断

公義御勤向ニ預り候儀ハ勿論、権家江之

御使相勤候御役目ニ御座候事

御取次役

右同断、人数之御定無御座候

御政事其外御用之御取次仕候

御役目ニ而、御用人詰問江日勤仕候事

町奉行

右同断、当時打廻頭兼勤ニ而兩人被

仰付置

町方ニ関り候仕置差配仕候御役目ニ而、／

御用之品ニ依町奉行所・町会所江出勤、

式日者諸役詰問江罷出候事

寺社奉行 忝人

式百六十石以上方被 仰付、当時多く者

与頭之筆口方兼勤被 仰付

寺庵且神職之銘々差配仕候御役目にて

式日諸役詰間ニ罷出候事

与頭

式百六十石以上方被 仰付人数之御定

無御座候ノ

御作法ニ関候儀、且御法令之守否

吟味御委任、御家中并八組中之

差配仕候御役目ニ而、与頭方江日勤仕候

事

御印判役 忝人

大小身ニ不限御馬廻方人才を以被 仰付

御勝手方御委任之御役目ニ而、御勘定

奉行所江日勤仕候事

御用人

右同断、人数之御定無御座候

御身行筋者勿論、御政事万端之

御相談被遊候御役目ニ御座候、尤奥江

日勤、奥向一躰之差配者^且勿論御持筒・

御草り取・御駕籠組之差配を茂

仕候事

表御用人ノ

右同断、人数之御定無御座候

権門家江被召仕候御役目ニ御座候事

御弓頭 忝人

式百六十石以上方被 仰付

御弓組之差配仕候御役目ニ而、式日諸役

詰間江罷出、平日者御寄附・御番頭・奥

御番頭等被 仰付候事

〃 但、御弓頭方御陣道具奉行迄之御役を

物頭と相唱、いづれも一組之差配、いづれも

御弓頭同様之勤向ニ御座候

御鉄砲頭 忝人

右同断

御旗奉行 忝人

右同断

史料翻刻

「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」

(長崎県対馬歴史研究センター寄託内野・津江家関係資料)

凡例

- ・漢字は原則として常用漢字を用いた。
- ・「者」(は)、「江」(え)、「茂」(も)、「之」(の)、「方」(より)はそのままにした。
- ・丁の終わりには「ノ」を入れた。
- ・見せ消しは取り消し線を用いて表した。
- ・変体仮名はすべて平仮名に改めた。
- ・文字の大小は意識していない。
- ・適宜、読点や中黒を補った。
- ・改行は原本通りとした。

(表紙)

「御役所出

府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳

表御書札方」

天保九戊戌年十二月取調

従

義章様御尋ニ付被差上候控

天保十己亥年御用人方江戸表江

送り越ニ相成候由ノ

御家老職

杉村但馬・平田宮内・古川将監、此三家江被 仰付

連判職

三家又者身元被違候人江被仰付

加判列

式百六拾石以上方御引上被召仕候人江被 仰付、

三百石以下之人江者在職中三百石格ニ被

仰付、御足米を茂被成下候

*₈ 遊紙は本紙よりも一センチほど短いが墨書は本文と同筆である。遊紙の墨書は冊子の形態となった後に書き足されたものと考えられる。

*₉ 「義章様御家督記録」（宗家文庫史料記録類 I-15②-201）。

*₁₀ 「郷」とは郡と村の中間に設置された行政区画である。領内には八つの郷があり、その総称を「八郷」もしくは「田舎」と称した。

*₁₁ 旅役とは、対馬島外で勤務する役職のことである（前掲『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』）。

*₁₂ 「日々記」（宗家文庫史料日記類 Aa-117）寛文四年一〇月八日条。

*₁₃ 前掲「対馬藩における表書札方の設置と記録管理」。

*₁₄ 表向は封建領主たる武家が儀礼・対面・政治を営む非日常（ハレ）の空間であることに對し、奥向は日常（ケ）を過ごす空間である。

さらに、奥向はジェンダーによって男当主が日常を過ごす表方と、女性を中心とした家族が日常を過ごす奥方に分けられていた（福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』吉川弘文館、二〇一八年）。なお、本稿では基本的に福田氏の定義に随い、単に「奥向」とした場合は奥向全般を指すこととする。

*₁₅ 「棧原屋敷図」（宗家文庫史料絵図類 Aa-24）。なお、同絵図に描かれた棧原屋敷の一部に、「広敷」と呼ばれる板扉で仕切られた空間

がある。そこには「女中対面所」や「老女詰所」などの部屋の名称がみえることから、「広敷」は女性を中心とした宗家の家族が日常を過ごす空間（奥向の奥方）、註一二を参照）に相当すると考えられるが、この点については文字史料と照合した検討が必要である。

*₁₆ 府中が「厳原」と改称されるのは明治二年（一八六九）のことである（「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典四二 長崎県』角川書店、一九八七年）。

*₁₇ 「対州接鮮旅館図」（前掲『厳原町誌』、原図は国立公文書館内閣文庫所蔵）。

*₁₈ 対馬藩における武士の格式は高い方から順に馬廻、大小姓、徒士の三つがあった。

*₁₉ 前掲「棧原屋敷図」からは、「御腰物方」・「奥御納戸」・「奥書札方」・「御膳方」・「奥御茶道詰所」を確認できる。

*₂₀ 前掲「対州接鮮旅館図」。

*₂₁ 前掲「初期の藩政と人事」。

*₂₂ 酒井雅代「近世後期対馬藩の朝鮮通詞」（『日韓相互認識』六、二〇一五年）。

敷の奥向に位置した役所であり*₆、用人が管轄した。また、⑤の役所をはじめとした奥向の空間に勤務した役職が⑥である。

⑦には町役のことが記される。町方に関する業務全般は町奉行の管轄だった(五九頁)。町奉行は打廻頭との兼帯で定員は二名、職務内容によって町奉行所または町会所に出勤した。前述した文化八年の絵図によると、町奉行所は文化度朝鮮通信使の客館となった国分寺の南に、町会所は市の川沿いにそれぞれ所在した*₇。町奉行のもとで町の行政を運営したのが町人からなる町役(⑦)である。年行司と町乙名の役割は、町奉行からの達を町中へ伝え、町人からの訴訟をとりまとめることであつた*₈。さらに、町役のなかには「大通詞」や「四代官」など、朝鮮との外交・貿易を担う役があつた。これは朝鮮との関わりを通じて朝鮮語能力を身に付けた町人が取り立てられたものである*₉。後半部には「統領」等と記される町役が二種類記されている。これらは商売の種類別に立てられた商人仲間のまとめ役と考えられる。

*₆ 対馬藩政の概要を通史的に明らかにした研究成果として、森山恒雄

「対馬藩」(長崎県史編集委員会編)長崎県史 藩政編 吉川弘文館、

一九七三年)があり、同論考には一九七〇年代以前の対馬藩政史に

関する研究史がまとめられている。一九八〇年代以降の研究として

は、泉澄一『対馬藩の研究』(関西大学出版部、二〇〇二年)、高野信治『近世領主支配と地域社会』(校倉書房、二〇〇九年)がある。

*₇ 泉澄一「初期の藩政と人事」(前掲『対馬藩の研究』)。

*₈ 泉澄一「対馬藩の藩政組織」(同『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』関西大学出版部、一九九七年、一七〜五五頁)。

*₉ 泉氏が分析した「壁書」は役職毎に作成された職務規定として注目される。なお、「壁書」は、長崎県史編集委員会編『長崎県史 史料編 第二』(長崎県、一九六四年)に翻刻されている。

*₁₀ 「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」(長崎県対馬歴史研究センター寄託内野・津江家関係資料)。

*₁₁ 同史料を一部引用した論考として、山口華代「対馬藩における表書札方の設置と記録管理」(国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、二〇一五年)がある。

*₁₂ 領内の統治機構・地域社会・領外の組織(江戸・大坂等)を総合的に「藩」として捉えようとする研究動向である。なお、研究史については、高野信治「大名と藩」(『岩波講座 日本歴史 第一一巻』岩波書店、二〇一四年)を参照。

に勤めたその他の人員については②にみえる。五六頁には「御郡奉行所」と記されており、ここに同役所の構成員が列挙される。郡奉行所に勤めた役職には郡奉行・郡佐役のほか、郡手代・筆耕・郡足軽・草使・走番・鉄砲鍛冶・鉄砲台師がいた。中でも郡手代は徒士格から任じられた。また、筆耕以下の役職は郡手代より一文字分下げて記されていることから、徒士格よりも格下の者が任じられたと考えられる。

このように、①には郡奉行や郡佐役といった、ある役所を管轄する役職が列挙され、その担当役所（郡奉行所）とその役所に勤める人員（郡手代以下）が②～⑦に記されるという構成をとる。以上のような

①の役職と②～⑦の対応関係を示したのが表一である。

②には府中の役所とそこに勤める役職が記される。①との対応関係は前述の通りであるが、馬方や屋敷方などのように①との対応関係をもたない役所もあった。また、仕立物方や海漁方のように他の役職が加役を勤めたり、打廻頭や俵物方頭役のように他の役職を兼帯したりすることもあった。

③には②の役所のいずれにも属さない役職が記される。この中には①の管轄下にある役職もあった。例えば、表目付・山預役・徒士目付はいずれも大目付の管轄であった（五九頁）。

④は諸組中について記される。ここには「御弓の者」「御鉄砲之者」

(表1) 役職・役所対照表

役職	①			職務内容	②～⑦ 対応する役所（頁数）
	家格・石高	詰役所（※式日は詰役詰間）	職務内容		
家老職	(三家)	—	—	—	—
連判職	(三家ほか)	—	—	—	—
加判判	300石格	—	—	—	—
寺社奉行	260石以上	※	寺庵・神職の差配	—	—
与頭	260石以上	与頭方	法令遵守の吟味、家中・八組の差配	与頭方 (P57)	—
印判役	馬廻	勘定奉行所	勝手方	勘定奉行所 (P56)	—
用人	馬廻	奥	藩主の身行筋・政事の相談	奥役所 (P49)	—
			奥向全般の差配	奥附役々 (P48～49)	—
表用人	馬廻	—	持筒・草履取・駕籠組の差配	—	—
弓頭	260石以上	※	権門家への奉仕	—	—
鉄砲頭	260石以上	平日は寄附・番頭・奥番頭等※	弓組の差配	—	—
旗奉行	260石以上	平日は寄附・番頭・奥番頭等※	鉄砲組の差配	—	—
鎗奉行	260石以上	平日は寄附・番頭・奥番頭等※	旗組の差配	—	—
陣道具奉行	260石以上	平日は寄附・番頭・奥番頭等※	鎗組の差配	—	—
大目付	馬廻	大目付方	陣道具組の差配	—	—
			政道善悪・法令遵守・不正などの監視、宗門改・旅人の吟味、異国船漂着の対応、表目付・山預役・徒士目付・小普請購入の面々・下目付の差配	大目付方 (P56～57)	—
真文用人	馬廻、250石以下	—	真文往復、朝鮮通信使	—	—
大勘定	馬廻、250石以下	勘定奉行所	勝手方の取締	勘定奉行所 (P56)	—
留守居	馬廻、250石以下	—	身代の出入・算用所小役方の差配	—	—
取次役	馬廻、250石以下	用人詰間	公儀動向、権家への使	—	—
町奉行	馬廻、250石以下	町奉行所・町会所※	政事その他御用の取次	—	—
			町方の仕置	町奉行所 (P52)	町会所 (P52)
勘定奉行	馬廻、250石以下	勘定奉行所	身代・財利の出入、算用所小役方の差配	勘定奉行所 (P56)	—
郡奉行	馬廻、250石以下	郡奉行所	郡中の仕置	郡奉行所 (P56)	—
船奉行	馬廻、250石以下	船奉行所	船方の差配	船奉行所 (P56)	—
朝鮮方頭役	馬廻、250石以下	朝鮮方	朝鮮国通信、通詞中への差配	朝鮮方 (P57)	—
筆頭	馬廻、250石以下	表書札方	公儀動向・政事筋についての取調	表書札方 (P57)	—
添勘定	大小姓	(勘定奉行所)	勝手方、勘定奉行同様	勘定奉行所 (P56)	—
郡佐役	大小姓	(郡奉行所)	郡中、郡奉行同様	郡奉行所 (P56)	—
朝鮮方添役	大小姓	(朝鮮方)	朝鮮国通信、朝鮮方頭役同様	朝鮮方 (P57)	—
筆頭添役	大小姓	(表書札方)	筆頭同様	表書札方 (P57)	—

などのほか、「七五三方御料理人」や「御料理人」なども含まれており、どのような基準でこの項目が立てられたのかは不明である。

⑤には奥役所として、腰物方・納戸方・書札方・膳方・茶道方・中奥番所の六つの役所が記される。これらは藩主が日常を過ごす棧原屋

かえるのは三代藩主宗義真の時代である。寛文四年（一六六四）一月、義真は府中の北部に位置する棧原に「御下屋敷」の建設を命じた*₁₂（以下、この屋敷を「棧原屋敷」とする）。棧原屋敷は次第に義真の居所となり、役所としての機能も段階的に付与されていった*₁₃。その結果、棧原屋敷は政治・儀礼の空間*₁₄（表向）と藩主が日常を過ごす空間（奥向）を明確に分離しつつ、それらが併存する屋敷となる*₁₅。さらに、棧原屋敷の建設と連動して城下町の町割も進められた。棧原屋敷から府中湊までを南北につなぐ通り（馬場筋）を中心としながら、その東西に武家地と町人地からなる城下町の町割が整備されたのである。このような義真政権による城下町の整備に対応して藩政を担う諸役所が府中の各地に設けられたと考えられる。そして、府中は明治維新にいたるまで対馬藩政の中心としての機能を持ち続けることになった*₁₆。以上をふまえながら、史料の内容をみていきたい。

「御役名并諸役所名前帳」の本文には府中の役所と役職が七項目に分けて記されている。それは、①藩政の中核となる役職（五七〜六一頁）、②役所とそこに勤務する役職（五二〜五七頁）、③持役所がない役職（五〇〜五一頁）、④諸組中（四九頁）、⑤奥役所（四九頁）、⑥奥向の役職（四八〜四九頁）、⑦町役（四六〜四八頁）の七つである。

まず、①藩政の中核となる役職には家老職以下二八種類の役職名が

記され、それぞれの役職に家格・役所・定員・職務内容などの情報が付される。なかでも、家老・連判職・加判列は藩政の中核を担う役職であったと考えられる。天保九年時点で家老職にあったのは杉村但馬・平田宮内・古川将監の三名であった。連判職は三家（杉村・平田・古川）もしくはそれ以外の家から、加判職は二六〇石以上の家から任じられることになっていた。対馬藩では三家以外からも家老につくことがあったが、それらの家と連判職・加判職の区別は不明である。家老職は「三家」から命じると記されていることから考えると、杉村・平田・古川は他の家とは別格の存在として認識されていたのであろう。加判列の次に記されるのが寺社奉行以下の諸役職である。これら藩政の中核となる役職にはそれぞれ勤務する役所があり、役所名とその人員が②〜⑦（四八〜五七頁）に記される。ここでは郡奉行所に勤める役職を例に、①と②〜⑦の対応関係を示すことにしたい。

郡奉行所は対馬島内の地方行政および農政を担当した役所である。文化八年（一八一）に描かれた府中の絵図によると、郡奉行所にあたる「郡役所」は府中湊に注ぐ市の川（現巖原本川）の右岸河口に所在した*₁₇。この郡奉行所を管轄したのが郡奉行で、二〇〇石以下の馬廻格より選出された*₁₈。また、郡奉行を補佐する役職が郡佐役で、これは大小姓が勤めた。これら二つの役職は①に記されるが、郡奉行所

は「対馬宗家文庫史料」ではなく、内野・津江家関係資料である。内野・津江家関係資料は宗家の家臣であった内野家・津江家およびその親類に関する資料群で、近世から近代にかけて作成された古文書・典籍・近代書籍・絵画等からなる。同資料群には「御役名并諸役所名前帳」の他に表書札方に関係する資料はみられないことから、同資料は明らかに異質のものと分かる。つまり、「御役名并諸役所名前帳」は表書札方で作成された藩政文書で、本来は宗家文書の一冊として残るはずのものであったと考えられる。内野・津江家関係資料として伝わった理由は不明だが、何らかの経緯で同資料群に混入したのであろう。

「御役名并諸役所名前帳」の作成経緯については表表紙をめくった遊紙に記される*₁(図版二)。遊紙の墨書によると、同史料が作成されたのは「義章様」の「御尋」がきつかけであった。「義章様」とは三代対馬藩主宗義章のことである。天保九年(一八三八)一二月には同史料作成のための「取調」が実施されていることから、「御尋」はそれ以前に行われたものと考えられる。この「御尋」がどのような意図をもつてなされたのかは判然としない部分もあるが、当時の時代背景をふまえて推測してみたい。

天保九年八月九日、義章の父で二代藩主の宗義質^{むしかた}が江戸で死去した。義章が義質の跡を相続するのはその半年後の天保一〇年(一八三

九)二月であることから*₂、義章の「御尋」は義質の死から義章が藩主に就任するまでの期間になされたものと分かる。つまり、「御尋」は、次期藩主への就任を控えた義章が藩政の仕組みを理解するために行ったものと考えられる。なお、この「御尋」によって国元で作成された「御役名并諸役所名前帳」の原本は、天保一〇年に用人が江戸に滞在していた義章のもとへ送っており、その控えが本稿で取り扱う内野・津江家本「御役名并諸役所名前帳」である。

二、天保期における府中の役所と役職

「御役名并諸役所名前帳」は対馬藩の役所名および役職名を列挙する形式をとり、その内容は府中(府内)、八郷*₃(田舎)、旅役*₄の三つに大別される。府内と田舎では対馬島内の役所および役職が、旅役では島外の役所および役職が記されることから、同史料は対馬島内外に及んだ当時の「対馬藩」の範囲とその構成を示す史料であるといえる。以下では史料の内容を簡潔に解説していくが、紙幅の都合から本稿では府中のみを解説・翻刻し、残りは次号以降としたい。

府中とは、対馬藩の政治・経済の中心地として発展した城下町である。対馬島の南東部に位置する府中は古代に国府が置かれ、一五世紀後半から宗氏の拠点となった。府中が城下町としての大きな画期を向

【史料紹介①】

天保期における対馬藩府中の役所と役職

―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―

丸山 大輝

はじめに

対馬藩および宗家に関する研究は朝鮮との外交や貿易、または対幕関係を中心に膨大な成果が蓄積されてきた。しかし、対馬藩の内政に焦点を当てた研究は少なくも、その骨格となる藩政機構についてはほとんど明らかにされていない。そのなかでも、泉澄一氏の研究は対馬藩の職制を検討した貴重な成果として注目される。泉氏は寛永〜寛文期[＊]（一六二四〜一六七〇年）、元禄〜正徳期[＊]（一六八八〜一七一五年）における対馬藩の職制を明らかにした。しかし、前者は寛永〜寛文期を対象にするとしつつもそのほとんどが寛文期の職務規定の分析であること[＊]、後者は雨森芳洲の藩政上の地位や立場を明確にするための整理であることなど、課題も多く、藩政との関連については検討がなされていない。今後は対馬藩が設置した役所と役職の時代的変遷をおさえ、それを藩政の展開と照合する必要がある。

そこで、本稿では先行研究で検討がなされていない時期に作成され

た「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳[＊]」を紹介する[＊]。

同史料は天保期における対馬藩の役所とそこに勤める役職の概要を示すもので、対馬島内外に及んだ藩政機構の全体像を明らかでできるといふ意味では日本近世史の「藩」研究[＊]においても重要な史料であると考えられる。

本稿の順序としては、最初に当該史料の性格について言及し、次に同史料から読み取れる役所と役職の概要を述べ、最後に史料の翻刻文を掲載することにした。なお、史料は内容に基づきながら、三回に分けて紹介する計画である。

一、史料の性格

「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」（以下、「御役名并諸役所名前帳」とする）は縦二五・三センチ、横一七・一センチ、六六丁の縦帳（袋綴じ冊子装）で、そのうち六四丁が墨付きである。柿渋染の表紙中央に表題、その左脇下には「表御書札方」と墨書される（図版一）。表書札方とは対馬藩において記録の作成を行う藩政機関の一つであり、ここで作成または管理された日記類・記録類の大部分は長崎県対馬歴史研究センター所蔵「対馬宗家文庫史料」の一部として伝わっている。しかし、「御役名并諸役所名前帳」が伝来しているの

藩主)は「朝鮮向之御用之義大切ニ奉存候付、親類縁者ニ至迄曾而不申聞候、何時も(宗義真・三代藩主)私 被召寄可被仰聞候、事之品ニ方輕キ事ハ私家来被召寄、御家来衆ヲ以被仰付候か、御手紙ニ而も被下候か、とかく他所へ不承候様ニと奉存候、朝鮮向之様子不存人間ニ加り候而ハ不宜存候」と述べ、朝鮮通交(外交・貿易)に他の者が加わる
ことがないように注意を促していた(古川祐貴「対馬宗家と朝鮮御用
老中」『日本歴史』八三一、二〇一七年)二四頁)。

*66 (これまで継承に何の縛りもなかった朝鮮通交(外交・貿易)を、
家督相続の慣例であった「一七歳の制約」に当てはめることで義真
(三代藩主)は、朝鮮通交(外交・貿易)の「引き上げ」を図った
ものと考えられる(義真が病身であったということも、より一層そ
の重要性をアピールすることになったであろう)。あるいは若年(幼
少)の義方にすでに家督を相続させていたことを考えれば、義真の
中で朝鮮通交(外交・貿易)は、家督相続以上に重要視されるべき
もの、といった認識があった可能性がある。

*67 先に述べたように、この後しばらくは一七歳以上の人物しか仮養
子に指名されなくなる。

(外交・貿易)を命じられて以後のことであろう(前掲「天龍院様方兆徳院様迄朝鮮御用件被仰上書」には、「元禄十四辛巳年(一七〇一年)九月、朝鮮御用義方江被仰付、隠居義真儀者後、見可仕旨被仰付」とある)。

*257 たとえば義倫(四代藩主)は、家督相続と同時に朝鮮通交(外交・貿易)を継承してはいたが、盛岡南部家の江戸家老と一緒に、將軍への披露がなされていたことを考えれば、朝鮮通交(外交・貿易)とは無関係であったことが理解できる(前掲「義真様御隠居義倫様御家督記録 上」)。

*258 義方(五代藩主)代始めの判物改も、家督相続直後ではなく、初回国後、すなわち朝鮮通交(外交・貿易)を継承し、藩主になった後に行われている。

*259 宗義智(初代藩主)死後、義成は家督相続と朝鮮通交(外交・貿易)の継承を実現して二代藩主となっていたが、朝鮮通交(外交・貿易)に関しては、さらに柳川調興(対馬宗氏重臣)に託して執り行っていたようである。この点については別稿を用意している。

*260 以上は、前掲「天龍院様方兆徳院様迄朝鮮御用件被仰上書」、「義和様御隠居義達様御家督記録 乾」(九州国立博物館所蔵「対馬宗家文

書」P11516)より。

*261 大森前掲「対馬藩宗家の仮養子史料」。

*262 池内敏「大君外交と「武威」 近世日本の国際秩序と朝鮮観」(名古屋大学出版会、二〇〇六年)二四四頁。事件については、池内敏『叢書 東アジアの近現代史 第3巻 日本人の朝鮮観はいかにして形成されたか』(講談社、二〇一七年)六三〜九一頁にも紹介されている。

*263 詳細は、池内前掲『大君外交と「武威」』三〇五〜三一二頁を参照のこと。

*264 対馬宗家が幕府へ提出した一四ヶ条の訴えの中に、「殊刑部大輔〔宗義真〕江役儀被仰付置候規模も無之候故、願者如何様之訴訟にても、日本国と朝鮮国とハ古来より契約有之而、何事ニ而も対州より取次不申候而者、御聞届不被成筈ニ候」(第一条)や、「彼国〔朝鮮王朝〕より日本江通用之儀者、此方御家〔対馬宗家〕ニ申達候而通交仕り、他国江直ニ通用仕間敷旨古来より申合有之事ニ候」(第九条)などがあり(池内前掲『大君外交と「武威」』三〇九〜三一二頁)、義真の率直な意見が述べられている。

*265 阿部正武(幕府老中)が朝鮮御用老中に就任した際、義真(三代

(一七〇一年)
元禄十四辛巳年九月廿七日

(義方・五代藩主)
宗対馬守 御据判

(正武・幕府老中)
阿部豊後守殿

(政直・幕府老中)
土屋相模守殿

(長重・幕府老中)
小笠原佐渡守殿

(番朝・幕府老中)
秋元但馬守殿

(正通・幕府老中)
稲葉丹後守殿

(重玄・幕府大目付)
安藤筑後守殿

また、義方(五代藩主)のものではないが、國史編纂委員會には宗義誠(旧名・方誠、六代藩主)、方熙(七代藩主)、義如(八代藩主)が幕府に提出した藩主代替起請文に関する記録が伝来している。それぞれの表題を確認すると、「方誠様朝鮮御役被為蒙仰候付御用番井上河内守様ニ而御誓旨被遊候次第日帳抜書」(國史編纂委員會所蔵「對馬島宗家文書」記録類 4169)、「方熙様朝鮮御役被為蒙仰候付御用番松平左近將監様於御宅御誓旨被遊次第日帳抜書」(同所蔵「對馬島宗家文書」記録類 4177)、「義如公殿様御家督并朝鮮御役被為蒙仰候付先格之通御用番酒井讃岐守様御誓詞被來候覚書」(同所蔵「對馬島宗家文書」記録類 5361)であり、「朝鮮御役」を命じられたので起請文を提出する、といった流れであったことが分かる。

*38 ちなみに江戸家老の將軍御目見は、家督相続後まもなく行われていた(一六九四年一月二八日)。これは直接的に朝鮮通交(外交・貿易)と関わるものではなかったことを表すものであろう。

*39 義方が受領した図書については、「御印替御使者記録」(國史編纂委員會所蔵「對馬島宗家文書」記録類 3480)に図入りで紹介されている。

*40 児名図書は「受給者個人に直結した、属人性の強い図書」であったことから、受領者が死去するまで返却しなくてもよいとの考えが對馬宗家にはあったという(米谷前掲「近世前期日朝関係における「図書」の使用実態」一二頁)。そのため児名図書(彦満図書)は、義真隠居時ではなく、義真が死去したタイミングで返却されたのである。

*41 大森映子氏は、朝鮮通交(外交・貿易)に再任された義真の立場を「朝鮮御用補佐」と表現する(大森前掲「對馬藩宗家の仮養子史料」四頁)。「補佐」の言葉には、メインの義方と、それを支える義真という構図が含意されているが、これまで見てきたことから明らかのように、義方は朝鮮通交(外交・貿易)そのものを継承していなかった。「補佐」という言葉が適当となるのは、義方が朝鮮通交

書そのもの＝義真図書を再び受領するに至る。これに伴って旧印と
なった義倫図書は、元禄九年（一六九六）度訳官使（下同知・宋判
事）を通じて返却がなされた。

*58 「御隠居様御自筆豊後守様方御差図被成候御状之御案文」（長崎県
対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 1072-47）。

*59 勿論、朝鮮通交（外交・貿易）は、將軍（幕府）の任命事項であ
ったことから（「兎角者上、〔江戸幕府〕之思召ニ応候様ニ仕度奉存候」、
全てが義真に原因があったとは言えない。現にこのことに関して幕
府が許可した旨が「宗刑部大輔江之返事奥御右筆本間種左衛門ニ認
させ各披見ニ入遣之」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫
史料」一紙物 1083-55）に記されている。しかし、若年（幼少）の
義方に対して譲れないとする義真の主張がまずあって、朝鮮通交（外
交・貿易）が継承されなかったことを考えると、やはりその原因は
義真にあったと言わざるを得ない。

*60 突然命じられたわけではなく、このときも事前に義真が讓位の意
向を示し、それを幕府が認めるかたちで実現した。

*61 派遣されていなかったからこそ、このとき阿部に書契（和文案）
の内見依頼がなされたのである。

*62 長崎県対馬歴史研究センターには、実際に義方が提出した起請文
写が存在する（「御誓詞之写」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗
家文庫史料」一紙物 755-15-1〜3））。なお、「誓詞」「誓旨」「起請文」
は同じものであり、対馬宗家文書の中でも特に区別されていない。

起請文前書

一、今度（宗義方・五代藩主）私儀、朝鮮国之御用如先規被仰付之候、弥重

公義大切相勤可申候事

一、日本・朝鮮通用之儀、心之及候程入念御為能可仕候、若御

隠密之儀被仰出候共、一切他言仕間鋪候事

一、朝鮮通用書簡之儀、入念私無之様可仕候、尤日本之儀朝鮮

与存替申間鋪候事

一、異国江御制禁之武具、朝鮮国江不相渡候様堅可申付候事

一、従前之御法度之趣堅相守、自今以後被仰出候儀猶以同事

可相守候、御一門始諸大名与以悪心申合一味仕間敷候、万

悪事相頼族於有之者、早速可申上候事

右條々雖為一事於致違犯者

（神文省略）

御血判

右者 義 倫 様御印也

*39 本章では特に断らない限り、「義方様御家督記録 一」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/15②157）による。宗義方（根緒次郎）の家督相続に関しては、「朝鮮御役御譲記」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類「補遺」/*B/23）、「朝鮮御役御譲記書下書」（國史編纂委員會所蔵「對馬島宗家文書」記録類 5282）にも詳しいが、記載の内容が重複するため、引用は「義方様御家督記録 一」によった。

*40 「仮養子」とは、後継者が決定していない大名家や旗本が参勤交代などで江戸を離れるに際して、仮の後継者を指名しておく制度のことである。通常は実子がいないことを前提に、弟や甥など比較的近い血縁男子を指名することが多く、幕府老中に仮養子願いを提出することでそれが認められた（江戸帰着後、仮養子願いは返却される）。対馬宗家の場合、このときに仮養子願いを提出したのが始まりと言われる（大森前掲「対馬藩宗家の仮養子史料」一五頁）、長崎県対馬歴史研究センターには写が残されている（「義倫様御願書」）。長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物（748-4-8-1～2））。

*41 史料中に「：御家督記録焼失故、委細不相知也」とある（前掲「義方様御家督記録 一」）。

*42 国目付に関しては、慶安四年（一六五二）に萩毛利家に派遣された事例が、山本博文『江戸お留守居役の日記―寛永期の萩藩邸―』（講談社、二〇〇三年）三二二～三三六頁で紹介されている。

*43 たとえば、朝鮮貿易において「二重帳簿」を用い、一七世紀末期に長崎貿易を凌ぐほどの日本銀を朝鮮へ輸出していたことは有名である（田代前掲『近世日朝通交貿易史の研究』二六九～二七二頁）。

*44 明確な規定ではないが、大名家は一七歳を境に相続をめぐる扱いが大きく変わったという（大森映子『お家相続 大名家の苦闘』（角川学芸出版、二〇〇四年）一六～二二頁）。

*45 義真は隠居以来、対馬に在国していたことから、この度の上意は奉書にて伝達された。

*46 「天龍院様方兆徳院様迄朝鮮御用件被仰上書」（國史編纂委員會所蔵「對馬島宗家文書」記録類 6579）。

*47 義真は義倫へ家督を譲った時点で図書を返却していたことから、当初自身の児名図書（彦満図書）を使って朝鮮通交（外交・貿易）を再開しようとしていた。しかし朝鮮側の反対に遭い、返却した図

七二一)の絵巻仕立てを中心に―『朝鮮学報』一三七、一九九〇年(二七頁)。

*32 その理由について対馬宗家では、「以前者柳川豊前(対馬宗氏重臣)与申候而、代々御目見仕来候得共、先対馬守(宗義成・二代藩主)与主内之申分(「柳川一件」)有之而、従公儀流罪被仰付候、其後対馬守如何様ニ存候哉、家老共御目見致中絶候」と述べられている(前掲「義真様御隠居義倫様御家督記録 上」)。

*33 「義真様御事御隠居御願之覚書」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 I/IS②/150)。

*34 「寛政重修諸家譜」の「宗義倫」項にも、「元禄五年(二六九二年)六月二十七日封を襲、七月十二日襲封を謝するのとき家臣三人御前(徳川綱吉)に出る。のち代々例とす。」とある(高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜 第8』「続群書類従完成会」、一九六五年)二六三頁)。

*35 多田はこれ以前(六月二二日)、家督相続後の献上物に関する指示を受けるため阿部用人のもとを訪れていたが、そのついでに義真時の先例(家督相続と同時に朝鮮通交(外交・貿易)を継承し、侍従にも任じられること)を説明している(前掲「義真様御事御隠居御

願之覚書」)。先に引用した史料冒頭の「扱又先頃、茂申上置候様ニ、…」とは、このことを指しているであろう。

*36 徳川綱吉(五代将軍)期の幕府側用人を介した官位昇進競争については、堀新「岡山藩と武家官位―池田綱政の少将昇進をめぐる―」(『史観』一三三、一九九五年)などで取り上げられている。

*37 將軍代替時に幕府へ提出する起請文は、宗義成(二代藩主)のときから確認できるが(前掲「起請文及び覚書看板」、家督相続(藩主代替)時の起請文提出はこのときが初めてである)。

*38 受領した義倫図書は、次のような一式であったことが窺える(「御印箱二入覚」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 1156-98))。

- 一、御印(義倫図書)壺
- 一、同台壺
- 一、同外家金鉢壺
- 一、同皮きせ之外箱壺 金物有之
- 一、同紫縮緬風呂鋪壺
- 一、同溜塗外箱壺 金物有之
- 一、同蠟掛赤風呂敷壺

*26 前掲「自公儀朝鮮江疏黄被遣候御礼御家督之御慶新御印洪知事判事持渡之時覚」。

*27 荒木和憲『中世対馬宗氏領国と朝鮮』（山川出版社、二〇〇七年）一一四・二六八頁。

*28 朝鮮通交（外交・貿易）再任後の義真図書返却（後述）に関する「覚書」に、古川家が図書の捺印を行っていた事実を示す史料がある（「覚」〔長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」一紙物 1072-105〕、強調符は本稿筆者による、以下同じ）。

覚

一、義真様御印（義真（二代藩主）図書） 箱繪 共三

一、同御児名之御印（参通図書（義真児名図書）） 箱繪 共二

右両図書、平田隼人・杉村三郎左衛門（黒印）江、大目付吉

田兵左衛門（黒印）渡之、御印、押、古川蔵人名代仁孫右衛門・

児嶋甚五左衛門罷出ル

（一七〇五年）
宝永二乙酉年正月十四日

また、少し時代は遡るが、年寄中の職務について定めた壁書（一六七四年二月日）には、「一、書簡印箱之儀年寄共預置候間、月番之者詰間ニ可召置候、書翰印押申時者古川孫四郎并名代之者可罷出候

間、月番之者前ニ而押可申候、寄合日又ハ用事之刻宿江罷下候節ハ佑筆老人、書院小姓二人番申付置可罷下候事」とある（泉澄一『対馬藩の研究』〔関西大学出版部、二〇〇二年〕五頁）。「書簡印箱」が書契・図書ではない可能性もあるが、古川家が関与している事実を考えれば、書契・図書と見て間違いないだろう。

*29 米谷前掲「近世前期日朝関係における「図書」の使用実態」三頁。

*30 本章では特に断らない限り「義真様御隠居義倫様御家督記録 上」（長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/15 ②153）による。宗義倫（四代藩主）の家督相続については、鶴田啓「近世大名の官位叙任過程―対馬藩主宗義倫、義誠の事例を中心に―」（『日本歴史』五七七、一九九六年）、大森映子「対馬藩宗家の仮養子史料―近世中期の相続問題を中心に―」（二〇一〇～一二年度科学研究費補助金 基盤研究（B）研究成果報告書『藩世界と東アジア世界―西日本地域を中心に―』（研究代表者：紙屋敦之、早稲田大学文学部、二〇一三年））でも取り上げられている。

*31 木挽町狩野家二代目。天和度信使（二六八二年）の際に、朝鮮国王へ贈る屏風を製作するなど、対馬宗家との関わりが深かったことで知られる（田代和生「朝鮮通信使行列絵巻の研究―正徳元年（一

松平大隅守殿

当時の琉球が明朝に対して硫黄を供出していたことを考えれば

(石原道博『日本乞師の研究』〔富山房、一九四五年〕一三一―一八七頁)、鹿兒島島津家から幕府に対して献上された硫黄も琉球産であった可能性が高い。量など不明な点が多いが、島津家による硫黄の献上行為自体が珍しいことから(上原兼善〔岡山大学名誉教授〕・麻生伸一〔沖縄県立芸術大学講師〕両氏の御教示による)、时期的にも符合する朝鮮への供出を目的としたものであったと考えたい。

*21 このことに関して『徳川實紀』には、「(明暦三年〔一六五七〕三月)廿五日朝鮮より願により。硫黄一萬斤かの國〔朝鮮王朝〕へつかはさる。よて宗對馬守義成より。禮曹參議がもとにをくる書簡を調て義成にたまふ。」とある(黒板勝美・國史大系編修会編『新訂増補國史大系 第四十一卷 徳川實紀 第四篇』〔吉川弘文館、一九六五年〕二一七頁)。こうした武器や兵器を供出する動きは、寛永初年(一六二〇年代)にも見られることから(たとえば、田中健夫『中世対外関係史』〔東京大学出版会、一九七五年〕二六五―二六七頁な

ど)、今後関連を追求していく必要がある。

*22 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)一六九頁、尹裕淑ユンユクスク『近世日朝通交と倭館』(岩田書院、二〇一一年)一七〇頁。

*23 「自公儀朝鮮江硫黄被遣候御礼御家督之御慶新御印洪知事朴判事持渡之時覚」(國史編纂委員會所藏「對馬島宗家文書」記録類 3594)。

*24 「倭館館守」とは、倭館内での出来事を全て統括した對馬宗家の役人のことである。詳しくは、田代前掲『近世日朝通交貿易史の研究』一七七―一八一頁を参照のこと。

*25 江戸時代において、對馬宗家には二つの「居城」が存在した。一つは金石城、二つはさじきばら棧原屋形である。前者は享祿元年(一五二八)に宗將盛が築いた金石屋形を原形とするものであり、江戸時代に改築がなされ、金石城となった。後者は延宝六年(一六七八)に落成したものであり、以後、對馬宗家の「居城」として機能する。江戸時代において二つの「居城」を有することはできなかったことから、幕府へは前者を「居城」、後者を「居所」として届け出たようである(「大衍院様御実録下書 一」〔長崎県對馬歴史研究センター所藏「宗家文庫史料」記録類 37/G11〕)。

*14 石川寛「対馬藩の自己意識―「対州の私交」の検討を通じて―」（九州史学研究会編『境界のアイデンティティ』『九州史学』創刊50周年記念論文集…上）（岩田書院、二〇〇八年）三〇九頁。

*15 松平正信はその正室が宗義成娘（義真妹）であり、対馬宗家とは縁戚関係に当たる（荒木裕行「幕藩間交渉における非制度的関係の位置づけ」『歴史学研究』別冊特集、二〇一九年）九七〜九八頁。ちなみにその子（松平正久）も、幕府奏者番・幕府若年寄を務め、一門中として正信同様の役割を果たしていたことが分かる。

*16 義真（二代藩主）には、家督相続以前に明暦度信使（一六五五年）を迎えるため、義成（二代藩主）に同行し、初入国を果たした過去があった（「公命ニ依而信使〔明暦度信使（一六五五年）〕御同伴ニ而、初而御入国被遊候、…」。義真が家督相続前に従四位下、播磨守に任じられていたのも、明暦度信使（一六五五年）を応接するた^{よしめや}めであった（「義章様御事若殿様朝鮮御用為御見習御暇被為蒙仰初而御下向ニ付御国諸手配且御下着之上諸御手数教向始終之覚書」〔國史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類 3732〕）。

*17 「朝鮮江御用之儀被仰渡候覚書并訳官渡海之時被仰聞候覚書之控帳」（國史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類 3593）。

*18 「訳官使」とは、一七〜一九世紀に朝鮮から派遣された倭学訳官（原則として、堂上訳官・堂下訳官一名ずつの計二名）を正使とする外交使節団（六〇〜一〇〇名程度で構成）のことである。訳官使については、近年研究が進められており、たとえば、池内敏「訳官使考」（同『絶海の碩学 近世日朝外交史研究』〔名古屋大学出版会、二〇一七年〕）、同「訳官使の接待空間」（同前掲『絶海の碩学』）などがある。

*19 「善隣通書 二十七 硫黄一件往復并小序」（國史編纂委員会所蔵「對馬島宗家文書」記録類 4776）。

*20 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 旧記雑録追録 1』（鹿児島県、一九七一年）619号には、次のような幕府老中連署書状が掲載されている（ ）も含めて原文通り）。

進上之硫磺目録之通遂披露候之處、一段之御仕合候、恐々謹言

明暦二年三月廿一日

阿部豊後守

忠秋 判

松平伊豆守

信綱 判

程における偵探使の位置づけ」(韓日文化交流基金)

『근세한일관계의 실상과 허상』(近世韓日關係の(實像と)(虚像)) (景仁文化社) 二〇一〇年、大韓民

国) 一八八〜一九八頁に詳しい。

* 荒木前掲「対馬宗氏の日朝外交戦術」二五一頁。

* 己酉約条(一六〇九年)の成立事情については、中村栄孝『日鮮関係史の研究 下』(吉川弘文館、一九六九年)二八二〜三〇〇頁、荒

木和憲「己酉約條の締結・施行過程と對馬の「藩營」貿易」

(韓日文化交流基金) 『한일문화교류기금編』(韓日文化交流基金) 『壬辰倭亂에서 朝鮮通信使의 길로』(景仁文化社)

『경인문화사』二〇一九年、大韓民国)二〇九〜二一八頁に詳しい。

* 鈴木棠三編『對馬叢書第三集 十九公實録・宗氏家譜』(村田書店、一九七七年)一六五頁。義智が朝鮮通交(外交・貿易)を命じられ

たことを示す史料は、管見の限り「宗氏家譜」しか存在しない。

* 義成(二代藩主)の家督相続の状況については、史料の残存状況も影響してか、あまり分かっていない。

* 米谷均「近世前期日朝關係における「凶書」の使用実態」(『史観』一四四、二〇〇一年)三頁。

* 荒野泰典「幕藩制国家と外交―対馬藩を素材として―」(『歴史学研究』別冊特集、一九七八年)九九頁。

* 「起請文及び覚書看板」(九州国立博物館所蔵「対馬宗家文書」

P14164)。

* 本稿では、「当主」と「藩主」を意識的に使い分けている。前者が

単に家督を相続した存在であるのに対して、後者は家督相続した上で、実際に領国(藩)に赴き、藩政を執り行う人物を想定しているからである。そのため、「藩主」であって「当主」でないことはあり得ないが、「当主」であって「藩主」でないことはあり得るとの立場をとる。

* たとえば、米谷前掲「近世前期日朝關係における「凶書」の使用実態」、山口華代「対馬に現存する宗氏の凶書二点」(佐伯弘次編『アジア遊学 177 中世の対馬 ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』(勉誠出版、二〇一四年)など。

* 「義貞様御家督日記書抜」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 1/1/S(2)/148)には、「殿(宗義真)様御登城(江城)被遊候処、御家督并朝鮮御用如前々被蒙仰、殊御官位侍従被任」とある。本章では特に断らない限り同史料による。

* 従四位下・侍従、対馬守は、元々宗義智(初代藩主)が豊臣秀吉期に命じられていた地位である。

一七歳以上の後継者が度々指名され続けた背景には^ま、まさにこうしたルールが存在していたためと考えられる。

それでは何ゆえ義真は独自のルールを創出する必要があったのだろうか。考えられる要因として、「元禄竹島一件」が挙げられる。同事件は鳥取藩領米子町人の訴えに応じて、幕府が竹島（鬱陵島）出漁禁止を朝鮮側に求めた元禄六年（一六九三）から、幕府が日本人の竹島（鬱陵島）出漁禁止を命じた元禄九年（一六九六）に至る出来事である^ま。ちょうど義倫（四代藩主）から、若年（幼少）の義方（五代藩主）へ家督が相続された時期に当たり、対馬宗家としては「内憂外患」の危機に直面していたと言える。そうした中で、三〇年以上にもわたって朝鮮通交（外交・貿易）を担った義真（三代藩主）の経験が活かされたであろうことは想像に難くない。義真は病身ながら義方に代わって朝鮮通交（外交・貿易）を務めたのである。ところが、右の幕令^日本人の竹島（鬱陵島）出漁禁止（一六九六年）が朝鮮側へ伝わる以前、安龍福^{アンリョボク}ら一名の朝鮮人が鳥取藩領へ来航するといった事件が起こる^ま。幕府は来航地である鳥取池田家に対応を求めると、対馬宗家を飛び越えた幕府の対応に対して、義真は不快感を露わにする^ま。義真が急遽阿部宛てに書状―義方が一七〜一八歳になるまでは自身が朝鮮通交（外交・貿易）を担う―を書き送ったのは、まさにこうした事情が

あったためであると考えられ、対馬宗家の朝鮮通交（外交・貿易）を軽視する幕府に対して^ま、社会通念^{II}「一七歳の制約」に照らした独自のルールを創出することで、その重要性を改めて訴えようとしたのであろう^ま。

義真のこうした動きは、仮養子の指名に大きな影響を与える^ま、朝鮮通交（外交・貿易）に対する幕府の認識^{II}軽視を改めるには至らなかった。それはこの後にも対馬宗家が重く見せるための働きかけを実施していたことから理解できる。それでは具体的にどのような働きかけが行われていたのであろうか。その内実については稿を改めて述べることにしたい。

^ま 中野等『戦争の日本史 16 文禄・慶長の役』（吉川弘文館、二〇〇八年）二八一頁、荒木和憲「対馬宗氏の日朝外交戦術」（荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係』地球的世界の成立』（吉川弘文館、二〇一三年）二五〇〜二五二頁。寺沢正成（^{まさしげ}天草領主）が、対朝鮮外交の代替要員として控えていたことも（荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）一八五頁）、義智にとつて大きなプレッシャーとなっていたようである。

^ま なお、当該使節の位置付けに関しては、荒木和憲「日朝講和交渉過

おわりに

これまで宗義真（三代藩主）から宗義方（五代藩主）に至る家督相続を検討してきた。その中で明らかになった事実は、家督相続して当主になったとしても、朝鮮通交（外交・貿易）を継承していなければ藩主足り得なかったといったことであろう。通常、朝鮮通交（外交・貿易）は家督とともに命じられ、じきに従四位下・侍従、対馬守の地位に達する。幕府老中に対しては、告襲参判使書契（和文案）の内見を依頼し、宗義倫（四代藩主）期以降からは、藩主起請文の提出、江戸家老の將軍御目見も加わった。一方の国元では朝鮮に対して、家督相続を知らせる告襲参判使が書契（幕府老中内見済み）を持って派遣され、後に凶書獲得に向けた凶書参判使も送られたのである。

しかし、朝鮮通交（外交・貿易）を継承していなければ、こうした手続きが発生することはなかった。唯一、江戸家老の將軍御目見は行われたが、それは朝鮮通交（外交・貿易）とは直接関わりがなかったためである^ま。幕府へ提出された藩主起請文は、前書に朝鮮通交（外交・貿易）に関わる内容が多く含まれていたし、朝鮮へ派遣された告襲参判使も、途中から凶書鑄造を依頼する役割が付与されたことから、朝鮮通交（外交・貿易）を担っていなければ派遣することができない代物となっていた。本文でも述べたように、義方は初入国すら果たせ

ていなかったことから、朝鮮通交（外交・貿易）の継承は藩主になる上で必須の要件であった、と言うことができる^ま。

ところで、義方が朝鮮通交（外交・貿易）を継承できなかった要因として、義真の存在があったことは指摘した。義真は阿部正武（幕府老中・朝鮮御用老中）宛て書状の中で、朝鮮通交（外交・貿易）は重要なので、義方が一七〜一八歳になるまでは自身が務める旨を主張している。若年（幼少）の家督者が、朝鮮通交（外交・貿易）を実質的に担わないというのは、宗義成（二代藩主）以来の慣行であったと考えられるが^ま、この一七〜一八歳という年齢が何に基づくものであったのかは分からない。恐らく当時慣習となっていた「一七歳の制約」に基づいて考案されたものであつたらう。しかしここで肝心なのは、一七〜一八歳にしなければ、本当に朝鮮通交（外交・貿易）を担うことができなかつたのか、ということである。たとえば、以後の家督相続の状況を鑑みると、宗義功（二代藩主）は八歳で家督を相続し、同時に朝鮮通交（外交・貿易）を担っていたし、宗義質（二代藩主）は一三歳、宗義達（五代藩主）は一六歳で同様の地位に就いている^ま。つまり「一七歳の制約」に基づく朝鮮通交（外交・貿易）のあり方は、幕府や対馬宗家に明確な基準があつたわけではなく、義真が独自に創出したものだったのである。この直後、仮養子を指名する際に

ていない。実際にその地位に就いたのは、元禄九年（一六九六）一二月のことであり^{＊58}、相続から二年余りが経過していた。これは一三歳で家督者（当主）となり、従四位下・侍従、対馬守となった義成の例を参考にしたものと思われる。しかし、その地位に就いてもなお、義方は朝鮮通交（外交・貿易）を継承することができなかった。引き続きそれは義真が担っていたのである^{＊59}。その理由について義真は、元禄一〇年（一六九七）六月三日付阿部宛て書状において次のようなことを漏らしている^{＊60}。すなわち、「然者同氏対馬守〔宗義方〕儀、来年十五歳ニ被成候、依之朝鮮之御用被仰付被下候様ニ仕度候、乍然未若年ニ御座候処、大切之御用相勤候段茂無心元奉存候、私〔宗義真〕茂病身ニ者候得共、唯今迄之通勤候而御奉公ニ罷成義ニ候者、対馬守十七、八歳ニ被成候迄者相勤申様ニ成共、兎角者上〔江戸幕府〕之思召ニ応候様ニ仕度奉存候」であり、朝鮮通交（外交・貿易）は重要なので、義方が一七〜一八歳になるまでは譲れないといったことが記されている。ここから朝鮮通交（外交・貿易）不継承の理由が義真にあったことが理解できる^{＊61}。

その言葉通り義方は、一八歳となった元禄一四年（一七〇一）九月一七日に朝鮮通交（外交・貿易）が幕府から認められている^{＊62}。任命後は、阿部に義方起請文案と書契（和文案）を見せていることから、

①起請文は朝鮮通交（外交・貿易）を継承していなければ提出することができなかったこと、②義方の告襲参判使は未だ派遣されていなかったこと^{＊63}、が分かる。起請文は前書のほとんどが朝鮮通交（外交・貿易）に関するものであったため^{＊64}、家督を相続しただけでは提出することができなかったことが容易に想像されるが、一方の告襲参判使は家督相続を知らせ、前藩主の図書によって派遣されるものであったから、相続が叶った時点で送られていてもよさそうなのである。しかし、それがなされていなかったのは、告襲参判使が単に家督相続を知らせるだけでなく、図書鑄造をも依頼する使節に成り変わっていたためであろう。朝鮮通交（外交・貿易）を継承していない義方が、図書を受領する理由はなく、ために家督相続から八年も経過した元禄一五年（一七〇二）七月に義方の告襲参判使は派遣されたのである^{＊65}。

同参判使によって依頼がなされた図書は、その後派遣された図書参判使（同年一〇月派遣）によって受領され、まもなく義方のもとへと届けられる^{＊66}。一方で旧印となった義真図書は、義真の死去に伴い、宝永二年（一七〇五）一月に見名図書（彦満図書）とともに訳官使（韓僉知・呉正）へと返却されている^{＊67}。家督相続してからこの時点で一〇年余りが経過しており、義真（三代藩主）・義倫（四代藩主）に比べ、今回の事例が極めて異例であったことが窺えるだろう^{＊68}。

受け、次郎を正式な後継者とする「願書案」を完成させている。「願書」は大久保忠朝（幕府老中・御用番老中）へ提出されたが、その詳細については分かっていない*₁。「願書」提出を受けて幕府は、次郎に出府を命ずる。しかし次郎が到着する前に、義倫は江戸で死去してしまふのである。

出府した次郎は、阿部から「宗」を名乗るよう指示され、実名（諱）も「義方」と改めている。残るは幕府から家督相続が認められるだけであったが、義方が家督相続するに当たっては、一つ大きな問題が存在した。それは義方が若年（幼少）であったという事実である。これまで対馬宗家では、宗義真（三代藩主）が一九歳、義倫が二二歳のときに家督を相続していた。しかし、義方はこのとき一歳であり、幕府から相続の妥当性を問われる可能性があった。そのため、樋口孫左衛門（対馬藩江戸家老）・平田直右衛門（同）は、狩野養朴（常信・幕府絵師）を訪れ、義方の家督相続に関する協議を開始するのである。

懸念された事項は二つ。対馬への国目派遣と、侍従への幼少任官についてである。前者は家督者が若年（幼少）の場合に派遣される幕府役人のことであり*₂、これに対しては、①対馬が小国であること、②対馬にはすでに外交文書（書契）を取り扱う五山僧（以酹庵輪番僧）がいること、③義真が健在で義方の後見人となり得ること、を理由に

断ろうとしている。対馬宗家では幕府の目の届かないところで様々な「操作」を行っていたことから*₃、こうした事態は何としても避けなければならなかった。続く後者については、一般的に家督相続は「一七歳の制約」*₄に基づいて認められる傾向にあり、官職への任官もこれに準じていた。そのため協議では、①無官のままだと礼曹参判・参議宛て書契の体裁が悪いこと、②過去に宗義成（二代藩主）が一三歳で家督者となり、侍従任官まで果たしたこと、を理由に、幼少任官を実現しようとする。やはり対馬宗家では、朝鮮通交（外交・貿易）を利用して、侍従任官の実現を正当化しようとしていたことが分かる。

その後狩野がどのような働きかけを幕府に行ったのかは定かではないが、一月二五日になって義方は登城を命ぜられる。そして白書院において阿部から、「家督之儀、対馬守〔宗義倫〕願之通、無相違次郎〔宗義方〕江被仰付候、朝鮮筋御用之儀、乍隠居相勤候様ニ与刑部大輔〔宗義真〕江以奉書被仰付候」ことが伝えられたのである*₅。これによって義方は、問題なく家督を相続することができたわけだが、肝心の朝鮮通交（外交・貿易）については義真が担うこととなっている。ではなぜ義方は朝鮮通交（外交・貿易）を継承することができなかったのだろうか。

確かに義方は家督相続の時点で、従四位下・侍従、対馬守にはなっ

(外交・貿易)に侍従任官が必須だったとは思えないが、その背景には激化する官位昇進競争が影響していたものと見られる³⁸⁾。幕府が知り得ない朝鮮通交(外交・貿易)と絡めて話を展開することで多田は、早期の侍従任官を実現しようとしていたのであろう。

こうした多田の働きかけが功を奏したのか、一二月一八日になって義倫は登城を命ぜられる。幕府役人が列座する中、大久保忠朝(幕府老中・御用番老中)から侍従任官が伝えられたのである。そして翌日に大久保宅を訪問した義倫は、「望名 対馬守」と記した「書付」を提出し、このときより対馬守を名乗るようになる。一方の義真は、一〇月に暇が下され、そのときに刑部大輔を名乗ることが決定していた。以上を経て義倫は、従四位下・侍従、対馬守という義真同様の地位に就くことができたのである。

また年が改まると、対馬宗家では書契(和文案)と義倫起請文案を阿部に提出している。前者は告襲参判使が持参する書契であり、その内見は以前にも行われていた。しかし、後者の起請文案については今回が初となる。急遽、起請文が提出されるようになった理由は分からないが³⁹⁾、元禄六年(一六九三)二月六日には、起請文一式を取り揃え、幕府への正式な提出を済ませている。以後も家督相続の度に起請文が提出されていることを考えれば、義倫時が先例となっていたこと

が分かる。そして義倫は三月一日に江戸を出立する。

このタイミングで国元では、義倫の家督相続を知らせる告襲参判使(同年四月派遣)を朝鮮へ派遣している。前回の告襲参判使は、義真の家督相続を知らせるだけのものであったが、今回は義倫図書(鑄造)をも依頼する使節であった。しかし、持参された書契にそのことが記されていないことを考えると、単に口頭での依頼にとどまったものと見られる。図書を効率よく受領するために、告襲参判使の役割が一部変化していたのであろう。依頼した図書はこの後派遣された図書参判使(同年九月派遣)によって受領され、まもなく義倫のもとへと届けられる⁴⁰⁾。そして旧印となった義真図書も、義倫の家督相続を祝う元禄六年(一六九三)度訳官使(安同知・朴僉知・金正)を機に返却がなされている。

三、宗義方の家督相続

しかし早くも、元禄七年(一六九四)六月には、宗義倫(四代藩主)の体調が優れず、養子を置いた方がよいとの議論がなされている⁴¹⁾。義倫には実子がおらず、仮養子⁴²⁾の際には、根緒次郎(義倫弟)という人物を指名していた。二八日になって跡式に関する協議が一門中でなされると、翌日には阿部正武(幕府老中・朝鮮御用老中)の内意を

対する狩野からは、隠居願いは早々に出すべきだが、御目見復活とは分けて、願ひ出るべきことを指摘されている。対馬宗家はこれに従い、六月九日に松平正久（幕府奏者番）を通じて、幕府への隠居願ひを提出した。この隠居願ひは、身体的な不調から「例月之出仕」もままならない状況が述べられ、義倫への家督相続を願う内容となっている。義真は当時五五歳であったが、これ以前に「増火消」の役儀をも回避していたことを考えれば、身体的な不調は相当のものだったのかも[※]。以上をもつて義真の隠居願ひ、義倫への家督相続願ひは、幕府によって聞き届けられたのである。

その結果は、六月二七日に義真・義倫、江戸城登城の上、白書院において伝えられた。戸田忠昌（幕府老中・御用番老中）から「願之通達上聞〔徳川綱吉〕、隠居被仰付候、右京大夫〔宗義倫〕儀、家督無相違被仰付候」と命じられたのである。そして、「朝鮮筋之儀、対馬守〔宗義真〕仕来候通、右京大夫〔宗義倫〕可相勤由、上意ニ而御座候」ことも伝えられ、義倫は上意によって朝鮮通交（外交・貿易）をも継承した。さらに翌日には、家老の將軍御目見に関する指示が阿部からなされ、七月一二日に家老三名の披露が実現している。柳川調興（対馬宗氏重臣）が御目見して以来、少なくとも半世紀余りが経過しており、以後家老の將軍御目見は家督相続時の恒例となる[※]。

しかし、義倫は未だ義真同様の地位には就いていない。侍従への任官と、対馬守の名乗りがまだ許されていなかったからである。義真の際は、家督相続とほぼ同時に侍従への任官がなされ、対馬守を名乗ることができている。こうした状況を鑑みた多田与左衛門（対馬藩江戸家老）は、阿部のもとを訪れ、阿部用人に対して次のようなことを述べている。

扱又先頃茂申上置候様ニ、右京大夫方方為通用対馬守銅印を指返し、右京大夫実名ニ於朝鮮国為彫替申候、此儀以別使追付

彼国へ申渡候、銅印到来次第右京大夫方諸事通用仕候、：印

判無御座候而者、右京大夫通用不罷成候付、家督蒙 仰候上者、

諸事右京大夫方通用不仕候而者、家督之詮茂立不申候付、追付

使者指渡申候、対馬守家督初而書簡指渡候節者、侍従ニ被任候以

後ニ而御座候、此段為御心得先規之様子申上置候

義真図書を朝鮮へ返却し、義倫図書を受領することで、義倫の朝鮮通交（外交・貿易）を開始したい旨が記されている。しかし、訴えの主眼はそこではなく、最後段の「対馬守家督初而書簡〔書契〕指渡候節者、侍従ニ被任候以後ニ而御座候」にあった。それは以前にも阿部に対して家督相続と同時に侍従には任官されるもの、といった説明をしていたことから明らかである[※]。多田が主張するほど朝鮮通交

で約二〇〇年継続した。

さて、図書参判使として朝鮮に渡った唐坊は、倭館移転以外の交渉をまとめ、万治二年（一六五九）五月初日の訳官使（洪知事・朴判事）来島へと漕ぎ着ける。仁位格兵衛（倭館館守）を伴って来島した一行は、五日に金石城（対馬藩主居城）へと登城すると、義真に対して「朝鮮之御書翰」（礼曹参議書契）を捧呈し、さらに「硫黄御礼進物」（御家督御慶御書簡・御進物）を渡して、幕府の硫黄送付に対する謝意、義真の家督相続に対する祝意を述べた。そしてこの後に行われたのが、義真図書引渡しである。

一、御代替二付、義真様へ新御印朝鮮国方持参、仁位格兵衛持出、広縁にて知事へ渡す、知事請取、御印之奏者古川式部へ中段にて渡す、式部請取、上段床際におき退、則両使罷出拜礼仕ル

朝鮮より持参した義真図書を仁位格兵衛が持ち出し、洪知事へ渡した後、古川式部が受け取り、広間上段床際に置いている。古川家は中世以来、文引・書契の発行を掌った家柄であり、江戸時代においては年寄中の一人として図書の管理のほか、捺印行為も行っていたことが分かっている。図書引渡しに「御印之奏者」として参席していたのも、まさにこうした事情があったためであろう。義真図書引渡し

の場面は、これ以上詳細にすることはできないが、旧印となった義成図書もこのときの訳官使を通じて返却がなされた。以上の手続きをもって義真は、家督を相続するとともに、従四位下・侍従、対馬守といった義成同様の地位に就き、さらには朝鮮通交（外交・貿易）の継承、義真図書の受領をも完了させたのである。

二、宗義倫の家督相続

宗義真（三代藩主）は、その後三〇年以上にもわたって藩政を治めたが、元禄五年（一六九二）四月三日になって、隠居の意向を阿部正武（幕府老中・朝鮮御用老中）へ伝えている。理由としては、「殊外病者二御座候而、漸公儀之御勤被成候、齒も落、眩暈も有之候」ためという。狩野養朴（常信・幕府絵師）を通じて相談を受けた阿部は、一人では判断できないとし、このときは義真の年齢を聞くにとどまっている。

同じ頃、田嶋十郎兵衛（対馬藩江戸留守居）も狩野を訪れ、義真の隠居と宗義倫（従四位下、右京大夫）への家督相続、対馬藩江戸家老の將軍御目見復活に関する相談を行っていた。特に家老の將軍御目見は、「柳川一件」（一六三五年）以来「中絶」していた案件であり、対馬宗家としては義倫への家督相続を機に復活させようと考えていた。

入国を果たす^{まじ}。これを受けて国元では、義真図書獲得に向けた図書参判使(同年一月派遣)を朝鮮に派遣している。正使を務めた唐坊佐左衛門には、事前に次のような「覚書」が提示されていた^{まじ}。

①、従 公儀被遣之候硫黄之為御礼、对州迄^(密官使) 諷官可被差渡之由、尤二思召候与之事

②、義成様御印替之事

③、唯今之倭館二而八船之繫場悪敷、風波之時分往還之船難儀仕

之由承候条、釜山丸山二倭館ヲ被移候様ニ可被仰付与之事

右之段、礼曹参判・参議并東萊・釜山江各々ニ以御書簡被

仰渡也

一条目は幕府が朝鮮に送った硫黄について、対馬まで御礼の諷官使^{まじ}を派遣するのが適当であること、二条目は義成図書を義真図書と取り換えること、三条目は倭館の場所が現在の場所では難儀するので、別の場所(丸山〔釜山城〕)に移されたいこと、である。図書参判使ではあったものの、ここから唐坊が図書以外の使命をも帯びて、朝鮮に渡っていたことが分かる。「覚書」の末尾には、「右之段礼曹参判・参議并東萊(府使)・釜山(僉使)江各々ニ以御書簡〔書契〕被仰渡也」とあることから、図書以外の使命も書契に示された公式的なものであった、と行うことができる。

ここで二条目(義成図書と義真図書の交換)以外の内容についても触れておこう。一条目の幕府が朝鮮に送った硫黄とは、明暦度信使(一六五五年)の要請に基づくものである。当時の中国は、李自成の乱(一六四四年)に端を発する「明清交替」の真つ只中にあり、その影響は朝鮮にまで及んでいた。そのため朝鮮では、明暦度信使(一六五五年)を介して、義成に礼曹参判書契を送り、「贈硫黄」を乞うたのである^{まじ}。

書契を受けた義成は、早速幕府への転送を開始する。この後幕府がどこから硫黄を入手したのかは定かではないが、「旧記雑録」に急遽、硫黄献上に関する記事(幕府老中連署書状)が掲載されていることから、あるいは鹿児島島津家に対して献上を命じていた可能性がある^{まじ}。調達された硫黄は、幕府から対馬宗家に与えられ、明暦三年(一六五七)三月二五日に幾度^{まじ}三郎兵衛によって朝鮮側へ届けられた^{まじ}。

もう一つの倭館移転に関しては、江戸時代初期に設置された豆毛浦^{トウモ}倭館からの移転を指す。交渉はすでに寛永一七年(一六四〇)から始まっていたようであり、この度の交渉は二度目に当たる^{まじ}。しかし、実際に移転が叶ったのは、延宝六年(一六七八)のことであり、移転先も丸山(釜山城)ではなく、草梁^{チヨリヤン}の地であった。ここからいかに交渉が難航していたのが窺えるが、草梁に移って以降の倭館は、明治六年(一八七三)の明治政府(日本国外務省)による接收を迎えるま

しかし、幕府から朝鮮通交（外交・貿易）を命じられることが、対馬宗家にとってどのような意味を持っていたのかについては、あまりよく分かっていない。朝鮮通交（外交・貿易）が家督相続の際に命じられ、家督者（当主^{＊10}）が「四つの口」（長崎口・対馬口・薩摩口・松前口）の一つ（対馬口）を担うと漠然と考えられてきたのである。

本文でも指摘するように、朝鮮通交（外交・貿易）は家督者（当主）であれば誰もが命じられるものではなかった。また命じられた家督者（当主）は、それに付随する様々な手続きを行わなければならない。これまで個別具体的に考えられてきた図書（銅製印章）についても、本来はこうした流れの中に位置付けられなければならない^{＊11}。

以上を踏まえて本稿では、宗義真（三代藩主）——宗義倫（四代藩主）——宗義方（五代藩主）の家督相続を取り上げる。当該期を対象にするのは、この時期に家督相続に関する大きな変化が見られるためである。三代にわたる家督相続を子細に分析していくことで、対馬宗家当主が朝鮮通交（外交・貿易）を命じられることの意味や、それによって生じる様々な手続きについて明らかにしていきたい。

一、宗義真の家督相続

明暦三年（一六五七）一二月二七日、宗義真（従四位下、播磨守）

は、江戸城に呼び出され、幕府老中から家督の相続と朝鮮通交（外交・貿易）の継承、侍従への任官を命じられた^{＊12}。そして、晦日に元服を迎えると、そのときより対馬守を名乗るようになる。これは二ヶ月前の一〇月二六日に、宗義成（二代藩主、義真実父）が死去したため、以上をもって義真は、従四位下・侍従、対馬守といった義成同様の地位に就くことができた^{＊13}。

こうした経緯は朝鮮にも知らされるべき事案であり、国元（対馬）ではその準備が進められていた。家督の相続を朝鮮へ伝えるのは、「公儀之御使者」^{＊14}の体裁をとる参判使のうち、告襲参判使と呼ばれる使節であり、持参する外交文書（書契）は、事前にその和文案を幕府老中へ見せる慣わしとなっていた。今回も対馬宗家一門中の松平正信（幕府奏者番）^{＊15}を頼って、万治元年（一六五八）四月二十九日に幕府老中の裁可を得たようである。書契（和文案）には、義真が家督を相続するとともに、義成同様の地位に就いたことが示され（「然者我（示義真）等事、旧冬無相違家督并官位義成（二代藩主）同前二被仰付、重疊難有仕合可有推察候、殊朝鮮取次之儀不相替如前代被仰付候、弥以誠信相互可申通与存候、…」、対馬で清書された上で、杉村又左衛門を正使とする告襲参判使（同年八月派遣）へと渡された。

一方で義真は、六月二一日に幕府へ暇乞いすると、九月一三日に初

【研究論文】

対馬宗家の家督相続と朝鮮通交（外交・貿易）

古川 祐貴

はじめに

関ヶ原の合戦（一六〇〇年）で軍事的覇権を確立した徳川家康（初代将軍）は、豊臣秀吉の朝鮮侵略（一五九二〜九八年）によって破綻した日朝関係を再開すべく、宗義智（初代藩主）に朝鮮王朝との講和交渉を命じた。中世以来、朝鮮貿易を生命線としてきた対馬宗氏にとって、日朝関係の再開は、領国再建の悲願であり、先の合戦で西軍に与したという微妙な立場も相俟って、信頼を回復するまたとないチャンスとなっていた。そのため義智は、朝鮮に使者を派遣し、講和交渉を開始する。しかし、日本に対する不信感を拭い切れない朝鮮は、要請を拒否するとともに、偵察を目的とする使節（惟政・孫文彥）を対馬へ派遣した。講和の成立を急ぐ義智は、同使節を、①戦争責任を謝罪する使節、②徳川秀忠（二代将軍）の將軍襲職を祝う使節と位置付け、家康・秀忠のもとへと案内する。これをもって家康は、講和成立と見做したが、朝鮮側にその意識がなかったことは言うまでもない。この後義智は、朝鮮側が提示する二条件―家康から先に謝罪の

国書を送ること、朝鮮侵略の中で陵墓を荒らした罪人を縛送すること―をもクリアし、慶長一二年度信使（一六〇七年）来日へと漕ぎ着ける。

こうして日朝関係は再開され、朝鮮と対馬宗氏との間に己酉約条（一六〇九年）が成立する。義智にはすでに慶長一〇年（一六〇五）、家康・秀忠によって朝鮮通交（外交・貿易）が命じられており、死去（一六一五年）後は、宗義成（二代藩主）へ家督とともに継承されたものと見られる。とりわけ義成は、若年（幼少）Ⅱ当時一三歳で家督を相続していたことから、朝鮮通交（外交・貿易）に際しては義智図書（銅製印章）を使用していたことが明らかとなっている。その義成が、自身の図書を用いて朝鮮通交（外交・貿易）を開始したのは、寛永六年（一六二九）のことであった。しかしその後、国書の偽造・改竄が発覚した「柳川一件」（一六三五年）が、徳川家光（三代将軍）によって結審されると、幕府は改めて朝鮮通交（外交・貿易）を義成に命じる。このとき義成も幕府に対して起請文を提出していたことを勘案すれば、これまでとは少し様相が違っていたことが想像される。幕府が朝鮮通交（外交・貿易）を命じ、義成が起請文を提出するという構図は、徳川家綱（四代将軍）の將軍襲職（一六五一年）時にも見られることから、柳川一件」を機に定着したものと考えられる。



(図版6) 小野家文書「[判物]」 (管理番号7)



(図版7) 小野家文書「[御書附]」 (管理番号68)

兵曹奉

教倭人平信時為修義副尉

虎賁衛副司猛者

天啓三年十月

日

別書

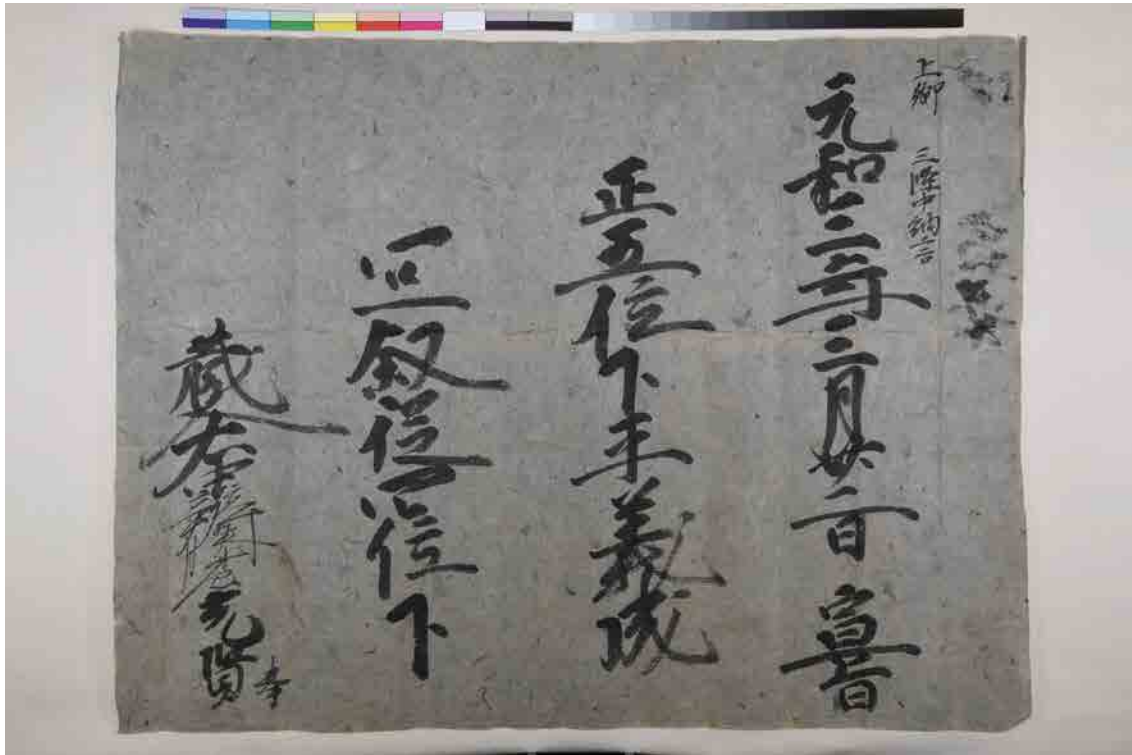
奉別

奉和

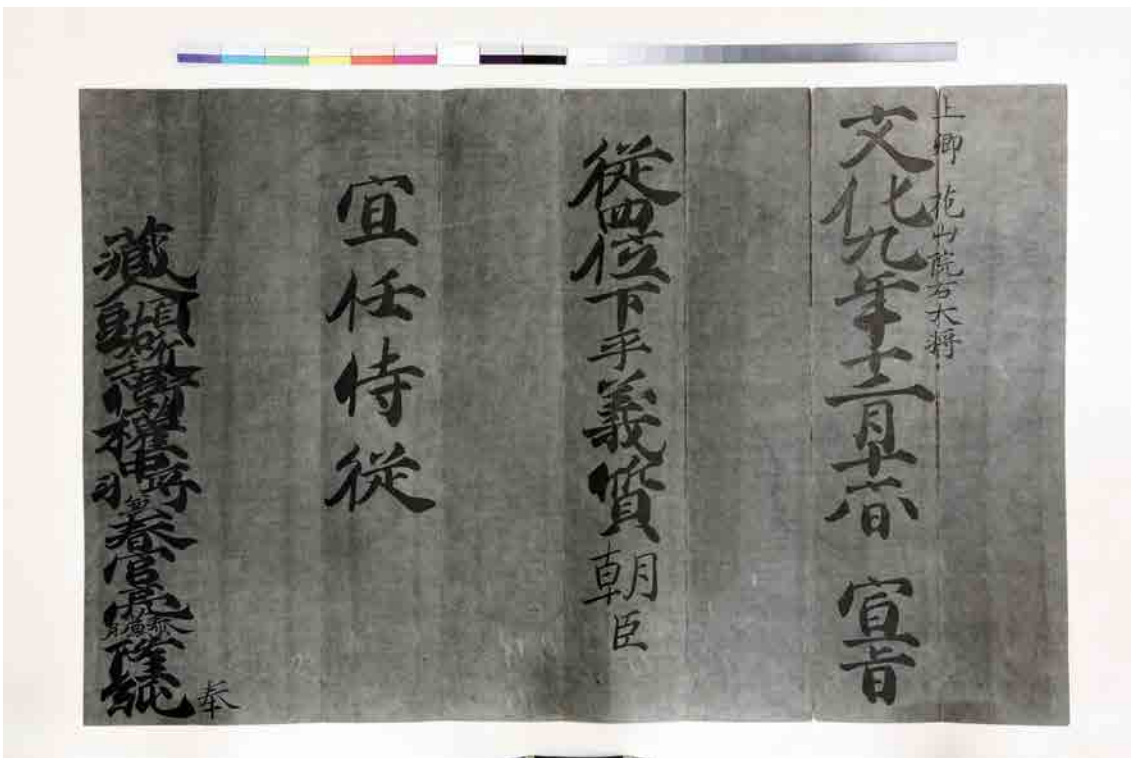
奉讓書同十

正德元年

(図版5) 小野家文書「[平信時修義副尉虎賁衛副司猛告身]」 (管理番号 1 3 6)



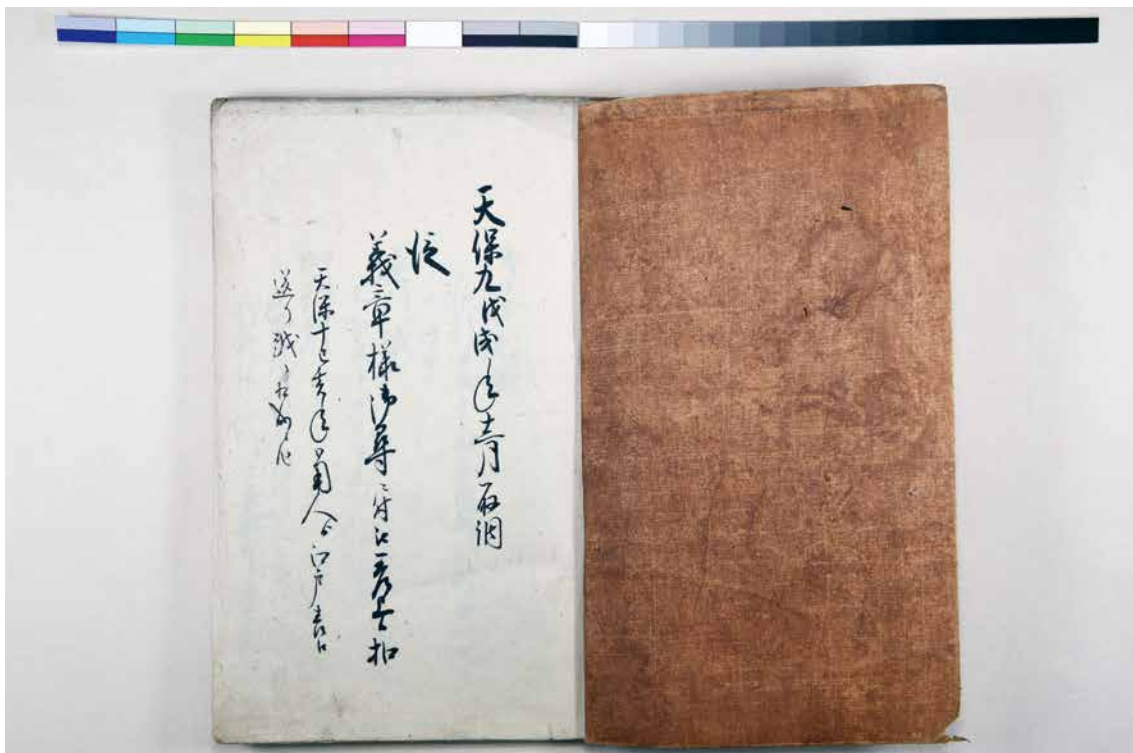
(图版 3) 「宗義成口宣案」



(图版 4) 「宗義質口宣案」文化9年



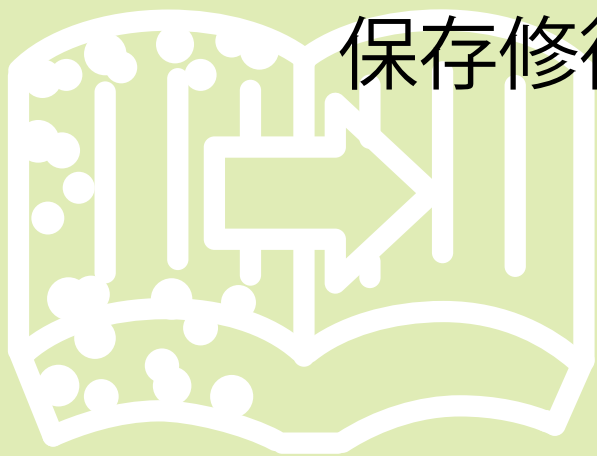
(図版1) 内野・津江家関係資料「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」表紙部分



(図版2) 内野・津江家関係資料「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」遊紙部分

II

保存修復



維持管理行為

本格修理(対馬宗家関係資料)

本格修理(高麗版一切経)

「維持管理行為」と「本格修理」の2本柱で、重要文化財「対馬宗家関係資料」の修理に取り組んでいます。

維持管理行為

維持管理行為とは、クリーニング(ホコリ払い)、フラットニング(折れ・シワ伸ばし)、ブリッジ(繕い)を主とするメンテナンス行為の総称です。損傷度の低い史料を対象としており、平成21年(2009)度から実施しています。

原則として、国の指定文化財(国宝・重要文化財)は、選定保存技術を有し、国立博物館の修理室を利用できる団体が修理を行うこととなっています。しかし、対馬の地理的特性や、「対馬宗家関係資料」の膨大さが考慮され、現地・対馬での修理(維持管理行為)が文化庁(国)から認められています。国の指定文化財の維持管理行為が認められているのは、全国でも当センターだけです。

維持管理行為は文化庁、国宝修理装璜(そうこう)師連盟(平成28年〔2016〕度以降は修理工房 辛匠〔ざいしょう〕株式会社)の指導があつて初めて成り立つものであり、当センターでは年3回の現地

研修でもってそれが担保されています。なお、表紙の修理、綴じなどの史料の審美(見た目)に関わるものや、大量の水を用いた修理行為は維持管理行為として認められておらず、現地研修の際に辛匠の技師による修理が行われます。

日記類(毎日記)1冊を修理するのに、当センター職員の作業と、辛匠技師の作業が必要であり、長いもので6ヶ月かかります。維持管理行為は、それほど忍耐力と集中力が必要な作業なのです。「対馬宗家関係資料」や「日記類(毎日記)」については26・27ページもご参照下さい。)

古文書はもろくなつていくため、開くだけでも損傷してしまうことがあります。当センターでは、そのような場合でも即対応することができるので、輸送コストや、輸送中の事故、断片や付箋の紛失などのリスクをなくすることが出来ます。

また、本来ならば国立博物館のバックヤードで見ることができない重要文化財の修理を間近で見学することができるといふ点も、他の施設にはない特色となっています。



クリーニング
(ホコリ払い)

史料の表面や綴じ部分(ノド)に溜まったチリやホコリ、虫の死骸、糞などを柔らかい刷毛で取り除いていきます。刷毛で対応できないほど汚損されている場合には、文化財専用ミュージアムクリーナーを使います。



フラットニング
(折れ・シワ伸ばし)

電気コテ(電気アイロン)と、コントローラーという温度を調節する道具を使用し、高温になりすぎないように注意しながら、折れやシワを一枚ずつ伸ばしていきます。



ブリッジ
(繕い)

虫害によって生じた穴は、穴よりも一回りほど大きな和紙を使って繕っていきます。虫穴を放置しておくことは、史料の審美(見た目)を損ねるとともに、更なる裂けや破れを生じさせる原因ともなります。工程の中でもブリッジは、特に時間のかかる、根気のいる作業です。



現地研修の様子

作業箇所の確認、表紙の修理、綴じなどが行われます。また、作業を保留にしておいた部分についても指導を仰ぎます。修理の様子は都度協議がなされ、より完成度の高い修理が目指されます。

修理前



修理後



こんなにきれいになります!



史料調査補助員 浦田さん

浦田さんに聞きました

「修理のお仕事は何年ぐらい続けていらっしゃるのですか?」

当センターの前身となる歴史民俗資料館時代からお世話になっていて、今年で十四年目になります。

「お仕事をされていて大変なところ、また、好きなところややりがいを感じるのとはどんなところですか?」

修理(維持管理行為)は、一冊仕上げるのに早くも二か月、時には半年以上もかかる、とても地道で根気がいる作業です。長期にわたって集中し続けるのが大変ですが、それを乗り越えて一冊の修理が終わったときには、達成感と喜びを感じます。それから、自分のペースで作業できるところも、とても気に入っています。

「ありがとうございました。」

修復室豆知識

古文書の修理には、伝統的に小麦アンプル糊が使われています。炊いてすぐのものは新糊、何年か寝かせたものは古糊と呼ばれ、それぞれ用途が異なります。修復室では新糊を使っています。

糊は修復室内の水回りです。その都度炊いています。



作業中に古文書を押さえておく重りは、修復室で手作りしています。



重りの中には……

何と、散弾銃の弾鉛玉が入っています!



この他にも色々な道具があるんですよ!



史料調査補助員 小島さん

小島さんに聞きました

「お仕事をされていて、面白い、楽しいと感じる場所はどんなところですか?」

一冊一冊・二丁(ページ)二丁に違いがあり、ドラマを感じます。書体がそれぞれ違うことも面白いですね。

「いつ頃から修理に携わっていらっしゃるのですか?また、修理にかける思いなどを聞かせて下さい。」

修理には去年から携わっています。

普段の生活では目にするのでできない文化財を間近で見ることができ、貴重な体験をさせていただいています。修理に携わることが縁を頂けて、とても嬉しいです。もっと経験を積んで、技術を高めていきたいです。

「ありがとうございました。」

本格修理

維持管理行為では対処できないほど損傷の激しい史料は、選定保存技術を有する国宝修理装演(そうこう)師連盟加盟工房＝修理工房 幸匠(ざいしょう)株式会社に委託して修理を行っています。

当センターでは平成27年(2015)度から「対馬宗家関係資料」の本格修理を開始し、本年度から第2期修理計画(2020～24年度)へ移行しています。

なお、平成29年(2017)度から令和4年(2022)度までの6ヶ年間は、修理費用の一部を公益財団法人朝日新聞文化財団に助成いただいております。



重要文化財「対馬宗家関係資料」のうち
日記類(毎日記)

対馬歴史研究センター所蔵 「対馬宗家関係資料」

文書・記録類	46,527点
絵図・地図類	1,469点
典籍類	3,338点
印章類	218点
書画・器物類	394点
合計	51,946点

(当センター所蔵の文化財については、
26・27ページも併せてご参照下さい。)

対馬宗家文書とは

江戸時代の対馬宗家が作成・管理した藩政資料群のことであり、国内外7ヶ所の所蔵機関に分割保管されています。その7ヶ所とは、九州国立博物館(福岡県・約1万4000点)、当センター(長崎県・約8万点)、韓国国史編纂委員会(韓国・約2万8000点)、国立国会図書館(東京都・約1600点)、東京大学史料編纂所(東京都・3000点)、慶應義塾図書館(東京都・1000点)、東京国立博物館(東京都・約160点)です。これらの所蔵機関が有する宗家文書は、実に12万点を超過しており、現存する大名家文書の中でも国内最大級と言われています。

「対馬宗家関係資料」とは

当センターが所蔵する宗家文書のうち5万点余りは、平成24年(2012)と同27年(2015)の2回に分けて、国の重要文化財に指定されました。その指定件名が「対馬宗家関係資料」であり、左表の資料群によって構成されています。「日本の宝」「日本国民の宝」となった「対馬宗家関係資料」は、今も変わらずここ対馬の地で大切に守り伝えられています。

日記類(毎日記)とは

対馬藩庁の各部署で作られた業務日誌のことで、日々の事柄が天気や風向きも含めて事細かに記されることから、「毎日記」とも通称されます。数ヶ月分の記事を1冊の冊子に仕立てる場合が多いですが、中には1ヶ月分の記事で1冊をなし、それを6～7冊合綴(がつてつ)して半年分とするものがあり、その場合の厚みは25センチを超えます。柿波染めの表紙に表題・収録年月・作成部署を記し、それを麻紐で総括するスタイルが一般的であり、当センターに伝来した日記類だけでも3,500冊にものぼります。対馬宗家文書の中心的な資料群と言っても過言ではありません。

国宝修理装演師連盟とは

「装演(そうこう)」という伝統的な保存修理技術で、国宝・重要文化財を中心とした文化財(美術工芸品など)の保存修理を行っている修理技術者集団です。主に日本・アジア地域で製作された「絵画」「書跡・典籍」「古文書」「歴史資料」などを修理対象としています。

国の選定保存技術「装演修理技術」の保存団体として技術の発展及び向上を図り、文化財修理及び関連する諸事業を通じて社会貢献を行っています。

また、伝統技術だけではなく最新の科学技術的成果も踏まえた技術開発および人材育成にも取り組んでいます。

文化庁は、文化財の修理について、高い技術力のある同連盟加盟工房に委託すること、並びに国立博物館の修理室で修理することを推奨しています。

参考：「国宝修理装演師連盟HPより」

日記類の本格修理

「対馬宗家関係資料」の中でも日記類（毎日記）の修理は、次のような流れで行われます。（令和元年度の事例）



絵巻の本格修理

「対馬宗家関係資料」の中には、朝鮮通信使関係の絵巻が3種類4本あります。通信使を描いた絵巻は国内で50本程度確認されていますが、国の重要文化財に指定された絵巻は当センターのものを除いて他にありません。平成27年(2015)には日本遺産、平成29年(2017)にはユネスコ「世界の記憶」(世界記憶遺産)にも認定されました。

これだけメジャーなため、その開閉回数も多く、劣化もひどく進行していました。このままでは展示活用もできなかったことから、緊急的に修理することとし、平成30年(2018)と令和元年(2019)の2ヶ年にわたり修理を行いました。折しも令和4年(2022)には対馬博物館が開館します。修理されてどのように変わったのか、ご自身の目で、ぜひご確認ください。

BEFORE...



朝鮮国信使絵巻 (文化度)

AFTER!!



令和元年(二〇一九)度に行われた修理では、間違えて貼られていたふせんを適切な場所に戻し、傷んだ表装・装飾を一新から選んで取り替えました。

巻き紐選び
表装の生地選び



軸首(軸端)選び



「対馬宗家関係資料」の修理計画

平成27年(2015)度より国の補助金を受けながら修理を行っており、これまで日記類35点、朝鮮通信使関係絵巻4点の修理を完了させました。

第1期

- H27(2015) 日記類7点【完了】
- H28(2016) 日記類7点【完了】
- H29(2017) 日記類7点【完了】
- H30(2018) 日記類7点+絵巻3点【完了】
- R1(2019) 日記類7点+絵巻1点【完了】

第2期

- R2(2020) 日記類2点+記録類8点+典籍類10点+絵図類5点【完了】
- R3(2021) 日記類2点+記録類7点+一紙物23点+絵図類4点【予定】
- R4(2022) 日記類2点+記録類8点+奉書類2点+絵図類4点【予定】
- R5(2023) 日記類2点+記録類13点+絵図類2点【予定】
- R6(2024) 日記類2点+記録類22点+絵図類4点【予定】

修理費用の一部を対馬市も負担していることから、第一期では計画立案の段階から対馬市との協議を重ねました。修理が完了したものは、令和4年(二〇二二)度に開館する対馬博物館で展示される予定です。

当センターでは、修理の成果をチラシにて公表しています。ホームページにてダウンロードできますので是非ご覧ください。



令和元年度「毎日記」修理成果公表チラシ



令和元年度「朝鮮国信使絵巻(文化度)」修理成果公表チラシ



令和2年度「対馬宗家関係資料」修理成果公表チラシ

「高麗版一切経」の本格修理

宗教法人 多久頭魂(たくだま)神社が所蔵する重要文化財「高麗版一切経」(長崎県対馬歴史研究センター寄託)も、宰匠による本格修理が行われています。修理は、文化庁・長崎県・対馬市の補助金、公益財団法人住友財団の文化財保護助成を受けて実施されています。



文化庁も交えた修理監督の様子@九州国立博物館

What is

高麗版一切経?

「高麗版一切経」とは、朝鮮半島で刷られたお経の集大成のことです。刷るために必要な版木は十一世紀に朝鮮半島で作成されていましたが、モンゴル軍の侵入によって焼かれてしまい、再び版木の作成がなされませんでした。これを再雕(さいちよう)版と言います。お経の集大成というだけあって総巻数は一四九八部六五九巻という大部で、現在版木は海印寺(ヘインサ)・大韓民国慶尚南道に保管されています。日本の室町時代においては、足利将軍のほか大内氏など有力な地域権力が「高麗版一切経」の入手を望んでおり、そのために多くの使節が朝鮮に派遣されました。

朝鮮半島では何度も「高麗版一切経」が刷られました。対馬にもたらされたのはいつか、多久頭魂神社所蔵の「高麗版一切経」がいつ対馬にもたらされたのかははっきりしません。お経自体にもたらされたことを示す根拠が何も残っていないからです。しかし、日本へもたらされた後に日本で補われた和版大般若経の書き込みから、十五世紀に対馬へもたらされたであろうことが推測できま。多久頭魂神社が所有する「高麗版一切経」は、十五世紀に対馬にもたらされ、豆酸に納められた後、六〇〇年近く動かされることなく保管されてきました。そうした希な価値が認められ、平成二十九年(二〇一七)に国の重要文化財に指定されました。

What is 多久頭魂神社?

敵原町豆酸に所在する神社。対馬独特の信仰として知られる天道信仰の拠点であり、対馬六観音の一つである十一面観音像を祀っています。神社であるにもかかわらず仏像やお経が伝わるのは、元々同神社が(豆酸)観音堂を前身としているためです。現在同神社に伝来する梵鐘(国指定重要文化財)には、以前の梵鐘が寛弘五年(一〇〇八)に「酸豆御寺」のために製作されたことが記されています。



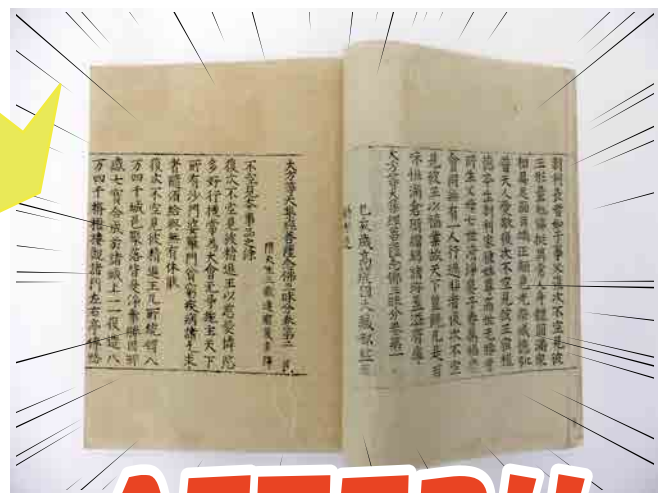
多久頭魂神社本殿



BEFORE...



納品の様子(2021. 3. 29)



AFTER!!

「高麗版一切経」の修理計画

第1期修理計画(2018~20年度)では、「高麗版一切経」1021点のうち147点が修理され、令和3年(2021)3月29日(月)に多久頭魂神社関係者立会いのもと、納品(返却)がなされました。対馬に返ってきたのは、実に3年ぶりです。令和3年(2021)度からは第2期修理計画(2021~23年度)が開始され、150点程度のお経が修理される予定です。

高麗版一切経の構造

多久頭魂神社所蔵「高麗版一切経」は、大きな冊子の形をしています。一般的な、蛇腹に折られたお経とは姿形が異なり、その大きさは、何と1冊あたり縦40cm×横32cm。大きな一枚の紙を半分に折って、それを100枚以上積み上げて一冊をなしているのです。

これだけ厚みがあるので、その綴じ方も特殊です。一見すると、朝鮮半島の冊子によく見られる五つ目綴じですが、解体してみると、五つ目綴じの穴とは別の穴が5つ開けられ、そこに紙で作った釘(紙釘)を打ち込んで固定されていることが分かりました。紙釘と五つ目綴じの両方によって頑丈に綴じられていたのです。1枚ずつに解体して修理しなければならなかったことから、この紙釘も新たに作り直しました。

また、1冊のお経の中には様々な質の紙が使われていることが分かりました。修理に際しては、それらの紙を色味・繊維(素材)・厚みなどの項目によって分類し、512種類以上の補修紙を作る(再現する)ところから始まりました。分類は1枚1枚、宰匠技師の目によってなされ、元々使われていた紙に限りなく近付けていきました。



一冊の姿



紙釘使用されていた



質の異なる紙の一冊の中



紙質によって再現された補修紙

人毛(?)の謎



お経には大量の人毛(?)が挟まっています。これは、お経を刷り出す際に用いる「ばれん」に人毛が含まれていたためではないかと推測されています。

当センターでは、修理の成果をチラシにて公表しています。ホームページにてダウンロードできますので、是非ご覧ください。



令和元年度「高麗一切経」修理成果公表チラシ



令和2年度「高麗一切経」修理成果公表チラシ



文化財の修理技術というものは、昔から確立されておき、時には数百年前の修理跡が見つかることもあります。この先人から受け継いだ、「修理のサイクル」を止めないこと、また、傷んだところを新しいものに入れ替えるのではなく、可逆性(いつでも元に戻せること)のある材料を使って、伝統技術で現状を維持することを最優先にしています。

宰匠・藤井良昭社長に お聞きしました

「職員さんはみなさん九州の方ですか?いつ頃から宰匠として活動されているのですか?」

九州出身の職員は現在数名ほどで、キャリアも色々です。文化財の修理は、元々東京・奈良・京都にある三つの国立博物館を中心に行われてきました。国立の博物館を持たなかった九州では、以前は傷んだ文化財は京都などに送って修理を行っていました。装潢(そうこう)の技術を持った人が九州にはいりませんでした。

しかし、実に百八年前に国立博物館が九州にでき、九州のものを九州で直すことが可能になりました。そのため私たち技術者がこちらに移り住み、ここ九州の地で修理を行っていくということなのです。

九州国立博物館ができて十年となる平成二十七年に、宰匠株式会社として創業しました。以来「九州のものを九州で、九州の人が直す」を社是として、人材育成にも取り組んでいます。

「ありがとうございました。」

III

国内外の研究 機関との連携



東京大学史料編纂所との
共同研究

共同研究が進行しています

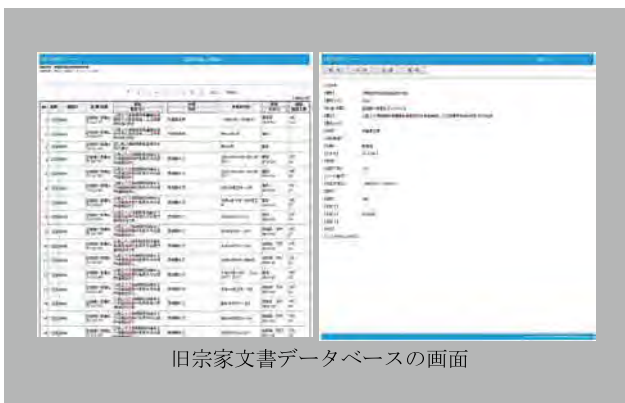
宗家文書がこれだけ多く残されているにも関わらず、研究があまり進んでいない要因の一つとして、宗家文書が分散して保管され、最も所有している対馬歴史研究センター（約8万点）や、韓国史編纂委員会（約2万8000点）が一般的に行きづらい場所にあるといった事情があります。そういった要因を少しでも解消するために、当センターは東京大学史料編纂所と共同して、宗家文書のデータベース化に取り組んできました。

これまでの共同研究課題

- ①平成19年(2007)～21年(2009)度 科学研究費・基盤研究(A)「日韓言語横断歴史資料検索システムの研究」 研究代表者:鶴田啓(東京大学史料編纂所)
- ②平成22年(2010)～24年(2012)度 特定共同研究「宗家史料の目録化」 研究代表者:鶴田啓(東京大学史料編纂所)
- ③平成22年(2010)～25年(2013)度 科学研究費・基盤研究(A)「宗家文書を素材とした分散所在大名家史料群の総合的研究」 研究代表者:鶴田啓(東京大学史料編纂所)
- ④平成25年(2013)度 特定共同研究「宗家史料の目録化」 研究代表者:鶴田啓(東京大学史料編纂所)

直近で行われた③と④の研究課題では、東京大学史料編纂所・長崎県対馬歴史研究センター(旧長崎県立対馬歴史民俗資料館)・九州国立博物館・国立国会図書館の史料目録をデータベース化し、横断検索ができるシステムを作り上げました。しかし、当該検索システムは、インターネット上で一般的に

公開されたものではなかったこと、史料目録の公開のみで、史料の中身まで見られるものではなかったこと、といった点が欠点となっていました。そこで再び東京大学史料編纂所と共同し、令和元年(2019)度から同4年(2022)度までの4年間で、誰もが画像を通じて宗家文書に「触れられる」ことを目指したデータベース作りに取り組んでいます。



旧宗家文書データベースの画面

現在進行中の共同研究課題と進捗状況

研究課題名

科学研究費・基盤研究(A)(一般)
「分散型大規模名家史料群の高度学術資源化と地域還元」
研究代表者：鶴田啓(東京大学史料編纂所)

令和元年(2019)度
令和2年(2020)度
令和3年(2021)度
令和4年(2022)度

サーバー納品
システム開発
システム試運転【予定】
システム運用開始【予定】



データベースに公開予定の絵図類の撮影@九州国立博物館

現在、開発を進めている宗家文書データベースでは、宗家文書の一部の史料に関して全ページの画像が見られたり、閲覧することができない絵図類、絵巻の高精細画像、器物類の3D画像が見られるようになります。研究の進捗状況については随時、ホームページ上で公開していきます。



3D撮影中の印章



開発中のデータベース

データベースは当センターHP上で公開予定です。発行済の所報も、HP上でPDF公開しています。



対馬歴史研究センターHP

IV



ホームページ・リーフレット紹介

視察・見学

出前講座

取材協力

寄贈・購入図書

ホームページができました

様々な情報を掲載するほか、資料閲覧予約や、所報及びリーフレットのダウンロードもできます。
最新のお知らせも随時公開していきますので、是非ご覧ください。



トップページ



新着情報



概要



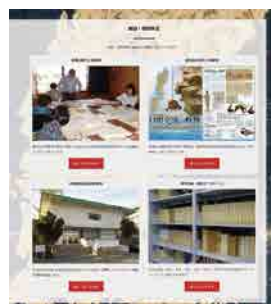
収蔵資料紹介



保存修復事業



トップページは
こちらから



調査研究事業



アクセス

リーフレットが
できました

令和3年度版リーフレット記載内容

- ・調査のあゆみ
- ・収蔵資料の紹介
- ・基本理念
- ・沿革
- ・保存修復について
- ・利用案内

など

ご入用の方はご連絡下さい。
左記ホームページからダウンロードすることもできます。



pdf形式のファイルです

視察

本年度はコロナ禍の中、次の方々にご視察いただきました。

令和2年6月5日(金) 長崎県対馬振興局

令和2年6月10日(水) 長崎県地域振興部

令和2年7月6日(月) 上野通子文部科学副大臣

令和2年8月25日(火) 長崎県立虹の原特別支援学校

令和2年10月14日(水) ミライon図書館

令和2年11月6日(金) 長崎県監査委員

令和2年11月19日(木) 長崎県議会文教厚生委員会

令和2年12月8日(火) 長崎県立虹の原特別支援学校対馬分教室

令和2年12月18日(金) 対馬市議会産業建設常任委員会

敬称略



上野通子文部科学副大臣(当時)視察 (2020.7.6)



長崎県監査委員視察 (2020.11.6)



長崎県議会文教厚生委員会視察 (2020.11.19)

見学

学校からの要望により施設見学を実施しました。対馬市内の小学校の修学旅行先は例年福岡市などの島外ですが、今年度は新型コロナウイルスの影響により島内に変更した学校もあったため、特別に対馬博物館(博物館棟)の見学が行われました。子どもたちは当センターにも訪れ、保存修復室も見学しました。そのほか、鶏知中学校や虹の原特別支援学校高等部対馬分教室の体験学習等の受け入れも行いました。

令和2年10月16日(金)	対馬市立比田勝小学校
令和2年10月22日(木)	対馬市立北部小学校修学旅行
令和2年10月22日(木)	対馬市立佐須奈小学校修学旅行
令和2年10月27日(火)	対馬市立鶏知中学校体験学習
令和2年11月20日(金)	対馬市立豊玉小学校修学旅行
令和3年2月3日(水)	長崎県立虹の原特別支援学校対馬分教室校外学習



鶏知中学校体験学習 (2020. 10. 23)



豊玉小学校修学旅行 (2020. 11. 20)

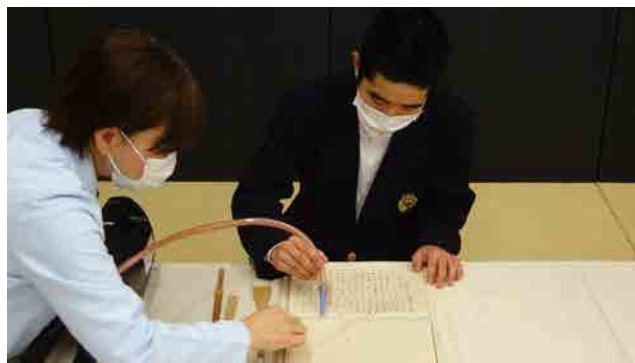


虹の原特別支援学校対馬分教室校外学習 (2021. 2. 3)

令和3年2月6日の虹の原特別支援学校の校外学習では、古文書修理体験のワークショップを行いました。



虹の原特別支援学校対馬分教室校外学習ワークショップの様子 (2021. 2. 3)

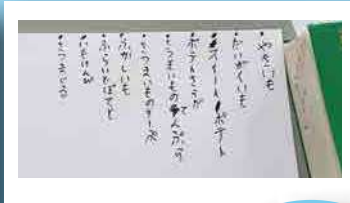


出前講座

対馬市内の学校に出向いて、対馬の歴史に関する出前講座を行いました。本年度は計3回実施しました。

朝鮮通信使といった日朝関係史をテーマにしたものから、サツマイモ(孝行芋)という身近なものの歴史まで対馬の地域性について考えを深められるような授業を行いました。

令和2年6月5日(金)	対馬市立東小学校	4年生(13名)	サツマイモの歴史と対馬の料理
令和2年6月19日(金)	対馬市立巖原小学校	6年生(39名)	朝鮮通信使と対馬の歴史
令和2年7月2日(木)	対馬市立仁田小学校	6年生(10名)	朝鮮通信使と対馬の歴史



サツマイモをなぜ孝行芋というのか初めて知りました。

昔の写真があるのがすごいいいと思いました!

原田さぶるうえもんが何日かかって、どうやって植え方を広めたか知りたいです。

孝行芋を植えたので収穫が楽しみです!

孝行芋がろくべえになることを初めて知りました。もっと孝行芋について知りたいです。

サツマイモが300年前から育てられてきてすごいいいと思いました。



東小学校出前講座 (R2. 6. 5)

たくさんのご感想をいただきました!

雨森芳洲や対馬藩が日本と朝鮮との間で活躍していたことを知れてよかったです。

日本人と朝鮮人の服装や髪形が全然違って印象に残りました。

サツマイモと朝鮮通信使が関わっているとわかって面白いいいと思いました。

本やインターネットだけでは知り得なかったことを、今回の講義で知ることができました。

対馬の人たちが朝鮮通信使に同行して案内役や国書を守るなどの大役を任されていたことに驚きました。



朝鮮通信使の中でも、たくさんの役割があって面白いいいと思いました。

江戸時代より前から朝鮮通信使が行われていたこと、往復8か月もかかることに驚きました。



仁田小学校出前講座 (R2. 7. 2)

取材協力

当センターでは、対馬の歴史や所蔵資料に関する各種メディアへの取材協力、および所蔵資料を刊行物等に掲載するにあたっての依頼に協力しております。本年度は以下の通りです。

放映分

番組内における所蔵資料の放映 (2件)

「つしまる通信」(対馬CATV)における
「朝鮮国信使絵巻(文化度)」(宗家文庫史料)など

WEB講義等における所蔵資料の放映 (6件)

「朝鮮国信使絵巻(文化度)」(宗家文庫史料)
「田代村絵図」(宗家文庫史料)など

家の由緒や人物に関する取材 (1件)

「ファミリーヒストリー・ナイツ編」(NHK総合、2020.8.17放映)
における「宗氏家譜」(宗家文庫史料)



「ファミリーヒストリー・ナイツ編」の取材 (2020. 6. 22)

対馬の養蜂に関する取材 (2件)

「THE!鉄腕DASH!!」(日本テレビ、2020.11.8放映)における
「日々記」(宗家文庫史料)
「Beeワールド」(テレビ東京、2020.12.10放映)における
「津島紀略」(薦田家関係資料)

掲載分

教育における画像利用 (11件)

「朝鮮国信使絵巻(上・下巻)」(宗家文庫史料)、
「朝鮮国信使絵巻(文化度)」(宗家文庫史料)など

WEBサイトや刊行物での画像利用 (6件)

「朝鮮国信使絵巻(文化度)」(宗家文庫史料)など

解説パネルやガイド資料での利用 (2件)

「亀卜神事資料」(宗家文庫史料)、
「清水山城図・金石城図」(宗家文庫史料)など

記念品での画像利用 (1件)

「朝鮮国信使絵巻(文化度)」(宗家文庫史料)

寄贈・購入図書(2020.3.1~2021.2.28)

◆刊本

対馬防備隊五十年史	海上自衛隊対馬防備隊
越後文書宝翰集 三浦和田氏文書Ⅱ	新潟県立歴史博物館
歴史と文化を訪ねる日本の古道・五街道② 中山道67次 甲州街道45次	教育画劇
今につながる日本史	中央公論社
クロスボーダー～対馬で出会った動植物たち～	高嶋孝行
古地図で楽しむ長崎	風媒社
関西に残された朝鮮通信使の足跡	京都国際中・高等学校
新編 大蔵経—成立と変遷	法蔵館
New Approachs to Ilkhanid History	BRILL社 (オランダ)
仁田紙が語る対馬の歴史・文化	樋口貴
近世日朝関係と対馬藩	吉川弘文館

◆図録

国際企画展示 昆布とミヨク 潮香るくらしの日韓比較文化誌	国立歴史民俗博物館
天草陶磁の旗手 高浜焼 波濤を越えた挑戦	天草市観光文化部文化課
九州初棟方志功の旅 彫り起こされた足跡と交流	北九州市立自然史・歴史博物館
三人展—Forward Stroke 明日への眼差し—	佐賀県立美術館
名護屋城と配陣図	佐賀県立名護屋城博物館
トイレのナゾを追え!!—肥前名護屋の厠と雪隠—	佐賀県立名護屋城博物館
追憶の熊本—画家・甲斐青萍が描いた熊本城下の記憶—	熊本博物館
星を見る人～日本と土佐の金星天文暦学～	高知県立高知城歴史博物館
古今和歌集巻第二十 高野切本 原文・現代語訳	高知県立高知城歴史博物館
明治・大正ハマの街—新市庁舎建設地・洲干島遺跡—	横浜市ふるさと歴史財団
地酒王国 信州	長野県立歴史館
先住民の宝	国立民族学博物館
北野大茶湯—天正から現代へ—	茶道資料館
朝鮮通信使に関する記録 17世紀～19世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史	NPO法人朝鮮通信使緑地連絡協議会・朝鮮通信使ユネスコ連絡部会
室町將軍 一戦乱と美の足利十五代—	西日本新聞社・TVQ九州放送・テレビ西日本
館蔵名品展 更紗 生命の花咲く布	九州国立博物館
住友財団修復助成30年記念 文化財よ、永遠に	住友財団・九州国立博物館
ルネ・ユイグのまなざし フランス絵画の精華 大様式の形成と変容	東京富士美術館
日中文化交流協定締結40周年記念 特別展「三国志」	東京国立博物館・九州国立博物館・NHK・NHKプロモーション・朝日新聞社
版経東漸～対馬がつなぐ仏の教え～	九州国立博物館
九州国立博物館開館15周年記念・太宰府史跡指定100周年記念 特集展示 筑紫の神と仏	九州国立博物館
稲作とクニの誕生—信州と北部九州—	長野県立歴史館
企画展示 性差(ジェンダー)の日本史	国立歴史民俗博物館
佐賀県立博物館50周年特別展 THISS SAGA —2つの海が世界とつなぎ、佐賀をつくった—	佐賀県立博物館

◆目録

令和元年度 古文書資料目録 25	福岡市総合図書館文学・文書課
長野県立歴史館収蔵文書目録 19	長野県立歴史館
横浜市歴史博物館資料目録 第28集	横浜市ふるさと歴史財団
積砂版大蔵経目録 第九冊	武田科学振興財団

◆報告書

美術工芸品を守る伝統の技 装演修理技術	文化庁文化財第一課
美術工芸品を守る伝統の技 補修紙・美紙紙・宇陀紙	文化庁文化財第一課
わくわくする研究を歴博で!—国立歴史民俗博物館の共同研究紹介— vol.3	国立歴史民俗博物館
ちくごアートファーム計画2019 ココロに効くアート—美はどこから来るのか	ちくごアートファーム計画実行委員会
守れ!文化財～モノとヒトに光を灯す～ 2019年度事業報告書	「守れ!文化財～モノとヒトに光を灯す～」事業実行委員会
令和元年度文化財防災ネットワーク推進事業—九州国立博物館の取り組み—	独立行政法人国立文化財機構 九州国立博物館
鹿児島国際大学ミュージアム調査研究報告 第17集	鹿児島国際大学国際文化学部博物館実習施設・鹿児島国際大学ミュージアム
臼杵の中世—臼杵荘の時代—	臼杵市教育委員会
豊後國山香郷の調査 本編	大分県立歴史博物館
沖代条里の調査 3	大分県立歴史博物館
沖代条里の調査 資料編	大分県立歴史博物館
湊とともに—工業松右衛門と江戸時代の高砂—	高砂市教育委員会
まぼろしの思水園	大野城市教育委員会
令和元年度 国宝修理装こう師連盟 第25回定期研修会報告集	一般社団法人 国宝修理装演師連盟
「16-19世紀東アジア国際秩序の成立と変容の研究」国際シンポジウム報告書	名古屋大学高等研究院 名古屋大学人文学研究科
2019年度 文化財防災ネットワーク推進事業シンポジウム vol.2	独立行政法人国立文化財機構 文化財防災ネットワーク推進室
「関西に残された朝鮮通信使の足跡」発行記念セミナー	京都国際中・高等学校
九州国立博物館 文化財修理報告 平成18-20年度	独立行政法人国立文化財機構 九州国立博物館

◆ 逐次刊行物

長崎市長崎学研究所紀要 長崎学 第4号	長崎市長崎学研究所
歴博 第219号	国立歴史民俗博物館
白山史学 第56号	白山史学会
岡山の自然と文化 郷土文化講座から 39	岡山県郷土文化財団
東洋大学文学部紀要 第73集 史学科篇 第45号	東洋大学
国立歴史民俗博物館研究報告 第220集	国立歴史民俗博物館
研究紀要 第14号	長崎歴史文化博物館
山口県史研究 第28号	山口県
北九州市立自然史・歴史博物館研究報告 B類歴史第17号	北九州市立自然史・歴史博物館
九州文化史研究所紀要 第62号	九州大学付属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
新潟県立歴史博物館年報 第19号	新潟県立歴史博物館
新潟県立歴史博物館研究紀要 第21号	新潟県立歴史博物館
調査研究書 第44集	佐賀県立博物館・佐賀県立美術館
国立歴史民俗博物館研究報告 第219集	国立歴史民俗博物館
ロザリオの祈り 旅する教会の神秘	長崎純心大学博物館
嶽南風土記 第27号	有家史談会
佐賀県立佐賀城本丸歴史館 研究紀要 第15号	佐賀県立佐賀城本丸歴史館
大分県立歴史博物館 研究紀要 20	大分県立歴史博物館
研究紀要 第26集	佐賀県立名護屋城博物館
福岡市総合図書館 研究紀要 第20号	福岡市総合図書館
歴史研究の最前線「ハワイの日系人と太平洋戦争～追放・排除と包摂～」	総研大日本歴史研究専攻・国立歴史民俗博物館
ふるさと館ちくしの 筑紫野市歴史博物館年報19・20	筑紫野市歴史博物館
民具マンスリー 第53巻1号	神奈川大学日本常民文化研究所
民具マンスリー 第53巻2号	神奈川大学日本常民文化研究所
民具マンスリー 第53巻3号	神奈川大学日本常民文化研究所
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信89号	東京大学史料編纂所
長野県立歴史館 研究紀要 第26号	長野県立歴史館
三井文庫論叢 第53号	三井文庫
高知県立高知城歴史博物館 研究紀要 第2号	高知県立高知城歴史博物館
横浜市歴史博物館 紀要 vol.24	横浜市歴史博物館
国立歴史民俗博物館要覧 2020	国立歴史民俗博物館
昭和のくらし研究 第18号	昭和館
西南学院大学博物館研究紀要 第8号	西南学院大学博物館
彦根郷土誌研究 54号	彦根史談会
調査研究報告 第40号	国文学研究資料館学術資料事業部
訳官使・通信使とその周辺 2	「訳官使・通信使とその周辺」研究会
民具マンスリー 第53巻4号	神奈川大学日本常民文化研究所
民具マンスリー 第53巻5号	神奈川大学日本常民文化研究所
民具マンスリー 第53巻6号	神奈川大学日本常民文化研究所
民具マンスリー 第53巻7号	神奈川大学日本常民文化研究所
ふるさと館ちくしの 筑紫野市歴史博物館年報21	筑紫野市歴史博物館
東風西声 九州国立博物館紀要 第15号	九州国立博物館
九州歴史資料館 研究論集 45	九州歴史資料館
明治大学博物館研究報告 第24号	明治大学博物館
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信90号	東京大学史料編纂所
REKIHAKU 001 特集されど歴史	国立歴史民俗博物館
日本學論集 41	慶熙大校大大学院日語日文学科
伊能忠敬記念館年報 第21号	伊能忠敬記念館
長崎関係史料選集 第5集	長崎史学習会
長崎関係史料選集 第6集	長崎史学習会
国立歴史民俗博物館研究報告 第222集	国立歴史民俗博物館
大阪歴史博物館年報 平成31(令和元)年度	大阪歴史博物館
史料館研究紀要 第25号	大分県立先哲史料館
民具マンスリー 第53巻8号	神奈川大学日本常民文化研究所
民具マンスリー 第53巻9号	神奈川大学日本常民文化研究所
国立歴史民俗博物館研究報告 第168集	国立歴史民俗博物館
国立歴史民俗博物館研究報告 第221集	国立歴史民俗博物館
東京大学史料編纂所附属 画像史料解析センター通信91号	東京大学史料編纂所
『日本の吹奏楽黎明期に関する資料』～イラストで見る日本国吹奏楽の歴史～ 吹奏楽紀要18号	日本吹奏楽指導者協会・JBA広報研究委員会

◆ 複製資料

対馬宗家文書所蔵「宗助国戦死始末」関連史料(抜刷)	石田徹
朝鮮通信使をめぐる研究動向(抜刷)	横山恭子
元和磯竹島(鬱陵島)一件(抜刷)	森須和男
高麗大藏経印出本に見える墨書の検討(抜刷)	馬場久幸



編集後記

対馬歴史研究センター所報創刊号、いかがでしたか？
親しみやすく、かつ内容も盛りだくさんの所報にした
いと、センター職員一同頭をひねって作り上げました。
より多くの方に、当センターの活動内容を知っていただ
ければ幸いです。

今後とも内容を充実させたく思っておりますので、ご
意見やご感想、こんな特集が読みたい！といったご要望
などございましたら、是非お聞かせ下さい。

最後になりましたが、発刊にあたり、取材や原稿作成
にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

長崎県対馬歴史研究センター所報 創刊号

2021年3月 発行

編集・発行 長崎県対馬歴史研究センター


〒817-0021

長崎県対馬市今屋敷668-2

Tel/0920-52-3687

Fax/0920-52-1816

 s40470@pref.nagasaki.lg.jp

 <https://tsushima-hrc.jp>

